

会計検査院法第30条の3の規定に基づく報告書

「政府開発援助（ODA）に関する会計検査の結果について」

平成18年9月

会計検査院

参議院決算委員会において、平成17年6月7日、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため、会計検査院に対し、ODA事業の執行状況について会計検査を行い、その結果を報告するよう要請することが決定され、同月8日参議院議長を経て、会計検査院長に対し会計検査及びその結果の報告を求める要請がなされた。これに対して、会計検査院は、同日、検査官会議において本要請を受諾することを決定した。

本報告書は、上記の要請により実施した会計検査の結果について、会計検査院長から参議院議長に対して報告するものである。

平成18年9月
会計検査院

目次

第1	検査の背景	1
1	検査の要請の内容	1
2	平成15年度決算審査措置要求決議の内容	1
第2	開発コンサルタント、NPO等への委託契約の状況について	4
1	検査の対象、着眼点及び方法	4
(1)	検査の対象及び着眼点	4
(2)	検査の方法	4
2	検査の結果	5
(1)	コンサルタントへの委託契約の概要	5
ア	援助実施機関における委託契約の状況	5
イ	JICAにおけるコンサルタント委託契約の概要	7
ウ	外務省及びJBICにおけるコンサルタント委託契約の概要	8
(ア)	外務省における委託契約の概要	8
(イ)	JBICにおける委託契約の概要	9
(2)	対コスタリカODAにおける株式会社パシフィックコンサルタンツインターナショナル(PCI)に係る不祥事の概要、同種事案の有無	9
ア	対コスタリカODA「テンピスケ川中流域農業総合開発計画」におけるJICAとPCIの契約及び精算	9
(ア)	不祥事の発覚の経緯	9
(イ)	テンピスケ川中流域農業総合開発計画の概要	9
(ウ)	契約の概要	10
(I)	再委託の契約及び精算の状況	11
(オ)	PCIの会計処理	15
(カ)	PCIからIGNへの支払額について	16
(キ)	IGN以外の契約相手方との再委託契約	18
イ	参議院決算委員会に既に報告されている同種事案	19
ウ	発生原因及びJICAの対応	21

(ア) 発生原因	21
(イ) JICAの対応	22
エ 国会からの検査要請後に新たに判明した同種事案	24
(ア) JICAとPCIの契約に係る同種事案	24
(イ) 外務省及びJBICとPCIの契約に係る同種事案	28
オ JICA等とPCI以外のコンサルタントとの契約	30
(3) 外務省、JICA及びJBICのPCI等日本の開発コンサルタント会社に対する事務・業務の委託契約の状況	32
ア JICAにおける契約の事務手続	32
(ア) 契約の締結	32
(イ) 契約の相手方の選定の原則	32
(ウ) 指名基準	34
(エ) プロポーザル方式によらない選定方法	34
イ JICAにおける業務実施契約及び再委託契約の締結	35
(ア) 業務実施契約	35
(イ) 再委託契約	35
ウ JICAにおけるコンサルタントとの契約の実績	37
エ 外務省及びJBICにおけるコンサルタントとの契約の状況	41
(ア) 外務省における契約の状況	41
(イ) JBICにおける契約の状況	42
3 検査の結果に対する所見	44
第3 草の根・人間の安全保障無償援助の実施状況について	46
1 検査の対象、着眼点及び方法	46
(1) 検査の対象	46
(2) 検査の着眼点	46
(3) 検査の方法	46
2 検査の結果	46
(1) 制度の概要	46
ア 制度の導入の背景、変遷	47

イ	目的、対象等	47
ウ	援助実績	48
(2)	実施手続	52
ア	ガイドラインの策定	52
イ	実施手順	52
(ア)	事前調査	54
(イ)	贈与契約の締結	54
(ウ)	資金の供与	55
(エ)	モニタリング	55
(オ)	フォローアップ	57
ウ	外部委嘱制度	57
(3)	在外公館における草の根無償の実施状況	57
ア	検査対象とした在外公館における援助実績	57
イ	在外公館における実施体制	58
ウ	事前調査の実施状況	60
エ	資金の供与	61
オ	モニタリングの実施状況	62
(ア)	案件の進ちょく状況の確認	62
(イ)	案件の実施期間	63
(ウ)	契約期間の変更	65
(エ)	最終報告書の提出	66
(オ)	終了時確認の実施	67
カ	フォローアップの実施状況	68
(4)	援助の対象となった施設等の利用状況	69
ア	調査対象事業の選定	69
イ	調査の状況	69
(ア)	ムール貝・牡蠣養殖計画（ブラジル連邦共和国）	70
(イ)	アカキ青少年育成センター設置計画（エチオピア連邦民主共和国）	71
(ウ)	ギザウ博士記念総合病院建設計画（エチオピア連邦民主共和国）	72
(エ)	ヴェリキ・グラダツ村小学校再建計画（クロアチア共和国）	73

ウ	過去に決算検査報告に掲記した草の根無償の現況について	73
(ア)	「平成14年度決算検査報告」に掲記した案件の現況について	74
(イ)	「平成16年度決算検査報告」に掲記した案件の現況について	75
3	検査の結果に対する所見	78
	別表3-1 現地調査対象事業概要等一覧	80
第4	スマトラ沖地震の緊急援助の実施状況について	83
1	検査の対象、着眼点及び方法	83
(1)	検査の対象	83
(2)	検査の着眼点	83
(3)	検査の方法	84
2	検査の結果	84
(1)	津波等災害に対する被災国及び国際機関からの援助の要請並びに我が国政府の対応状況	84
ア	津波等災害による被害の状況	84
イ	我が国政府の対応状況	85
(ア)	緊急援助物資供与	85
(イ)	緊急無償資金協力事業	86
(ウ)	ノンプロ無償資金協力事業	87
(2)	緊急援助物資供与の実施状況	90
ア	インドネシア共和国	90
(ア)	援助の要請と引渡し	90
(イ)	供与された物資の内訳とその後の使用状況	90
イ	モルディブ共和国	91
(ア)	援助の要請と引渡し	91
(イ)	供与された物資の内訳とその後の使用状況	91
ウ	スリランカ共和国	92
(ア)	援助の要請と引渡し	92
(イ)	供与された物資の内訳とその後の使用状況	92
エ	タイ王国	93

(ア)	援助の要請と引渡し	93
(イ)	供与された物資の内訳とその後の使用状況	93
(3)	緊急無償資金協力事業の実施状況	94
ア	インドネシア共和国	94
(ア)	援助の要請と資金の供与	94
(イ)	供与された資金の使用状況	94
イ	モルディブ共和国	95
(ア)	援助の要請と資金の供与	95
(イ)	供与された資金の使用状況	95
ウ	スリランカ共和国	95
(ア)	援助の要請と資金の供与	95
(イ)	供与された資金の使用状況	95
(4)	ノンプロ無償資金協力事業の実施状況	95
ア	インドネシア共和国	95
(ア)	援助の受入・実施体制	95
(イ)	被災地における需要の把握と事業内容の決定の状況	97
(ウ)	資金の執行状況	100
(エ)	案件に係る契約の進ちょく状況	101
イ	モルディブ共和国	103
(ア)	援助の受入・実施体制	103
(イ)	被災地における需要の把握と事業内容の決定の状況	104
(ウ)	資金の執行状況	105
(エ)	案件に係る契約の進ちょく状況	107
ウ	スリランカ共和国	108
(ア)	援助の受入・実施体制	108
(イ)	被災地における需要の把握と事業内容の決定の状況	109
(ウ)	資金の執行状況	111
(エ)	案件に係る契約の進ちょく状況	112
エ	外務省におけるノンプロ無償資金協力事業の実施に関する中間評価	114
3	検査の結果に対する所見	115

別表4-1 締結された契約の内訳（インドネシア共和国）	118
別表4-2 締結された契約の内訳（モルディブ共和国）	124
別表4-3 締結された契約の内訳（スリランカ共和国）	125

第1 検査の背景

1 検査の要請の内容

会計検査院は、平成17年6月8日、参議院から、下記事項について会計検査を行い、その結果を報告することを求める要請を受けた。

一、会計検査及びその結果の報告を求める事項

(一) 検査の対象

外務省、独立行政法人国際協力機構(JICA)、国際協力銀行(JBIC)

(二) 検査の内容

政府開発援助(ODA)についての次の各事項

1 開発コンサルタント、NPO等への委託契約の状況について

特に

- ・対コスタリカODAにおける株式会社パシフィックコンサルタンツインターナショナル(PCI)に係る不祥事の概要、同種事案の有無
- ・外務省、JICA及びJBICのPCI等日本の開発コンサルタント会社に対する事務・業務の委託契約の状況

2 草の根・人間の安全保障無償援助の実施状況について

3 スマトラ沖地震の緊急援助の実施状況について

2 平成15年度決算審査措置要求決議の内容

参議院決算委員会は、17年6月7日に検査を要請する旨の上記の決議を行っているが、同日に「平成15年度決算審査措置要求決議」を行っている。

このうち、上記検査の要請に関する項目の内容は、以下のとおりである。

12 ODAにおける不正事案について

昨年9月、コスタリカへのODA事業「テンピスケ川中流域農業総合開発計画」で、同国政府機関「国土地理院」への再委託料として(株)パシフィックコンサルタンツインターナショナル(PCI)に支払われた約231,000ドル(約2,500万円)のうち、コスタリカ側に支払われた約59,000ドルを除いた約172,000ドル(約1,800万円)が政府機関の口座に入金されないまま用途不明になっていることが、独立行政法人国際協力機構(JICA)の調査で明らかになった。JICAは、「不正又

は不誠実な行為」があったとして、同年12月、指名停止6か月の処分を行った。なお、P C Iは、コスタリカ側に支払われた約59,000ドルを除いた約172,000ドル（プラス利息分）を今年1月J I C Aに返還した。

上記事案を受けてJ I C Aは、P C Iが過去5年間に受注した類似の案件について調査を実施し、本委員会においてその結果を聴取した。それによれば、調査の結果4か国4案件において実態と異なる再委託契約を行いJ I C Aに対して不正な請求を行っていたことが新たに判明したことを踏まえて、J I C AはP C Iに対して新たに9か月の指名停止措置をとり、不正請求額合計1,527万円相当及び利息分の返還を請求した。

O D Aの実施に際して、再度開発コンサルタント会社の不祥事が起きることのないよう、外務省は、再発防止のためにより透明性の高い事業を遂行するように指導監督すべきであり、またJ I C Aは、再委託契約手続の各段階を見直して、再委託先に関する情報のJ I C A在外事務所への報告の徹底、入札時の同事務所員による立会いの励行、再委託契約にかかわるすべての会計書類のJ I C Aへの提出、J I C A在外事務所が設置されていない地域への現地調査団派遣など監督体制強化の措置を講ずべきである。

P C Iを始めとするO D Aに関するコンサルタント会社への委託業務についての会計検査については、過去に不正事案がなかったかなどの実態を十分に調査した上、実施すべきである。

13 草の根・人間の安全保障無償について

グローバル化が急進する中、感染症、環境問題といった国境を超える問題が世界中で広がっている。また、多発する地域紛争や経済的な要因により、難民や国内避難民などの非自発的な人の移動が大きな問題となっている。こうした問題を克服するためには、人間の生存、生活、尊厳を直接に脅かす深刻かつ広範な脅威から人々を保護し、個人やコミュニティが自立するための能力を育成することが必要である。これが「人間の安全保障」の考え方であり、我が国は、人間の安全保障分野における取組を推し進めるために、1999年3月国連に「人間の安全保障基金」を設置し、積極的に支援を行ってきた。

平成15年度予算から、開発途上国の現地住民に直接裨益するきめ細かな援助として

高い評価を得てきている草の根無償資金協力（平成14年度予算100億円）に、人間の安全保障の考えをより強く反映させ、「草の根・人間の安全保障無償」として、主にN G Oを被供与団体とし、迅速な実施が求められる緊急の支援にも対応していくこととした（平成15年度草の根・人間の安全保障無償資金協力予算150億円）。

供与限度額の原則1,000万円以下は草の根無償資金協力時と変更はないが、最大供与額を従来の5,000万円から1億円に引き上げた。

政府は、15年度から実施した「草の根・人間の安全保障無償」について、それまでの草の根無償と比較して、その意義、効果等について調査・検討する必要がある。

15 スマトラ沖地震に対する緊急援助の実施状況について

昨年末に発生したスマトラ沖地震及びインド洋津波被害に関し、我が国は5億ドルを限度とする協力を関係国及び国際機関等に対して無償で供与することを決定した。このうちの半分の2億5,000万ドルはユニセフ、世界食糧基金等の国際機関経由で、残りの2億5,000万ドルはインドネシア、スリランカ等の被災国に直接送金されている。しかし、後者の二国間供与分については、資金が相手側に届いているにもかかわらず、調達がまだ実施されていない部分がある。

政府は、今後の緊急支援においてその趣旨が生かされないというものがないよう、スマトラ沖地震に関し緊急支援として供与した援助について、その実施状況を調査する必要がある。

第2 開発コンサルタント、NPO等への委託契約の状況について

1 検査の対象、着眼点及び方法

(1) 検査の対象及び着眼点

会計検査院は、開発コンサルタント会社、特定非営利活動法人（Non Profit Organization。以下「NPO」という。）等（以下、これらを総称して「コンサルタント」という。）への委託契約の状況について、我が国の援助実施機関である外務省、国際協力銀行（Japan Bank for International Cooperation。以下「JBIC」という。）及び独立行政法人国際協力機構（Japan International Cooperation Agency。以下「JICA」という。）が、12年度から16年度までの5年間にコンサルタントと締結した事務・業務の委託契約を対象として検査した。

JICAがコスタリカ共和国（以下「コスタリカ」という。）で実施した開発調査「テンピスケ川中流域農業総合開発計画」において、JICAが株式会社パシフィックコンサルタンツインターナショナル（以下「PCI」という。）と締結した委託契約に係る業務の一部の再委託契約の実施に関し不祥事が発覚した。この不祥事は、PCIがコスタリカ国土地理院と締結した再委託契約に係る経費の一部が用途不明となったというものである。会計検査院は、このことを踏まえ、JICAに対して事実関係及び現地における調査の結果について説明を求めるとともに、委託契約及び精算の適否に着眼して検査した。

また、同種事案の有無については、JICA及びJBIC（以下「JICA等」という。）がPCIと締結した委託契約のうち、現地で再委託契約が締結されているものすべてを対象とし、現地における調査をJICA等に求めるとともに、委託契約及び精算の適否に着眼して検査した。さらに、PCI以外のコンサルタントと締結した契約についても、PCIに対すると同様の現地における調査を行うようJICA等に求めた。JICA等はこれを受けて、現地で再委託契約が締結された委託契約の中から、契約年度、業務が実施された国における在外事務所の有無、委託契約の相手方であるコンサルタント、再委託された契約金額等を考慮した96契約を対象として、現地における調査等を行うこととした。そして、会計検査院は、これらの96契約を対象として検査した。

(2) 検査の方法

会計検査院は、我が国の援助実施機関がコンサルタントと締結した委託契約の状況について、各援助実施機関から決算書等の関係書類に基づき業務実施等に関する説明を聴取した。

対コスタリカ O D A における P C I に係る不祥事や同種事案の有無については、J I C A 等から委託契約書、P C I から提出された再委託契約書、領収書、成果品等関係する証憑の提示を受けるなどして国内での書類審査の状況を聴取するとともに、J I C A 等に対し現地での再委託先に対する調査を実施するよう求めた。

また、P C I に対しては、本社に赴き、社員から社内の会計処理について関係書類に基づき説明を聴取し、また、同社が保存している本件「テンピスケ川中流域農業総合開発計画」に関する銀行の出入金の記録等の証憑を精査するなどして検査を実施した。

さらに、会計検査院は、コスタリカに職員を派遣し、再委託先等の関係者から事情を聴取するとともに、関係書類を確認している。

なお、本件事案の検査の過程において、外務本省、J B I C 本店、J I C A 本部等に対する会計実地検査及びコスタリカにおける現地調査に要した人日数は41.2人日である。

2 検査の結果

(1) コンサルタントへの委託契約の概要

我が国の援助実施機関が委託契約を締結しているコンサルタントには、開発コンサルタント会社のほかに、財団法人、社団法人、N P O、国立大学法人、個人等が含まれている。

ア 援助実施機関における委託契約の状況

O D A においては、対象となる分野が多岐にわたっており、援助実施機関から委託されたコンサルタントが専門的知見を活かして、現地で様々な調査を実施していくことになる。

援助実施機関ごとの委託契約の状況は、表2-1のとおりとなっている。

表2-1 援助実施機関ごとの委託契約状況表

(単位：件、百万円)

年度	外務省		J B I C		J I C A	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
12	21	230	141	3,406	890	33,976
13	31	343	123	3,667	914	32,220
14	11	98	201	4,873	861	29,182
15	24	391	260	5,326	964	29,038
16	18	315	191	3,206	1,173	26,380
計	105	1,380	916	20,480	4,802	150,798

(注) 外務省は1件100万円以上、J B I Cは1件200万円以上、J I C Aはすべての委託契約を対象として集計している。

表2-1に示した委託契約の状況を、開発コンサルタント会社、財団法人及び社団法人並びに N P O、国立大学法人、個人等のコンサルタントの態様別に示すと、表2-2のとおりとなっている。

表2-2 コンサルタント態様別の委託契約状況表

(単位：件、百万円)

年度	外務省				J B I C				J I C A			
	開発コンサル タ会社等		N P O 等		開発コンサル タ会社等		N P O等		開発コンサル タ会社等		N P O等	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
12	19	212	2	18	126	3,180	15	225	869	33,891	21	84
13	30	313	1	29	106	3,418	17	248	884	31,682	30	537
14	8	77	3	21	167	4,287	34	586	826	28,783	35	398
15	23	384	1	6	222	4,853	38	473	929	28,441	35	597
16	15	286	3	29	151	2,792	40	414	1,096	25,574	77	806
計	95	1,275	10	105	772	18,533	144	1,947	4,604	148,374	198	2,424

(注) 外務省は1件100万円以上、J B I Cは1件200万円以上、J I C Aはすべての委託契約を対象として集計している。

また、表2-2のコンサルタント態様別の委託契約のうち、の開発コンサルタント会社等として示したもののうちで契約の相手方が P C I であるものは、表2-3のとおりとなっている。

表2-3 契約の相手方がP C Iであるもの
(単位：件、百万円)

年 度	外 務 省		J B I C		J I C A	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
12	-	-	5	245	71	4,755
13	3	28	10	391	74	4,537
14	-	-	8	526	62	5,055
15	2	21	12	517	79	4,830
16	-	-	10	119	53	3,077
計	5	50	45	1,800	339	22,256

(注) 外務省は1件100万円以上、J B I Cは1件200万円以上、
J I C Aはすべての委託契約を対象として集計している。

イ J I C Aにおけるコンサルタント委託契約の概要

J I C Aは、表2-4のとおり、コンサルタントと事務・業務の委託契約を次の3種類
の契約形態により締結している。すなわち、

役務提供契約は、J I C Aが調査団を編成し、調査を直接実施する場合に採ら
れる契約形態であり、コンサルタントは現地調査に参加し知識等を提供するなど
するものである。

業務実施契約は、コンサルタントが独自に調査団を編成して調査を実施するな
どの場合に採られる契約形態であり、コンサルタントは調査の実施から調査報告
書の作成までの責任を負うものである。

業務実施契約簡易型は、業務実施契約の手続を簡素化した契約形態であり、技
術協力プロジェクトのうち個別の短期専門家の派遣等の場合に採られるものであ
る。

そして、上記 の業務実施契約を締結して実施する調査の例としては、開発調査
や無償資金協力の基本設計調査がある。

開発調査は、開発途上国の社会・経済の発展に役立つ公共的な各種事業のうち、
優先度や緊急性が高い事業の開発計画作りを報告書の作成をもって支援するととも
に、その過程で相手国の関係者に対して、計画策定方法、調査・分析技術等を移転
するものであり、開発途上国の開発の青写真作りに協力するものである。

また、無償資金協力の基本設計調査は、無償資金協力のプロジェクトとして適切
な規模や内容について、主として技術的観点から検討するものである。J I C Aは、
外務省からの調査案件採択の通知を受け、コンサルタントを含む調査団の調査によ

って、プロジェクトに関わる開発計画の目的、効果等及びプロジェクトとしての公共性、管理・運営体制、技術協力との連携等を検討するとともに、事業費の積算を行うものである。

JICAは、これらの調査の実施に当たっては、その内容が高度な専門性・特殊性を有するとして、コンサルタントに業務の実施を委託しているが、そのうち、NPOと業務実施契約を締結した実績は17年3月末までのところない。

表2-4 JICAのコンサルタント契約実績 (単位：件、百万円)

年度	役務提供契約		業務実施契約		業務実施契約簡易型		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
12	558	2,472	332	31,504	-	-	890	33,976
13	599	2,600	315	29,620	-	-	914	32,220
14	546	2,306	315	26,875	-	-	861	29,182
15	642	3,051	298	25,792	24	193	964	29,038
16	642	2,449	318	22,319	213	1,612	1,173	26,380
計	2,987	12,879	1,578	136,112	237	1,806	4,802	150,798

表2-4に示したJICAのコンサルタント契約実績のうち、契約の相手方がPCIであるものを示すと、表2-5のとおりとなっている。

表2-5 JICAとPCIとの契約実績 (単位：件、百万円)

年度	役務提供契約		業務実施契約		業務実施契約簡易型		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
12	15	57	56	4,698	-	-	71	4,755
13	22	92	52	4,445	-	-	74	4,537
14	6	45	56	5,010	-	-	62	5,055
15	21	112	58	4,717	-	-	79	4,830
16	10	26	41	3,023	2	27	53	3,077
計	74	333	263	21,894	2	27	339	22,256

ウ 外務省及びJBICにおけるコンサルタント委託契約の概要

外務省及びJBICにおけるコンサルタント委託契約の実績は表2-1～表2-3に示したとおりとなっている。

(ア) 外務省における委託契約の概要

外務省は、NPOを含むコンサルタントとの間で委託契約を締結し、ODA評価有識者会議による国別評価等、評価に係る調査等を実施している。

(1) J B I Cにおける委託契約の概要

J B I Cは、予算の範囲内で業務の一部をコンサルタントに委託して、円借款事業に係る各種の評価及び有償資金協力促進調査等を実施している。そして、これらの評価及び調査の実施に当たり、現地調査を含む情報収集については、国内外の経験・知見を幅広く活用することにしており、開発コンサルタント会社だけではなく、N P O、大学、地方自治体も含めた外部の専門家への委託調査も活用している。

(2) 対コスタリカO D Aにおける株式会社パシフィックコンサルタンツインターナショナル(P C I)に係る不祥事の概要、同種事案の有無

検査を要請された対コスタリカO D AにおけるP C Iの不祥事について、「平成15年度決算審査措置要求決議」の「12 O D Aにおける不正事案について」では、「テンピスケ川中流域農業総合開発計画」に係るP C Iへの委託契約で「不正又は不誠実な行為」があったことを「開発コンサルタント会社の不祥事」としている。

ア 対コスタリカO D A「テンピスケ川中流域農業総合開発計画」におけるJ I C AとP C Iの契約及び精算

(ア) 不祥事の発覚の経緯

15年5月に、コスタリカ公共事業運輸省から、本件の再委託契約に関し、同省の附属機関である国土地理院(Instituto Geografico Nacional。以下「I G N」という。)内部の経理処理に不明瞭な点があるとして、J I C Aコスタリカ駐在員事務所あてに資料提出の依頼があった。その後、同省では公金不正流用の疑いで、I G Nの長官及び職員に対する聴聞を進めるなどしていた。一方、16年4月に、コスタリカ公共省検察局から両人の刑事責任を追及する捜査の一環としてJ I C A同事務所に対し本件再委託契約の事実関係に関する照会があった。そこで、同月にJ I C Aは事実確認のために改めてP C Iへの事情聴取等の調査を開始した。

(イ) テンピスケ川中流域農業総合開発計画の概要

本件開発調査は、コスタリカ政府が11年10月15日に我が国に対して行った要請に基づき、同国グアナカステ県リベリア市、サンタクルス郡及びカリージョ郡を含むテンピスケ川中流に属する地域約35,000ヘクタールを対象に、上下流国立公園等の環境保全に配慮した、かんがい排水農業の確立、地域洪水防御対策及び中

小農民の持続的農業開発の振興を図ることを目的として、対象地区の既存農業総合開発計画（アレナルテンピスケかんがい事業）の再評価及び概定開発計画を策定し、その計画を前提とした実現可能性調査を実施するものである。

さらに、コスタリカ側の関係者に対し、個々の項目についての調査手法及び計画立案の手順、考え方等についての技術移転・指導を行うものである。

(ウ) 契約の概要

JICAは、「テンピスケ川中流域農業総合開発計画」の実施に当たり、PCI及び内外エンジニアリング株式会社で構成する共同企業体と、表2-6のとおり、業務実施契約を締結していた。そして、共同企業体は、12年10月から14年10月までの間本件調査を実施し、共同企業体の代表社であるPCIは、JICAに対して各年度ごとに精算報告書を提出していた。これによれば、契約金額は計423,942,750円でこのうち再委託分は計35,379,000円、精算金額は計419,349,000円でこのうち再委託分は計34,537,000円となっていた。

なお、第1年次（12年度）の契約金額が減額になったのは、再委託分の一部が第2年次に先送りされたことなどによるものである。

表2-6 「テンピスケ川中流域農業総合開発計画」に係る契約及び精算の状況
(単位：円)

契約年月日	契 約		精 算	
	契約金額	うち再委託分	精算金額	うち再委託分
[第1年次] (12年度)				
12/10/12(当初)	191,732,100	30,497,000		
13/ 2/13(減額分)	6,057,450	4,625,000		
13/ 2/13(変更後)	185,674,650	25,872,000	183,197,700	25,074,000
[第2年次] (13年度)				
13/ 6/ 1(当初)	201,796,350	9,507,000		
13/12/11(増額分)	25,172,700	0		
13/12/11(変更後)	226,969,050	9,507,000	224,852,250	9,463,000
[第3年次] (14年度)				
14/ 7/ 1	11,299,050	-	11,299,050	-
計	423,942,750	35,379,000	419,349,000	34,537,000

そして、JICAは、表2-7のとおり、各年次の契約に基づき前金払を行い、業

務終了後、再委託分も含め P C I から業務完了報告書の提出を受け、成果品の検査を行い、精算金額を確定した上、P C I に対する支払を完了していた。

表2-7 J I C A から P C I への支払の状況

(単位：円)

事項 年次	前 金 払		完 了 払		計
	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	
第1年次	12年10月25日	76,692,000	13年 5月25日	106,505,700	183,197,700
第2年次	13年 7月 3日	80,718,000	14年 5月10日	144,134,250	224,852,250
第3年次	14年 7月 8日	4,519,000	14年12月13日	6,780,050	11,299,050
計					419,349,000

(I) 再委託の契約及び精算の状況

上記の各契約において、J I C A が現地での再委託を認めた項目は、表2-8のとおり、契約金額で計35,379,000円、精算金額で計34,537,000円となっていた。このうち、P C I が I G N と再委託契約を締結した地形図作成及び測量（河川、平面図及び路線測量）業務については、契約金額で計26,798,000円、精算金額で計26,213,000円となっていた。

表2-8 再委託の契約及び精算の状況

(単位：円)

年次	契約相手方	項 目	契約金額	精算金額
第1	I G N	地形図作成及び河川測量	20,836,000	20,251,000
		I G N以外 水質調査 集落及び市場調査	1,766,000	1,553,000
			3,270,000	3,270,000
			25,872,000	25,074,000
第2	I G N	平面図測量	1,614,000	1,614,000
		路線測量	4,348,000	4,348,000
	I G N以外 地質ボーリング調査 水質調査	1,515,000	1,477,000	
		2,030,000	2,024,000	
		9,507,000	9,463,000	
計			35,379,000	34,537,000
再委託のうち I G N 分の合計			26,798,000	26,213,000

そして、P C I は、I G N と英語文による再委託契約書を作成した上、表2-9のとおり、総額231,067米ドルの再委託契約を締結したとしていた。

表2-9 P C I が I G N と締結したとする再委託契約の内容
(単位：米ドル)

	項 目	契約年月日	再委託契約金額
第1年次	地形図作成 河川測量	13年 2月19日	139,482
		13年 2月 2日	43,505
小 計			182,987
第2年次	平面図測量 路線測量	13年10月25日	13,000
		13年10月25日	35,080
小 計			48,080
計			231,067

a 第1年次の再委託契約

(a) 契約

P C I は、表2-9のとおり、13年2月に、第1年次の再委託業務について、I G N と計182,987米ドルで再委託契約を締結したとしていた。

しかし、実際は、表2-10のとおり、12年11月11日に、地形図作成については契約金額を117,000米ドル、河川測量については契約金額を35,320米ドル、計152,320米ドルとするスペイン語文による合意書形式の文書「Acuerdo」（以下「合意文書」という。）が実質的な契約書として別途作成されていた。そして、合意文書の金額とP C IがI G Nと締結したとする再委託契約の金額には、30,667米ドルの差額が生じていた。

表2-10 実際の第1年次再委託状況

(単位：米ドル)

項 目	合 意 文 書		I G Nと締結した とする再委託契約		差 引 (B) - (A)
	契 約 日	金 額(A)	契 約 日	金 額(B)	
地形図作成 河川測量	12年11月11日	117,000	13年 2月19日	139,482	22,482
	12年11月11日	35,320	13年 2月 2日	43,505	8,185
計		152,320		182,987	30,667

P C Iの説明によれば、この合意文書は、I G Nの測地・地形図部技術者である職員Aが持参したものであり、調査の進ちょくの遅れを防ぐため、I G Nが作業を開始するための内部処理に必要であると同人に言われ、J I C Aに再委託契約の承認申請を行う前に作成したとしている。

P C Iは、I G Nとの再委託契約に伴う事務のすべてを職員Aとの間で行っていた。P C Iは、この経緯について、I G Nとの契約交渉時に職員数名と会った際、職員A本人から当該業務に関しては自分が窓口になるからすべて自分に集中して欲しい旨の申し出があったためであると説明している。

合意文書において、コスタリカ側はI G N長官が署名している。また、日本側の署名者欄には、P C Iの業務主任者Bの氏名がタイプ打ちされているが、実際には現地で会計を担当していたP C Iの業務従事者Cが署名している。P C Iは、この点について、合意文書には、本来、業務実施の総括管理者であり、契約に基づく受注者の権限を有する業務主任者Bが署名すべきであったところ、実際には、その指示を受けた業務従事者Cが署名をしたものであると説明している。

一方、P C IがI G Nと締結したとしてJ I C Aに提出した再委託契約書は、P C Iの業務従事者Cが職員Aに署名をさせた上、偽造したもので、こ

れに記載された契約金額は、合意文書記載の契約金額を地形図作成で22,482米ドル、河川測量で8,185米ドル、計30,667米ドル水増ししたものであった。

また、再委託契約を締結するにはJICAの承認を得る必要があるが、その際には複数社（極力3社以上）の見積りが必要になるため、PCIは3社から見積りを徴して、JICAに提出し、価格の妥当性を検討したかのように装っていた。しかし、IGNを除く2社は架空の会社であり、この見積書は、JICAの承認を得るため、現地からPCI本社に契約書類等を送付した際、職員Aに依頼して偽造させていたものであった。

(b) 精算

PCIは、13年3月30日に第1年次の契約金額精算報告書をJICAに提出していた。そして、再委託等収支明細及びこれに添付されていた領収書等によれば、表2-11のとおり、JICAに提出された再委託契約書の契約金額と同額の計182,987米ドルをIGNに支払ったとして精算していた。

表2-11 第1年次の再委託精算状況
(単位：米ドル)

年 月 日	支 払 の 内 容	支 払 金 額
13年 2月19日	地形図作成費初回支払	41,800
3月 5日	地形図作成費最終支払	97,682
2月 6日	河川測量費初回支払	13,000
3月 5日	河川測量費最終支払	30,505
計		182,987

しかし、会計検査院が現地において実際に確認したところ、PCIがJICAに提出していた領収書は、IGNの正規の領収書の様式とは全く異なっており、現地で偽造されたものであった。

b 第2年次の再委託契約

(a) 契約

PCIは、表2-9のとおり、13年10月に、第2年次の再委託業務について、IGNと計48,080米ドルで再委託契約を締結したとしていた。

しかし、実際は、平面図測量及び路線測量に係る見積額を29,700米ドルとする見積書を職員Aから受け取り、この見積額に18,380米ドルを水増しして契約金額を48,080米ドルとする再委託契約書を架空のIGN職員の名を用い

て偽造していた。

(b) 精算

PCIは、14年3月29日に第2年次の契約金額精算報告書をJICAに提出していた。そして、再委託等収支明細及びこれに添付されていた領収書等によれば、表2-12のとおり、JICAに提出された再委託契約書の契約金額と同額の計48,080米ドルをIGNに支払ったとして精算していた。

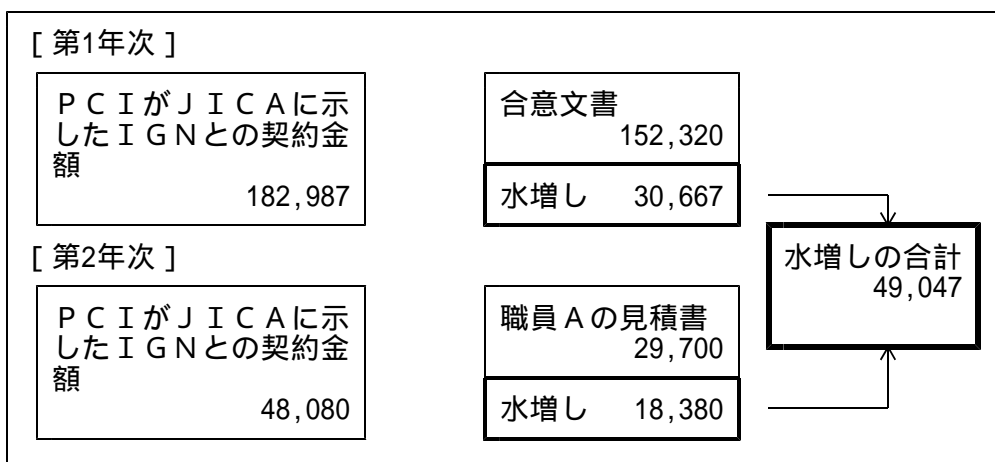
表2-12 第2年次の再委託精算状況
(単位：米ドル)

年 月 日	支 払 の 内 容	支 払 金 額
13年10月29日	平面図測量費初回支払	3,900
11月22日	平面図測量費最終支払	9,100
10月29日	路線測量費初回支払	10,500
11月22日	路線測量費最終支払	24,580
計		48,080

しかし、実際は、PCIがJICAに提出していたIGNの領収書は、第1年次と同様に現地で偽造されたものであった。

上記 a、b のとおり、再委託契約及び精算の実態は、第1年次の差額30,667米ドル及び第2年次の差額18,380米ドル、計49,047米ドルが、表2-13のとおり、水増しされたものであり、精算のためにJICAに提出していた再委託契約書及び領収書は、PCI側で偽造したものであった。

表2-13 PCIの水増しの状況
(単位：米ドル)



(オ) PCIの会計処理

PCIの説明によれば、現地で調査を実施する際、業務主任者が当面必要な経

費に充てるため仮払金として現金を持参し、現地に到着後銀行口座を開設し、本社はその口座に業務主任者の要請を受けて必要な金額を入金することとしており、本件の開発調査では、現地銀行に米ドル建て口座を開設し、入出金は同口座を通じて行っていたとしている。

業務主任者B及び業務従事者Cの両名は、水増しをした金額により再委託契約を締結しその契約金額に見合う支払を行ったとして、P C I 本社に偽造した契約書及びI G Nの領収書を提出していた。そして、P C Iの説明によれば、両名は、上記の水増しした金額をI G Nとの再委託業務とは関係のない車両借上費、ワークショップ参加経費等に充てていたとのことである。また、両名は、それらの支払を証明する領収書等の証憑について、J I C Aに提出する関係書類以外は不要であると判断して現地で廃棄していたとのことである。このため、会計検査院としては、水増しされた金額の使途については確認できていない。

一方、P C I 本社は、現地に合意文書の形式で実質的な契約書が存在していたことなどは承知しておらず、業務主任者Bから提出された再委託契約書及び領収書の金額が水増しされたものであるとの疑問を抱くことなく、提出された契約関係書類に基づいて社内の経理処理を行うとともに、これら書類に基づいて精算報告書を作成してJ I C Aに提出していたと説明している。

(カ) P C I から I G N への支払額について

本件再委託業務の実施に伴うP C I からI G Nへの支払額については、P C I の業務主任者Bが口座を開設した現地銀行に保存されていた振出済小切手の写しと取引明細書の一部の写しをP C I 本社が取り寄せており、I G N職員Aを受取人とした米ドル建て小切手が、12年11月29日から13年11月7日までの9回にわたり、額面計87,120米ドル振り出されていた(表2-14参照)。このほか、第1年次の最終支払となった13年3月15日には、職員Aを受取人とした小切手とは別に、I G Nを受取人とした額面55,000米ドルの小切手が振り出されており(表2-14参照)、会計検査院もこれらを確認した。P C Iは、この小切手について、I G Nあてではあるが、職員Aに手渡したと説明している。

また、P C Iは、これらのほかにも、職員Aに対して、小切手の振出し又は現金の交付があったとしている。しかし、小切手の振出し又は現金の交付の都度、職員Aから受け取っていた仮の領収書についても、業務主任者B及び業務従事者

Cが現地で廃棄していたとのことである。このため、会計検査院としては、これらの小切手の振出し又は現金の交付については確認できていない。

表2-14 小切手の振出記録

(単位：米ドル)

年 月 日	金 額	受取人名義
[第1年次]		
12年11月29日	7,000	職 員 A
12月 8日	19,500	職 員 A
13年 1月15日	17,000	職 員 A
1月31日	11,600	職 員 A
3月15日	7,120	職 員 A
3月15日	55,000	I G N
第1年次計	117,220	
[第2年次]		
13年10月19日	3,500	職 員 A
11月 2日	6,500	職 員 A
11月 7日	5,900	職 員 A
11月 7日	9,000	職 員 A
第2年次計	24,900	
第1、第2年次合計	142,120	(職員 A 87,120) (I G N 55,000)

JICAが入手したIGN公金口座の取引明細書の写しによれば、PCI側からの入金は、13年3月27日に17,745,750コロン、同年11月13日に1,215,180コロン、計18,960,930コロンとなっており、いずれも現地通貨であるコロンで入金されている(表2-15参照)。会計検査院は、コスタリカ公共事業運輸省内部監査局から、これを米貨に換算すると58,613.31米ドルになるという説明を現地で聴取した。

そして、JICAは、この18,960,930コロンが58,000米ドルないしは59,000米ドルに相当するものであるとし、17年2月22日の参議院決算委員会で、「JICAがPCIに支払いました額は23万1千ドルでございました。そのうち、コスタリカ側に支払われましたのが5万8千ドルでございます。その差額17万3千ドルにつきましては、JICAは遅延利息分を加えた額を不正請求として返還を求めました。」と、また、同年4月25日の同委員会で、「そして、23万1千ドルの委託契約の支払の分のうち先方に確実に渡っておったという5万9千ドル、これだけは先方に証拠書類がございましたけれども、その差額を返還するという事に合意した」とそれぞれ答弁した。そして、JICAがPCIに支払っていた金額とIG

N公金口座に実際に入金されていた金額との差額である不正請求額計19,589,455円及び利息分等の返還を請求し、17年1月31日までにP C I から27,238,113円を返還させた。

表2-15 P C I から I G N への支払状況

J I C A から P C I への支払	P C I の小切手振出	I G N 公金口座への入金
契約金額 26,798,000円 (231,067米ドル相当) 精算金額 26,213,000円	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">142,120米ドル</div> (受取人名義：職員 A 87,120米ドル) (受取人名義：IGN (職員 A に手渡) 55,000米ドル)	18,960,930コロン (米貨換算 58,613.31米ドル)

以上のことから、P C I が振り出した小切手と取引明細書の一部の写し及び I G N 公金口座の取引明細書の写しによって、P C I が振り出したこれらの小切手はすべて職員 A が受け取り、その一部の58,613.31米ドルについては、I G N 公金口座に入金されていることが確認できた。しかし、それ以外に P C I から I G N に支払われた額については確認できていない。

なお、コスタリカ側において現在も捜査が継続されており、I G N が受け取った金額等に関して今後新しい事実が確認される可能性も否定できない。

(キ) I G N 以外の契約相手方との再委託契約

本件の開発調査では、表2-8のとおり、I G N 以外の契約相手方とも再委託契約を締結しているものがある。このうち、契約及び精算に適正を欠いていたものが次のとおり1件見受けられた。

P C I は、第2年次の水質調査について、現地の大学の研究機関と12年8月22日に16,000米ドルで再委託契約を締結し、同額で業務を完了したとして14年3月29日に精算報告書に再委託契約書、領収書等を添付して J I C A に提出していた。

しかし、実際には、12年7月15日に15,338米ドルで再委託契約を締結し、同額を支払っていて、662米ドルの開差が生じており、J I C A に提出されていた再委託契約書及び領収書は現地で偽造されたものであった。P C I は、これについて、他の再委託契約で実施した地質ボーリング調査が、契約金額では不足することとなったため、その補填に充てたり、車両借上費の一部に充てたりしたとしている

が、会計検査院としては、証憑でこれらを確認できていない。

イ 参議院決算委員会に既に報告されている同種事案

JICAは、「テンピスケ川中流域農業総合開発計画」の再委託契約に係る不祥事が明らかになった後、PCIに対して、過去5年間に受注したすべての契約について社内調査を行うよう要請した。一方、JICA自らも再委託契約を伴う業務実施契約について、国内において、契約書、精算報告書等の会計書類を審査した。そして、このうち、JICAの在外事務所がない国を中心とした11箇国に、本部又は近隣の在外事務所から職員を派遣して再委託先に赴くなどして現地における調査を行った。

そして、JICAは、PCIに要請した社内調査については、適正を欠く行為は確認されなかったという報告を17年4月28日に同社から受けていた。しかし、JICAによる現地における調査の結果、表2-16に示す4箇国4案件に係る再委託契約13件について、JICAに提出されていた再委託契約書の額よりも少額の再委託契約書が存在していたり、JICAに提出されていた再委託契約書、領収書等に記載のある再委託先が架空のものであったりなどして、適正を欠く行為があったことが判明した。そして、JICAは、これについて、17年6月7日の参議院決算委員会で「不正に請求された1527万円相当に利息分を加えた金額の自主返還をPCIに対し要請いたしました。」と答弁した。

その後、JICAでは精査を行い、表2-16のとおり、PCIに対し、不正請求額計15,361,089円及び利息分等の返還を請求し、17年9月22日までにPCIから21,303,740円を返還させた。

表2-16 4箇国4案件に係る適正を欠く事態の概要

(単位:円)

国名	案件名	年度	契約金額	再委託契約				
				件数	合計金額	うち不正請求があったとされるもの		
						件数	内容	金額
エクアドル	シエラ南部地域生産活性化・貧困削減計画調査	(第2年次)	15	91,666,050	2件	7,810,000	農産加工業育成プロジェクト	1,137,884
							乳製品流通改善プロジェクト	2,050,796
ボスニア・ヘルツェゴビナ	運輸交通マスタープラン調査	(第3年次)	12	243,118,050	4件	44,137,000	自然条件調査(1)	214,610
							自然条件調査(2)	1,033,830
							交通調査(1)	2,026,330
コスタリカ	沿岸地域観光土地利用計画調査		11	275,058,000	3件	9,465,000	マップ電子情報化	2,999,660
							観光イベントリーアングメント調査	2,485,904
							水質調査	791,758
グアテマラ	全国観光開発調査	(第1年次)	12	94,920,000	1件	4,182,000	市場調査	704,100
		(第2年次)	13	244,163,850	5件	19,977,000	市場調査	982,442
							自然環境補足調査	377,675
							環境影響調査	516,900
							観光資源台帳作成	39,200
4箇国	4案件	-	948,925,950	15件	85,571,000	13件	15,361,089	

上記の事態について、一例を示すと事例1のとおりである。

<事例1>

12、13両年度 グアテマラ共和国：全国観光開発調査			
契約金額	339,083,850円（うち再委託分24,159,000円）		
精算金額	335,513,850円	不正請求とされる金額	2,620,317円
<p>(調査の概要)</p> <p>この調査は、2020年を目標とする全国観光開発マスタープランを策定すること及び、本調査の実施を通じてグアテマラ側の関係者に対する調査手法等の技術移転を行うことなどを目的として実施したものである。</p> <p>そして、本件調査に必要な市場調査（第1、2両年次）並びに観光資源台帳作成、環境影響調査、自然環境補足調査及び社会環境補足調査（いずれも第2年次）の6件について、再委託により実施したものである。</p> <p>(事態の概要)</p> <p>PCIは、社会環境補足調査以外の5件の再委託契約については計147,220米ドルを、また、社会環境補足調査については45,000米ドルを支払ったとして、精算報告書に再委託契約書、領収書等を添付してJICAに提出し、精算を行</p>			

っていた。

しかし、社会環境補足調査以外の5件の再委託契約については、JICAに提出されていた再委託契約書の額よりも少額の再委託契約書（計123,404米ドル）を再委託先が保有しており、また、これに係る再委託先の領収書は業務主任者からPCI本社に提出されて社内の経理処理が行われており、これらによると計23,816米ドルの差額が生じていた。そして、JICAに提出されていた契約書及び領収書は現地で偽造されたものであった。

これは、業務主任者が現地で再委託契約を締結したところ、実際にはその契約金額がJICAとの業務実施契約における当該再委託契約の金額を下回ったのに、JICAには業務実施契約における当該再委託契約の金額どおりに支払ったとして精算したものである。

そして、PCIは、これらの差額の用途について、業務主任者は当初、追加調査等のために使用しようと考えたが、最終的に追加調査の必要がなくなり、自社で経費負担することとしていた人件費、旅費等に流用したと説明している。

これについては、業務主任者からPCI本社に証憑が提出されており、社内の経理処理が行われていたが、PCI本社では、社内の経理処理の担当とJICAに対する精算の担当との連携が図られていなかったために、JICAに対しては、現地で偽造した契約書及び領収書に基づいて精算報告書を作成し、提出していた。

なお、PCIは、これら4箇国4案件についてのJICAの調査結果を受け、同社としても確認の調査を行ったところ、表2-16に示した再委託契約13件のほか、ボスニア・ヘルツェゴビナの運輸交通マスタープラン調査及びグアテマラ共和国の全国観光開発調査の2案件に係る再委託契約2件で、JICAに提出されていた再委託契約書の額よりも少額の再委託契約書が存在していたことが新たに判明しており、現在も、JICAにおいて精査を行っている。

ウ 発生原因及びJICAの対応

以上のように、JICAがPCIと締結した業務実施契約に係る再委託契約において適正を欠くものが認められた。

(ア) 発生原因

このような事態が生じていたのは、再委託先のIGNにおいて実施した業務に係る経費をめぐって不明瞭な経理処理が生じたことにもよるが、主として次のことによると認められた。

a PCIにおいて、

再委託に関し、現地の事情の変化により調査方法の変更や経費の流用等の必要が生じた場合は、JICAと協議して契約を変更する要があったのに、開発調査等は、比較的短期間に調査を終える必要があることから、業務主任者等が、手続に時間を要すると考えてこれを行わずに、再委託契約書、領収書等を偽造したり、支払を証明する領収書等を廃棄したりするなど、適正な会計処理を行っていなかったこと。また、本社でも、調査の実施とともに現地における支払について業務主任者の裁量に任せており、この支払に対するチェック体制が確立されていなかったこと。

b JICAにおいて、

再委託契約の事前の審査・承認や提出された精算報告書、証憑の形式的な審査確認は行われていたが、海外に存在する再委託先の選定、再委託契約の実施状況等についての実質的な把握が十分行われていなかったこと。

(1) JICAの対応

a PCIに対する処分

JICAは、PCIが「テンピスケ川中流域農業総合開発計画」の業務実施契約の実施に当たり、第1年次にIGNと「Acuerdo」という事実上の再委託契約を締結していたことなどが「契約競争参加資格者指名停止等措置細則」（平成16年細則（調）第18号。以下「措置細則」という。）に定める措置要件の「契約業務を過失により粗雑にしたと認められるとき」に該当するとして、16年9月15日から11月14日までの2箇月間指名停止とする措置を執った。

その後、上記の調査に係る再委託業務について水増し請求の事態が明らかとなり、JICAは、PCIのこれらの行為が措置要件の「不正又は不誠実な行為をし、契約業務の相手方として不相当であると認められるとき」に該当すると判断した。措置細則では、この場合の指名停止の期間を当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内と定めており、JICAは16年12月21日から17年6月20日まで更に6箇月間指名停止とする措置を執った。

さらに、PCIは、JICAからの他の契約についての調査の要請に対して、17年4月28日、不正な行為は確認されなかったと報告していたが、JICAの調査により、PCIが4箇国4案件の調査に係る現地再委託業務について水増し又は架空の請求という不正又は不誠実な行為を行っていたことが判明した。そこ

で、JICAは、一連のPCIの不正な行為は極めて悪質なものと判断して、極めて悪質な事由があるため、必要があるときは、指名停止の期間を2倍まで延長することができる旨の措置細則の規定を適用し、それまでの措置に加えて、17年6月21日から18年3月20日まで更に9箇月間指名停止とする措置を執った。

なお、我が国ODA事業の適正かつ効率的な実施を確保する観点から、外務省及びJBICにおいても、JICAがPCIに対して執った上記の指名停止措置と同様の措置を執った。

b JICAにおける再発防止策

JICAは、17年1月12日に調達部から「コンサルタント契約の現地再委託業務に係る事故防止策について」と題する文書をコンサルタントに発した。

さらに、JICAは、4箇国4案件の事態が判明した時点で、同様の事案が発生することを防止するために、弁護士等外部有識者の参加を得て検討委員会を発足させ、検討を進めた結果、事後チェックの強化と事前手続の合理化、効率化等の面から手続の見直しを行い、17年12月に「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を制定し、18年1月16日以降に業務実施契約を締結する案件から適用することとした。

このガイドラインの内容は、具体的には次のとおりである。

コンサルタントが入札を行う場合又は1件当たり1000万円以上の再委託契約を締結する場合には原則として在外事務所が立ち会ったり、コンサルタントが再委託契約を締結した後、速やかに再委託先の選定経緯の報告と再委託契約書の写しの提出を受け、再委託先への確認を徹底する。また、再委託契約業務完了後の第三者機関による抽出検査を導入する。

被援助国側の事業環境の変化にも即応できるよう、従来の再委託契約手続における事前の審査・承認手続を廃止し、コンサルタントの責任と権限を明確にした上で一定の裁量を与え、コンサルタントに再委託契約のための仕様書の作成、再委託先の選定、再委託契約の締結等を自らの責任の下で行わせるなどして、その契約手続を機動的なものにする。

一つの業務実施契約内で複数の再委託を行う場合、再委託契約の締結前であれば、コンサルタントの裁量で、再委託契約充当分経費の総額内において、

各々の再委託契約経費の調整を認める。

また、JICAでは、外部からの情報提供に常時対応できる体制を整備するため、コンサルタントとの契約等JICAの契約業務の履行に係る不正関連情報の通報を受け付ける「不正関連情報等提供窓口」を設置した。

エ 国会からの検査要請後に新たに判明した同種事案

(ア) JICAとPCIの契約に係る同種事案

12年度から16年度までの5年間に、JICAがPCIと締結した業務実施契約は表2-5に示したとおり計263件ある。このうち、再委託契約が締結されているものから、「テンピスケ川中流域農業総合開発計画」及び表2-16の4箇国4案件に係るものを除くと、表2-17のとおり、47箇国80案件、115契約、175億2230万余円であり、それらに係る再委託契約は410件、契約金額は32億0791万余円相当となっている。

表2-17 JICAとPCIの業務実施契約で再委託契約が締結されていたもの
(単位：箇国、件、千円)

再委託契約が締結されていた業務実施契約				左に係る再委託契約	
国数	案件数	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
47	80	115	17,522,308	410	3,207,913

会計検査院は、前記の事態も踏まえ、JICAがPCIと締結した業務実施契約のうち、再委託契約が締結されているものすべてを対象として、JICAに対し、国内において会計書類を再度審査するとともに、再委託先に赴くなどして、現地で次の点に留意して調査を実施し、その結果を報告するよう求めた。

再委託業務が契約どおりに実際に行われ、成果品がPCIに納入されているか。

PCIがJICAに提出した領収書に記載された金額と再委託先が実際にPCIから受け取った金額に相違がないか。

再委託契約書及び領収書の署名者が実在の人物で、それぞれの署名は本人の署名に間違いがないか。

会計検査院は、JICAが実施した上記の国内での書類審査、現地における調査の結果を聴取し、再委託契約書、領収書、成果品等関係する証憑の提示を受けるなどして検査を実施した。また、PCIからは、同社がJICA等から委託を

受けて事業を行う場合の会計処理について聴取し、また、同社が保存している銀行口座の出入金の記録等の証憑を精査するとともに、社員に説明を求めた。

その結果、新たに11箇国13案件に係る再委託契約36件で、JICAに提出されていた再委託契約書の額よりも少額の再委託契約書が存在したり、JICAに提出されていた再委託契約書に記載された再委託先と契約が締結されていなかったりして、経理処理や精算手続が事実と異なり適切でなかったものが表2-18のとおりあった。

なお、このほか、JICAにおいて現地調査は実施したが、再委託先が既に存在していなかったり、その協力が得られなかったりなどして、事態の把握をすることができなかったものがある。

表2-18の中で、経理処理や精算手続が適切でなかったものとして掲げた金額は、JICAに提出されていた再委託契約書の額よりも少額の再委託契約書が存在した場合には、両契約金額の差額を、また、JICAに提出されていた再委託契約書に記載された再委託先と契約が締結されていなかった場合には、その再委託契約書に記載された契約金額全額を、それぞれ邦貨換算して表示したものである。

PCIは、これらの差額の用途について、他の経費に流用したり、再委託する予定であった業務を自ら実施したりしたと説明している。

今後、JICAは、PCIが実施した業務の内容、証憑等の精査を引き続き行い、返還請求の要否の検討及びその額の確定をすることにしている。

会計検査院としては、それらの精査が終了した段階で、その報告を受け検査を引き続き実施する。

表2-18 JICAとPCIの業務実施契約で経理処理や精算手続が適切でなかったもの(11箇国13案件)の概要

(単位:円)

国名	案件名	年度	契約金額	再委託契約					
				件数	合計金額	経理処理や精算手続が適切でなく今後支払内容の精査を必要とするもの			
						件数	内容	金額	
イラン	ガラス川沿岸農業基盤整備計画	(第1年次)	14	49,480,200	2件	1,349,000	2件	土壌調査	862,000
		(第2年次)	15	110,140,800	2件	4,322,000	1件	水質調査	
	ゴルガン平原かんがい排水及び農業開発計画調査	(第1年次)	13	46,226,250	3件	1,754,000	3件	農村社会及び市場調査	418,000
		(第1年次)	13	46,226,250	3件	1,754,000	3件	雨水計・水位計設置	859,000
								水質調査	267,000
		(第2年次)	14	104,422,500	2件	968,000	2件	土壌調査	
農村社会及び市場調査									
(第2年次)	14	104,422,500	2件	968,000	2件	平面図作成	58,000		
ウガンダ	第2次地方給水計画基本設計調査	(第1年次)	15	34,127,100	1件	5,211,000	1件	自然条件調査	788,000
エジプト	大カイロ都市圏総合交通計画調査フェーズ2	(第1年次)	14	158,631,900	4件	16,276,000	1件	道路交通調査	2,785,000
コロンビア	ボゴタ首都圏防災対策基本設計調査	(第2年次)	13	310,119,600	3件	18,731,000	2件	建物・地域社会経済調査	3,423,000
								デジタルマップ作成	6,832,000
スロバキア	ザーホラスカ低地持続的農業開発支援調査	(第1年次 その1)	13	162,873,900	1件	971,000	1件	GIS構築	590,000
		(第2年次)	14	140,383,950	1件	2,346,000	1件	土地利用実態調査	2,198,000
セントクリストファー・ネーグイス	パセテル漁業複合施設建設計画基本設計調査		12	32,892,300	2件	5,303,000	2件	土質調査	1,407,000
								測量調査	82,000
トルコ	イスタンブール地震防災計画調査	(第1年次)	13	226,783,200	4件	95,566,000	3件	建物現況調査	4,509,000
								GISデータベース構築	4,384,000
								既存データ購入費	3,624,000
		(第2年次)	14	109,786,950	2件	14,135,000	2件	GISデータベース構築	2,138,000
							地質データベース構築	1,842,000	
ナイジェリア	オヨ州給水衛生改善計画基本設計調査	(第1年次)	13	84,189,000	6件	30,090,000	1件	社会経済調査	840,000
ブラジル	グアナバラ湾の環境に関する管理及び改善調査	(第2年次)	14	258,871,200	2件	16,980,000	1件	水質調査	7,405,000
		(第2年次)	12	328,515,600	3件	22,952,000	3件	初期環境調査	6,024,000
	農産物市場調査							9,063,000	
							農村社会調査	7,685,000	

(単位:円)

国名	案件名	年度	契約金額	再委託契約					
				件数	合計金額	経理処理や精算手続が適切でなく今後支払内容の精査を必要とするもの			
						件数	内容	金額	
ベトナム	中部地域観光総合開発計画調査	(第1年次)	12	132,642,300	2件	8,320,000	1件	観光市場調査	921,000
		(第2年次)	13	226,345,350	3件	11,420,000	3件	社会・経済影響調査	662,000
								数値化及び編集	1,320,000
ラオス	保健・医療サービス改善計画調査	(第2年次)	13	271,029,150	6件	32,719,000	6件	GIS構築	949,000
								施設・機材調査	5,839,000
								ケースマネジメントを中心とした医療サービス調査	4,048,000
								PHCプログラムの実施現況調査	1,585,000
								村落レベル世帯調査	11,044,000
								栄養状況及び主要疾患の疫学調査	7,896,000
11箇国	13案件	-	2,787,461,250	49件	289,413,000	36件		103,654,000	

(注) 経理処理や精算手続が適切でなかったものの金額は、JICAに提出されていた再委託契約書の額よりも少額の再委託契約書が存在した事態についてはそれら差額を、再委託契約書に記載された再委託先と契約が締結されていなかった事態についてはその契約金額を、それぞれ邦貨換算して表示したもので、今後更に精査する必要があるものである。また、千円未満の端数については、切捨て処理している。

上記の事態について、一例を示すと事例2のとおりである。

<事例2>

13年度 ラオス人民民主共和国：保健・医療サービス改善計画調査(第2年次)
契約金額271,029,150円(うち再委託分32,719,000円)
<p>(調査の概要)</p> <p>この調査は、保健・医療サービス改善に係る主要データのレビュー及び関連する現地調査を実施し、マスタープランを策定すること、並びに、本調査の実施を通して、ラオス側の関係者に対する調査手法等の技術移転を行うことを目的としている。</p> <p>そして、本調査に必要なGIS(地理情報システム)構築、施設・機材調査等6件について、再委託により実施したものである。</p> <p>(事態の概要)</p> <p>PCIは、上記の再委託契約6件について、契約どおり244,589米ドルを支払ったとして精算報告書に再委託契約書、領収書等を添付してJICAに提出し、精算を行っていた。</p> <p>しかし、GIS構築以外の施設・機材調査ほか4件については、JICAに提出されていた再委託契約書に記載された再委託先と契約が締結されておらず、また、PCIは、計225,789米ドルを支払ったとしていたが、JICAに提出されていた契約書及び領収書は現地で偽造されたものであった。PCIは、このことについて、現地調査を開始した後、業務を適切に実施できる再委託先が存在しないことが判明したため、再委託せずに自ら業務を実施し、差額については医師その他専門家の雇用等調査の実施のために使用したと説明している。</p> <p>また、GIS構築については、PCIが再委託先からの請求書に基づき実際に再委託先に支払い、社内の経理処理を行った金額は、JICAに提出された領収書等の金額18,800米ドルよりも少ない11,685米ドルで、7,115米ドルの差額が生じており、JICAに提出されていた契約書及び領収書は現地で偽造されたものであった。PCIは、この差額について、JICAから依頼されたワークショップ開催等のために使用したと説明している。</p> <p>JICAによるこれらの関係証憑の確認には、更に時間を要する状況となっている。</p>

(1) 外務省及びJBICとPCIの契約に係る同種事案

会計検査院は、外務省が12年度から16年度までの過去5年間にPCIと締結したすべての委託契約を対象として検査したところ、PCIが再委託契約を締結していたものはなかった。

また、会計検査院は、ＪＢＩＣに対し、ＪＢＩＣが12年度から16年度までの過去5年間にＰＣＩと締結したすべての委託契約を対象として、ＪＢＩＣが保存していた精算報告書により再委託契約の有無を調査するよう求めたところ、ＰＣＩが再委託契約を締結していたものが、表2-19のとおり、5箇国6案件（契約金額計4億6079万余円）において見受けられた。そこで、会計検査院は、ＪＢＩＣに対し、上記の精算報告書を各駐在員事務所に送付し、各事務所は再委託先に赴くなどして、

再委託契約の契約金額は正しいか、

再委託先は実在するか、

再委託業務は契約どおり行われていたか

について、現地における調査を実施し、その結果を報告するよう求めた。

表2-19 ＪＢＩＣとＰＣＩとの契約実績

（単位：件、千円）

年度	ＪＢＩＣとＰＣＩとの契約		うち再委託を含むもの	
	案件数	契約金額	案件数	契約金額
12	5	245,681	1	68,243
13	10	391,080	3	182,502
14	8	526,823	1	96,193
15	12	517,345	1	113,850
16	10	119,469	-	-
計	45	1,800,400	6	460,790

（注）1件200万円以上の委託契約を対象として集計している。

そして、会計検査院は、ＪＢＩＣが実施した現地における調査の結果を聴取し、再委託契約書、領収書等関係する証憑の提示を受けるなどして検査を実施した。

その結果、1案件については、契約書及び領収書記載の再委託先が現地調査時点には既に存在しておらず、事態を把握することができなかったが、残り4箇国5案件に係る再委託契約8件（再委託契約金額邦貨換算額36,157,043円）のうち、1箇国2案件に係る再委託契約2件について、ＪＢＩＣに提出されていた再委託契約書の額よりも少額の再委託契約書が存在していて、経理処理や精算手続が事実と異なり適切でなかったことが判明した。ＪＢＩＣでは精査を行い、過大に支払われた額4,711,892円及び利息分等の返還を請求し、18年8月25日までにＰＣＩから5,707,084円を返還させた。その概要は表2-20のとおりである。

表2-20 J B I CとP C Iの契約に係る同種事案概要

(単位：件、円)

国名	年度	案件名	契約金額 (精算金額)	再委託契約				
				件数	支払合計 金額	うち経理処理や精算手続が適切で なく過大に支払われたもの		
						件数	業務内容	金額
インドネシア共和国	13	「アサハン水力発電アルミ製錬事業」援助効果促進調査(SAPS)第2フェーズに係る業務委託	78,471,750 (75,763,733)	2	13,842,650	1	水質・堆積物内容調査	1,193,292
		「ジャボタベック圏鉄道網総合インパクト評価」に係る調査業務委託	48,171,900 (48,171,900)	1	9,563,000	1	社会調査	3,518,600
		計	126,643,650	3	23,405,650	2		4,711,892

J B I Cでは、コンサルタントは、現地で再委託する場合の費用を、業務に直接に関連する費用である直接業務費のうち、現地において円貨以外の通貨で支払う現地業務費に計上することができることとしている。そして、妥当な事由があれば、現地再委託の費用が変更になっても、契約時に定めた直接業務費の総額の範囲内で流用して精算を行うことができることとしている。P C Iは、今回の事案は、P C I側において変更事由を説明の上、流用の手続をしていれば問題はなかったのにこれを行わなかったために生じたと説明している。

また、J B I Cは、16年4月に委託契約に係る精算方法等を示した「経費算出に伴う契約・支払いに係る積算・精算の運用指針」(以下「運用指針」という。)を定め、コンサルタントに対して周知していたが、経理処理や精算手続が適切でなかったものがあったことから、P C Iに対して運用指針に則した適正な精算を行うよう改めて指導するとともに、他のコンサルタントに対しても指導を徹底した。

オ J I C A等とP C I以外のコンサルタントとの契約

会計検査院は、P C I以外のコンサルタントについても同様に、再委託契約を含む委託契約について、現地における調査を実施するようJ I C A等に求めた。

J I C Aがコンサルタントと締結した業務実施契約のうち、現地での再委託契約を含む契約を示すと表2-21のとおりである。

表2-21 業務実施契約のうち現地での再委託契約を含むもの
(単位：件、%)

年度	契約件数	うち再委託契約を含む契約	比率
12	332	180	54.2
13	315	175	55.5
14	315	180	57.1
15	298	157	52.6
16	318	167	52.5
計	1,578	859	54.4

そして、JICAは、PCI以外のコンサルタントと締結した契約で、再委託契約が締結されていたもののうち、受注実績が上位を占めるコンサルタントとの契約や在外事務所が存在しない国において実施された案件で再委託契約が1000万円以上のものである19案件31契約について、再委託先に赴いて再委託契約の有無及び契約金額の確認を行うなどの現地における調査を実施した。それに加えて、JICAが上記現地における調査の対象とした案件に係るコンサルタント各社に対して、その他の案件についても自ら調査を行い、その結果をJICAに報告するよう求めたものが41案件54契約ある。

また、JBICは、PCI以外のコンサルタントと締結した契約金額が3000万円以上の契約で、再委託契約が締結されていたもののうち11件について、JBICが保存していた精算報告書を各駐在員事務所に送付し、各事務所が再委託先に赴くなどして再委託契約の有無及び契約金額の確認を行うなどの現地における調査を実施した。

これらPCI以外のコンサルタントに対する調査の状況は表2-22のとおりである。

表2-22 P C I以外のコンサルタントに対する調査の状況

(単位：件、箇国、千円)

	コンサルタント数	国数	案件数	契約数	契約金額	再委託金額
J I C A	20	39	60	85	12,305,245	2,223,733
J B I C	8	注(1) 7	11	11	566,897	70,891
計	注(2) 23	注(2) 43	71	96	12,872,142	2,294,624

注(1) J B I Cの契約のうち、2契約については複数国を対象としているが、これについてはそれぞれ1箇国として計上している。

注(2) コンサルタント数、国数の合計については、J I C AとJ B I Cで重複しているものがあり、合計欄は純計で表示している。

会計検査院は、これらの調査の結果として、契約又は精算に当たり適切を欠いていた事態は見受けられなかったとの報告を18年5月までに受けている。会計検査院としては、今後これらの調査結果について報告の内容を検証することとする。

(3) 外務省、J I C A及びJ B I CのP C I等日本の開発コンサルタント会社に対する
事務・業務の委託契約の状況

ア J I C Aにおける契約の事務手続

J I C Aにおけるコンサルタントに対する委託契約については、次の(ア)から(イ)のとおり、事務手続が行われている(図2-1参照)。

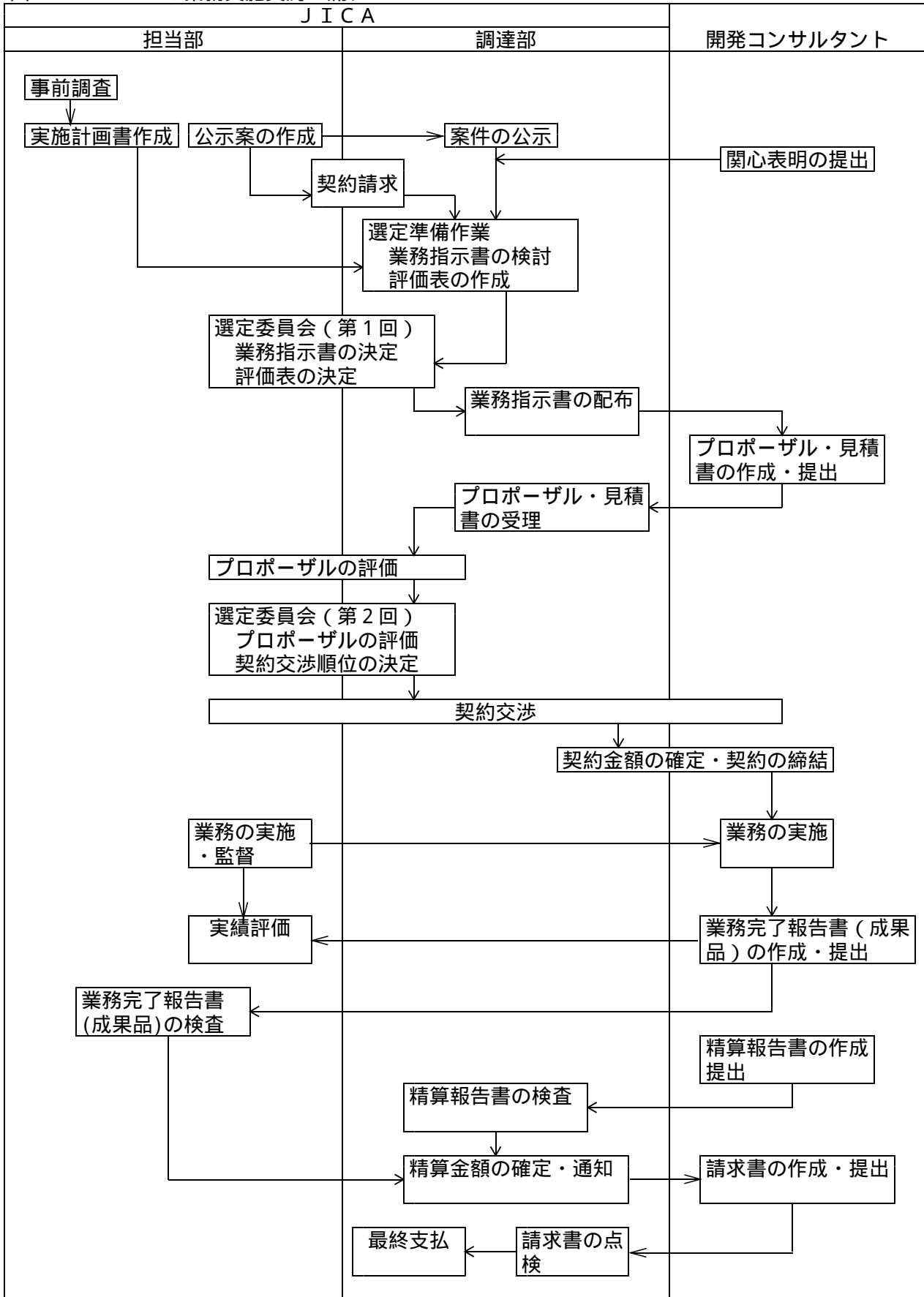
(ア) 契約の締結

J I C Aは、「独立行政法人国際協力機構会計規程」(15年規程(経)第9号)、「一般契約事務取扱細則」(15年細則(調)第8号)等を制定し、その規定に従って契約業務を行っている。さらに、「コンサルタント等契約事務取扱細則」(15年細則(調)第9号、以下「取扱細則」という。)を制定し、コンサルタントと締結する業務実施契約、役務提供契約等に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めている。また、コンサルタントと契約を締結する場合には、あらかじめ案件情報の公示を行うことを原則としている。この公示には受注者に求める能力や経験の目安を「参加要件」として記載している。

(イ) 契約の相手方の選定の原則

上記の会計規程では、技術提案書(以下「プロポーザル」という。)等の評価結果により契約相手方を決定する場合等においては、随意契約によることができ

図2-1 JICAの業務実施契約の流れ



ると定めている。そして、取扱細則では、業務実施契約においては、原則として、プロポーザルにより、コンサルタントの業務を達成するための能力等を評価することによって、競争的に契約の相手方を選定する方式（以下「プロポーザル方式」という。）によることとされている。

プロポーザル方式の手続は、次のとおりとなっている。

JICAは、コンサルタントに提示する業務指示書を作成する。この業務指示書には、業務の目的、内容、業務の工程、業務量等プロポーザルを行うのに必要な事項を記載する。

JICAは、プロポーザルの提出を求めるコンサルタントを指名し、業務指示書の提示とプロポーザルの提出依頼を行う。このプロポーザルには、業務の実施方法やコンサルタントの経験、能力等の事項を記載させる。また、プロポーザルの提出に当たっては、当該業務の実施を前提とした見積価格とその算出根拠を記載した書面も添付させる。

JICAは、指名コンサルタントから提出されたプロポーザルを受理した後、プロポーザルを評価し、評点の高い順に応じコンサルタントとの交渉順位を決定する。第1順位と第2順位以下との評点の差が僅少である場合は、提出された見積価格等を参考として交渉順位を決定する。そして、交渉順位を決定したときは、第1順位のコンサルタントと契約金額その他契約の締結に必要な事項について契約交渉を行う。その際、契約金額については、提出された見積価格が、JICAにおいて実施計画書を作成する際、経費の積上げにより予定価格に準ずるものとして算出した概算予算額の範囲内であるかなどを基礎に決定する。その結果、契約の相手方となるコンサルタントを決定し、契約を締結する。

(ウ) 指名基準

取扱細則により、業務実施契約においてコンサルタントを指名しようとするときは、原則として、案件情報の公示に基づいて関心表明書を提出したコンサルタントを指名することとされている。

(I) プロポーザル方式によらない選定方法

取扱細則では、次の場合等においてはプロポーザル方式によらないで契約の相手方を選定できると定めている（以下、この選定方法による契約を「特命随契方式」という。）。

コンサルタントとの契約によって実施する業務の全体工程が2年度以上にわたる場合であって、プロポーザル方式により選定した初年度の契約の相手方を、引き続き翌年度以降において契約の相手方として選定する場合。

極めて緊急な場合や、JICAの行為を公にすることがJICAにとって不利益である場合等特別な事由がある場合。

このうち、開発調査の業務は、全体工程が複数年にわたる場合が多いことから、2年度目以降の契約はこの選定方法によっている。

イ JICAにおける業務実施契約及び再委託契約の締結

(ア) 業務実施契約

JICAがコンサルタントと締結する業務実施契約書には、次のような条項が設けられている。

受注者は、契約に定めるもののほか、附属書である、「共通仕様書」、「特記仕様書」、「契約金額の内訳書」及び「業務従事者名簿」に従い調査を実施しなければならない。

受注者は、従事者名簿において、業務主任者を定めなければならない。そして、業務主任者は業務の実施についての総括管理をつかさどるほか、契約に基づく受注者の権限を有する。

受注者は、業務を完了したときは、遅滞なく、発注者に対して業務完了報告書、成果品及び契約金額精算報告書を提出しなければならない。また、契約金額の精算については、受注者は、精算を必要とする所定の費目についての精算を行うに当たって、精算報告書の提出と同時に必要な証拠書類一式を発注者に提出し、発注者の確定を求めなければならない。

発注者は、精算報告書を検査の上、契約金額の範囲内において契約金額を精算することにより、金額を確定し、これを受注者に通知しなければならない。

なお、軽微な金額の変更の場合を除き、コンサルタントの裁量による当該費用の流用は認めない取扱いとしている。ただし、再委託契約については、前記の17年12月に制定したガイドラインにおいて、一つの業務実施契約内で複数の再委託を行う場合、その締結前であれば、コンサルタントの裁量で、再委託契約充当分経費の総額内において当該費用の流用を認めることとされている。

(イ) 再委託契約

JICAでは、現地における再委託契約の締結に当たっては、技術的に現地の資源で対応可能なこと、経済的に我が国から技術者を派遣するより安価であることを前提としている。

JICAの事業担当部は、事前調査において、本格調査の内容検討を行っており、本格調査で業務の一部を再委託する必要性が認められる場合は、業務実施能力等の視点から再委託先を検討し、可能な範囲で価格調査等を行っている。そして、事前調査の結果や類似業務の実績に基づき、必要に応じて再委託業務の経費の見積りを行い、本格調査の実施計画書を作成している。また、再委託を認める業務については、その旨を業務指示書に明記し、これをコンサルタントに配付している。その後コンサルタントが再委託を希望する場合はプロポーザルにおいて再委託を提案することになる。

コンサルタントが共通仕様書に基づき作成する業務計画書には、業務の実施方針のうち、その他項目として、再委託業務の仕様を示すこととされている。

発注者であるJICAは、契約の適正な履行を確保するため、監督職員、分任監督職員を定めることとされている。そして、この監督職員等は、JICAが定める「コンサルタント等契約に係る監督・検査に関する取扱要領」により、「発注者があらかじめ権限を与えた範囲における業務計画書の変更及び再委託契約についての協議」や「緊急時における業務計画書の変更及び再委託契約についての協議」を行うことができることとされている。

受注者が調査業務の一部の実施を第三者に委託し、又は請け負わせる場合には、発注者は、受注者に対して、受託者又は下請負人の名称その他必要な事項の通知を求めることができることとされている。

そして、以前は、開発調査を受注したコンサルタントが、調査の一部を再委託する場合、仕様書を作成し、JICAの承認を得た後に3社の見積りを徴し、技術力（業務実施能力）及び価格を考慮して再委託先を選定し、JICAにその結果を報告するとともに、現地再委託契約書の案を提出して、JICAから承認を得た後に再委託契約を締結することとされていた。

ガイドラインにおいては、コンサルタントに再委託契約のための仕様書の作成、再委託先の選定、再委託契約の締結等自らの責任の下で行わせることとされている。

なお、現地に適切な再委託先がなくコンサルタントが自ら調査を行うこととなったり、当初予定していなかった新たな調査の必要が生じたりしたなどの場合には、JICAと協議の上、再委託に関し契約の変更を行うこととなる。

コンサルタントが業務実施契約による業務を終了したときには、業務完了報告書を提出することが義務づけられており、この中で、業務関連事項として現地再委託業務内容を含めなければならないこととされている。

さらに、JICAに提出する精算報告書に添付する再委託契約の精算書類としては、再委託契約書（写し）、再委託先からの請求書及び領収書が定められている。JICAは、精算報告書の確認時にこれらの内容を審査確認して再委託契約書に基づきコンサルタントから再委託先に支払がなされたかを確認することになっている。

ウ JICAにおけるコンサルタントとの契約の実績

JICAは、コンサルタントについて登録制度を設けており、コンサルタント登録している法人が業務実施契約の契約の対象となる。18年3月31日現在の登録法人数は680であり、この中には、NPO16、国立大学法人18、学校法人5が含まれている。

12年度から16年度までの業務実施契約の実績をコンサルタントごとにみると、契約額の合計の上位10社の実績は表2-23のとおりである。

業務実施契約においては、上位10社で契約件数の3分の2、契約額の2分の1を占めており、中でも、PCIを含む上位2社で契約件数、契約額ともに3割前後を占める状況となっている。

表2-23 業務実施契約における契約額上位10社
 (上段：契約件数(単位：件)、下段：契約額(単位：百万円))

	コンサルタント名	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	計(比率)
1	P C I	56 4,698	52 4,445	56 5,010	58 4,717	41 3,023	263(16.6) 21,894(16.0)
2	日本工営(株)	57 4,179	57 4,125	47 3,122	53 3,084	67 3,037	281(17.8) 17,548(12.8)
3	国際航業(株)	18 1,365	18 1,832	15 1,568	12 1,315	11 750	74(4.7) 6,832(5.0)
4	(財)国際開発センター	18 992	13 779	13 834	14 1,178	18 1,525	76(4.8) 5,308(3.9)
5	(株)三祐コンサルタント	22 1,379	18 950	18 979	14 766	11 388	83(5.2) 4,464(3.2)
6	(株)コーエイ総合研究所	12 739	11 635	10 722	13 1,025	14 893	60(3.8) 4,016(2.9)
7	八千代エンジニアリング(株)	15 957	15 723	13 545	13 593	23 777	79(5.0) 3,597(2.6)
8	ユニコインターナショナル(株)	14 1,031	11 873	10 424	12 439	10 768	57(3.6) 3,538(2.5)
9	(株)片平エンジニアリング・インターナショナル	10 892	4 386	7 474	7 672	12 589	40(2.5) 3,014(2.2)
10	システム科学コンサルタント(株)	8 602	12 611	8 427	10 809	7 371	45(2.8) 2,823(2.0)
5年間の合計上位10社							1,058(67.0) 73,038(53.6)
業務実施契約合計		332 31,504	315 29,620	315 26,875	298 25,792	318 22,319	1,578(100.0) 136,112(100.0)

業務実施契約の実績を、開発調査及び無償資金協力の基本設計調査等の別に示すと表2-24のとおりとなっている。

表2-24 業務実施契約の内訳

(単位：件、百万円)

年度	開発調査			基本設計調査等			計		
	件数	金額	1件当たりの単価	件数	金額	1件当たりの単価	件数	金額	1件当たりの単価
	(A)	(B)	(B/A)	(A)	(B)	(B/A)	(A)	(B)	(B/A)
12	227	26,374	116.18	105	5,129	48.85	332	31,504	94.89
13	218	25,098	115.13	97	4,521	46.61	315	29,620	94.03
14	197	21,840	110.86	118	5,035	41.67	315	26,875	85.32
15	176	21,122	120.01	122	4,670	38.28	298	25,792	86.55
16	181	18,110	100.05	137	4,209	30.72	318	22,319	70.18
計	999	112,546	112.65	579	23,566	40.70	1,578	136,112	86.25

(注) 12～15年度の開発調査の件数・金額は、社会、農村水産、鉱工業各開発調査部の契約を、16年度は社会、人間、農村、経済各開発部、地球環境部の契約及び在外事務所契約の一部の契約をそれぞれ集計した。

12年度から16年度までの対象分野別の契約実績は表2-25のとおりとなっている。

JICAがコンサルタントと業務実施契約を締結して実施する調査の対象分野としては、運輸・交通及び社会基盤が、件数、金額とも大きな比重を占めているが、人的資源開発等ソフト面での調査も増加してきており、多種多様な分野に及んでいる。

表2-25 業務実施契約における調査対象分野別契約実績

(単位：件、百万円)

分類	12年度		13年度		14年度		15年度		16年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
計画・行政	39	3,672	43	3,295	36	3,325	18	1,857	27	2,476
環境	13	1,181	14	1,170	14	1,569	15	1,567	10	774
社会配慮	3	351	3	297	4	284	2	76	-	-
人的資源	9	746	10	937	15	907	27	2,143	30	1,812
都市衛生	28	3,999	23	1,901	26	2,334	16	2,069	20	1,151
運輸・交通	52	6,070	40	5,005	47	5,624	40	4,222	62	5,235
社会基盤	72	7,002	70	7,038	75	6,904	61	5,987	48	4,272
通信・放送	2	48	9	646	7	520	1	47	3	82
農業	15	1,321	16	1,662	21	1,342	36	2,696	33	2,191
林業	11	1,165	10	885	6	345	7	475	9	542
水産	17	849	18	1,161	15	677	10	473	10	481
鉱業	4	420	5	353	3	282	2	159	1	138
工業	19	1,434	10	1,039	5	447	10	656	11	841
エネルギー	27	1,800	25	2,263	23	1,428	24	1,601	22	1,172
商業・観光	8	695	5	812	2	33	5	730	5	318
科学・文化	-	-	-	-	-	-	1	22	3	51
保健・医療	13	742	13	1,057	15	710	22	962	23	713
社会福祉	-	-	1	91	1	135	1	42	1	58
計	332	31,504	315	29,620	315	26,875	298	25,792	318	22,319

業務実施契約におけるコンサルタントの選定方式別の契約実績は表2-26のとおりとなっている。

表2-26 業務実施契約のコンサルタント選定方式別契約実績
(単位：件、百万円)

年 度	プロポーザル方式		特命随契方式		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
12	201	17,156	131	14,347	332	31,504
13	150	11,055	165	18,564	315	29,620
14	168	12,617	147	14,258	315	26,875
15	131	9,331	167	16,461	298	25,792
16	185	10,993	133	11,325	318	22,319
計	835	61,153	743	74,958	1,578	136,112

また、プロポーザルの提出状況や特命随契方式とした理由は、表2-27のとおりとなっている。

表2-27 プロポーザルの提出状況や特命随契方式とした理由
(単位：件、百万円)

年 度		プロポーザル方式			特命随契方式	
		複数社から提出のあったもの	1社だけから提出のあったもの	新方式(注)	初年度から引き続き契約の相手方としたもの	その他の理由に該当するもの
12	件数	130	64	7	125	6
	金額	9,622	5,873	1,659	14,119	228
13	件数	108	39	3	156	9
	金額	7,243	3,546	264	18,337	227
14	件数	129	38	1	141	6
	金額	10,178	2,408	29	13,935	323
15	件数	103	28	/	167	-
	金額	6,983	2,347		16,461	-
16	件数	122	63		127	6
	金額	6,823	4,170		11,095	230
計	件数	592	232	11	716	27
	金額	40,851	18,347	1,954	73,948	1,009

(注) プロポーザル方式のうちの新方式は、港湾(漁港を除く)・鉄道分野の開発調査について、特命により選定される公益法人とプロポーザルにより選定される民間コンサルタントとの共同企業体を契約の相手先とする契約方式であったが、15年度以降廃止されている。

エ 外務省及びJ B I Cにおけるコンサルタントとの契約の状況

(ア) 外務省における契約の状況

前記のとおり、外務省はNPOを含むコンサルタントとの間で委託契約を締結し、ODA評価有識者会議による国別評価等、評価に係る調査等を実施している。そして、その実績は表2-1～2-3に示したとおりであり、(項)経済協力費から支出されている。

国が契約を締結する場合には、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)等に従い、原則として一般競争に付さなければならぬとされているが、契約の性質又は目的により競争に加わるべき者が少数で一般競争に付する必要がない場合及び一般競争に付することが不利と認められる場合においては、指名競争に付するものとされている。また、契約の性質又は目的が競争を許さない場合、緊急の必要により競争に付することができない場合等は随意契約によることができるとされている。

外務省がコンサルタントと締結する契約はいずれも随意契約によっているが、公平性、透明性等を確保するため、プロポーザル方式により契約の相手方を決定している。

その方法としては、外務省のホームページに公示し、業務説明会を開催して業務指示書を提示するなどした後、提出されたプロポーザルを審査し、一定の評点を得たコンサルタントに対し面接を行い、プロポーザルの審査及び面接の総合点で第1位となった者を契約の相手方として決定する。なお、複数のコンサルタントが候補順位として1位となった場合は、プロポーザルに添付して提出させる見積書に記載されている見積価格の最も低い者を契約の相手方として決定することになる。

(1) J B I Cにおける契約の状況

J B I Cは、海外経済協力業務に関連して必要な調査として、有償資金協力促進調査を実施しているほか、円借款事業の評価等も実施しており、コンサルタントを活用している。

J B I Cでは、国内外の様々な知見を有効活用するとの理由から、コンサルタントの登録制度を設けていない。

そして、必要に応じて相手国に対して職員を派遣し、その後、委託する具体的な調査対象案件及び調査内容を決定した上、公示を行う。

J B I Cの「プロポーザル方式に係るコンサルタント等事務取扱規則」(11年

制定)において、業務に係る調査等、公募により最もふさわしい調達先を選定することが適当と認められるものは、プロポーザル方式によることとされている。プロポーザル方式においては、コンサルタントの選定は、原則として、予定価格を定め、コンサルタントから当該調査等業務の実施に関するプロポーザルを公募し、その優劣を評価し、契約交渉順位を決定し、J B I Cの作成した予定価格の範囲内でコンサルタントと契約を締結することになる。

J B I Cにおけるコンサルタント選定方式別契約実績は表2-28のとおりとなっている。

表2-28 J B I Cにおけるコンサルタント選定方式別契約実績
(単位: 件、百万円)

年 度	プロポーザル方式		非プロポーザル方式		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
12	27	1,766	114	1,639	141	3,406
13	47	2,807	76	859	123	3,667
14	44	2,733	157	2,140	201	4,873
15	67	2,923	193	2,402	260	5,326
16	83	2,160	108	1,045	191	3,206
計	268	12,392	648	8,088	916	20,480

(注) 1件200万円以上の委託契約を対象として集計している。

J B I Cがコンサルタントと締結する委託契約の中には、業務の内容により現地コンサルタントを使用する再委託業務を伴うものがあるが、コンサルタントが現地コンサルタントを使用する必要があると判断した場合には、事前にJ B I Cに了解を得て再委託契約を締結することになっている。

前記の16年4月に定めた運用指針において、コンサルタントは、現地で再委託する場合の費用を、業務に直接に関連する費用である直接業務費のうち、現地において円貨以外の通貨で支払う現地業務費に計上することができることとされている。また、妥当な事由があれば、現地再委託の費用が変更になっても、契約時に定めた直接業務費の総額の範囲内で流用して精算を行うことができることになっている。そして、この現地で再委託する場合の費用については、J B I Cに提出する精算報告書に精算内容が分かる再委託契約書と領収書の写しを添付することとされている。J B I C管理部では、調査等業務の主管部室に対し、この精算報告書を精算後最低1年間保存するよう指導している。

3 検査の結果に対する所見

ODAにおいては、対象となる分野が多岐にわたっており、高い技術力と援助ニーズの多様化に伴う専門性が従来にも増して要求されていることから、コンサルタントの果たす役割とそれに対する信頼が不可欠となっている。特に、JICAが開発調査等を実施するためにコンサルタントと締結する業務実施契約においては、その過半において再委託契約が締結される現状となっている。そうした中で、コンサルタントが現地で締結した再委託契約の精算に当たって、JICAにおいて、対コスタリカODAのPCIに係る不祥事が発覚し、さらに、4箇国4案件について適正を欠く事態があり、また、JBICにおいて1箇国2案件について適切でなかった事態があったことは遺憾である。

コンサルタントは、JICAから事前に承認を得て現地で再委託契約を締結することとされていたが、JICAは、承認後は、再委託先及び再委託契約の実施状況の把握を十分行っていなかった。上記の事態を踏まえ、JICAは、ガイドラインを定め、再委託契約締結後の契約の確認の徹底と再委託契約業務完了後の第三者機関による抽出検査の導入等を図っているところである。また、JBICは、運用指針に則した精算を行うよう指導を徹底しているところである。

JICA等においては、再委託契約を伴うコンサルタントとの委託契約について、ガイドライン等に沿って、適正な契約の履行の確保に徹底を期する必要がある。また、外務省においては、このような事態が生じることがないように、JICA等に対し指導監督等を十分に行う必要がある。

会計検査院としては、今後とも、ODAに関するコンサルタントとの委託契約について、特に再委託契約に関しては、JICA等が講じた再発防止策が有効に機能して、適正な契約の履行が確保されているか、引き続き注視していく。

そして、今回の検査によって、再委託契約に係る経理処理や精算手続が事実と異なっていることが判明したJICAとPCIとの委託契約に係る11箇国13案件については、今後、JICAによる精査の結果の報告を踏まえ、引き続き検査を実施する必要がある。

また、PCI以外のコンサルタントとの委託契約について、現地での再委託契約の精算の適否について報告を求めたところ、JICAでは39箇国における20コンサルタントに係る60案件、JBICでは7箇国における8コンサルタントに係る11案件の再委託契約の精算の適否について、特に問題がなかった旨の報告を受けている。これらの71案件については、JICA等の報告における調査内容を検証する必要がある。

したがって、これら P C I に係る 13 案件の検査及び P C I 以外のコンサルタントに係る 71 案件の検証の結果については、取りまとめが出来次第報告することとする。

第3 草の根・人間の安全保障無償援助の実施状況について

1 検査の対象、着眼点及び方法

(1) 検査の対象

会計検査院は、外務省が7箇国10在外公館において13年度から16年度までに実施した草の根・人間の安全保障無償資金協力（14年度以前は草の根無償資金協力）428件、計30億2234万余円（金額は邦貨換算額。以下、本文において同じ。）を対象として、援助の実施状況を検査した。

このうち、実施年度、分野、被供与団体等を勘案して選定した10在外公館の52件、計4億5303万余円については、援助の対象となった施設、機材等の利用状況を調査した。

(2) 検査の着眼点

会計検査院は、次の点に着眼して検査した。

外務本省においては、制度の導入の背景や変遷、近年における援助の目的、対象はどのようなものか、援助実績及び実施手続はどのようになってきたか。

在外公館においては、外務本省が定めた実施手続に従い、契約の締結、資金の供与、案件の進捗よくを把握するモニタリングなどを適切に行い、案件の終了後、当初想定した事業効果が発現しているかを検証するフォローアップを実施しているか。

援助の対象となった施設、機材等は、案件当初の目的に即して十分利用されているか。

(3) 検査の方法

外務本省から、援助実績の推移、実施手続等に関する各種資料の提出を受け、説明を聴取するとともに、10在外公館に職員を派遣して、各案件の実施状況や援助の対象となった施設、機材等の利用状況について説明を受け、その一部については現場確認を行うなどして現地調査を実施した。

なお、本件事案の検査の過程において、外務本省及び10在外公館に対する会計実地検査及び7箇国における現地調査に要した人日数は96.2人日である。

2 検査の結果

(1) 制度の概要

ア 制度の導入の背景、変遷

我が国は、開発途上国の経済社会開発、民生の安定、福祉の向上等に貢献することを目的として無償資金協力等の経済協力を実施してきている。このうち草の根・人間の安全保障無償資金協力は、病院、学校、道路、かんがい施設等の建設及び公共の輸送用車両等の調達を対象とする一般プロジェクト無償等の無償資金協力の枠組みの一部として位置付けられている。

本制度は、開発途上国の援助要請が多様化しており、迅速かつ的確に対応する必要性があったこと、我が国以外の主要援助国が小規模な無償援助を実施し、大きな外交的効果を上げていたことなどから、元年度に、非政府団体（Non-Governmental Organization。以下「NGO」という。）等を被供与団体とする小規模無償資金協力として創設されたものである。元年度には、実施国数32箇国、案件数95件、予算額3億円であったが、年々予算規模が増大した。7年度には、案件1件当たりの援助額がNGO等を対象とする援助としては必ずしも小規模とはいえなくなったことから、草の根無償資金協力と改称された。

そして、15年度には、人間の生存、生活、尊厳を直接に脅かす深刻かつ広範な脅威から人々を保護し、個人やコミュニティが自立するための能力を育成することが必要であるとの人間の安全保障の考えを反映させることとしたことから、草の根・人間の安全保障無償資金協力と改称された。

イ 目的、対象等

本制度は、我が国に対する信頼感を醸成させるとともに援助要請への機動的な対応が可能であるとして実施されてきたもので、開発途上国の所得水準などを考慮して決定した国又は地域（16年5月現在132箇国（地域））を対象としている。そして、多様な開発要請に対し、当該国の経済・社会情勢に精通している我が国の在外公館が、当該国又は地域において活動しているNGO、地方公共団体、教育・医療機関等の実施する比較的小規模な案件に資金を供与し、一般国民等のいわゆる草の根レベルに直接援助の効果が発現することを目的としている。

案件1件当たりの供与限度額については、原則として1000万円以下とされている。そして、案件の内容に応じて一定の基準を満たす場合には、従来は最大5000万円（ただし、地雷案件のみ12年度から1億円）までであったが、15年度からは人間の安全保障の考えを反映する案件をより積極的に支援するとして、最大1億円までに拡充

された。

また、本制度の援助の申請は、援助を希望する団体から、個別の案件に係る援助の必要性等の関連情報を適時に入手することが可能な在外公館に対して直接行われることになっている。そして、本制度の援助は、在外公館と被供与団体との間において贈与契約を締結すれば足り、我が国と被援助国との間において交換公文を締結する必要がないことなど、一般プロジェクト無償に比べて、援助の実施手続が簡略化され迅速化が図られていることが特長となっている。

ウ 援助実績

13年度から16年度までの草の根・人間の安全保障無償資金協力（14年度以前は草の根無償資金協力。以下、本文において同じ。以下「草の根無償」という。）の援助実績は、表3-1のとおり、予算額が13年度及び14年度は100億円であったものが15年度及び16年度は150億円と増加し、16年度では、国（地域）数は108、案件数は1,306件、外務本省が草の根無償として在外公館に資金前渡した金額（送金通貨は米ドル等の外貨）は128億9694万余円となっている。

表3-1 年度別援助実績（単位：百万円、国(地域)、件）

年度	予算額	国(地域)数	案件数	金額
13	10,000	119	1,731	9,986
14	10,000	112	1,415	9,497
15	15,000	113	1,404	11,156
16	15,000	108	1,306	12,896

そして、この援助実績の推移を地域別にみると、表3-2のとおり、13年度及び14年度は、アジア、中南米及びアフリカの3地域が、上位を占めていたが、これに対し15年度及び16年度では、中近東地域が大幅に増加し、中近東、アジア及び中南米の3地域が、上位を占めている。

表3-2 地域別援助実績

(単位：件、百万円)

年度 地域	13		14		15		16	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
中近東	144	802	169	1,071	(3) <7> 297	(61) <603> 2,834	(23) <26> 350	(708) <2,046> 5,266
アジア	(10) <2> 580	(256) <147> 3,764	(18) <4> 368	(440) <273> 3,030	(11) <6> 315	(189) <456> 2,714	(6) <10> 292	(160) <798> 2,805
中南米	(1) 373	(49) 2,194	(2) 380	(66) 2,478	(4) 382	(85) 2,776	(4) <1> 357	(65) <70> 2,593
アフリカ	335	1,572	(1) <2> 234	(19) <150> 1,410	(2) 177	(33) 1,134	(8) <1> 117	(174) <59> 985
大洋州	103	556	(1) 91	(19) 478	(2) <1> 83	(69) <99> 683	(3) 85	(93) 592
注(1) N I S	119	673	122	733	(2) 98	(43) 727	60	392
欧州	(1) 77	(36) 422	<1> 51	<64> 295	52	285	45	260
計	(12) <2> 1,731	(342) <147> 9,986	(22) <7> 1,415	(546) <488> 9,497	(24) <14> 1,404	(483) <1,159> 11,156	(44) <38> 1,306	(1,203) <2,975> 12,896

注(1) N I S (New Independent States) は、ソビエト社会主義共和国連邦の解体後、新たに独立した国家である。

注(2) 上段()書きは1000万円以上5000万円未満、中段< >書きは5000万円以上の案件であり、内数である。

表3-2のうち、5000万円以上の案件についてみると、13年度から16年度までの合計は61件、47億7104万余円となっていて、15年度では14件、11億5988万余円、16年度では38件、29億7586万余円となっている。これらの主な内容は、地雷除去活動支援であり約半数を占めている。また、15年度以降に総件数、総額が増加しているのは、中近東地域における給水施設、医療保健、地雷除去等の援助を行っていることによるものである。

また、援助実績を国(地域)別にみると、表3-3のとおり、13年度及び14年度では、中華人民共和国及びカンボジア王国が上位を占めていたが、これに対し15年度及び

16年度では、アフガニスタン・イスラム共和国及びイラク共和国が上位を占めている。

表3-3 国(地域)別援助実績上位5箇国

(単位：件、百万円)

順位	13			14			15			16		
	国名	件数	金額	国名	件数	金額	国名	件数	金額	国名	件数	金額
1	中国	(4) 87	(69) 665	中国	(1) 70	(24) 546	アフガニスタン	<2> 144	<199> 1,334	アフガニスタン	(9) <2> 228	(326) <198> 2,433
2	カンボジア	(2) <2> 42	(31) <147> 390	カンボジア	(2) <3> 44	(73) <216> 508	中国	(3) 76	(41) 652	イラク	(13) <24> 44	(371) <1,848> 2,270
3	インド			コロンビア			カンボジア	(4) <4> 45	(73) <324> 622	スリランカ	<6> 17	<484> 552
4	ミャンマー			パキスタン	(9) 38	(195) 403	コロンビア			中国	(1) 55	(18) 414
5	インドネシア			ボリビア			ニカラグア			カンボジア	<4> 18	<314> 401

(注) 上段()書きは1000万円以上5000万円未満、中段< >書きは5000万円以上の案件であり、内数である。

また、13年度から16年度までの援助実績を分野別にみると、表3-4のとおり、各年度とも小学校・中学校建設等の教育研究、民生環境及び医療保健の各分野が件数、金額とも多くなっている中で、16年度は特に通信運輸の分野に対する金額が大幅に増加している。

表3-4 分野別援助実績

(単位：件、百万円)

年度 分野	13		14		15		16	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
教育研究	755	4,161	657	4,053	593	4,307	597	4,769
民生環境	358	1,958	297	1,799	324	2,360	249	2,668
医療保健	370	2,207	282	1,973	273	2,183	227	2,074
通信運輸	30	170	23	173	48	364	68	1,318
農林水産	110	648	61	375	80	574	83	578
その他	68	619	52	861	57	1,158	68	1,385
複合分野	40	220	43	260	29	207	14	102
計	1,731	9,986	1,415	9,497	1,404	11,156	1,306	12,896

さらに、13年度から16年度までの援助実績を被供与団体別にみると、表3-5のとおり、各年度とも草の根レベルにおいて活動しているローカルNGOが件数、金額とも最も多くなっている中で、16年度は特に国・政府機関に対する金額が大幅に増加している。

表3-5 被供与団体別援助実績

(単位：件、百万円)

年度 被供与団体	13		14		15		16	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
ローカルNGO(注)	751	3,831	618	3,839	623	4,603	652	5,268
国・政府機関	32	314	28	310	14	158	52	2,175
地方公共団体	325	1,966	267	1,761	332	2,770	265	1,954
国際NGO(注)	81	580	113	1,173	109	1,064	72	1,121
教育機関	232	1,233	240	1,414	182	1,235	154	1,038
医療機関	134	840	89	585	84	648	72	762
その他	176	1,217	60	413	60	674	39	576
計	1,731	9,986	1,415	9,497	1,404	11,156	1,306	12,896

(注) ローカルNGOは、草の根無償の被援助国において活動を行っている当該被援助国のNGOである。国際NGOは、当該被援助国を含む複数の国において国際的な活動を行っているNGOである。

上記の援助実績に関し、外務省の説明によれば、地域や国ごとに予算の配分を行わず在外公館からの申請案件に対する承認ごとに予算執行しているとしている。そして、草の根無償として、従前から人間の安全保障に係る援助を実施してきており、15年度から人間の安全保障の考えを反映させて改称されたが、援助の内容は変わっていないとしている。

(2) 実施手続

ア ガイドラインの策定

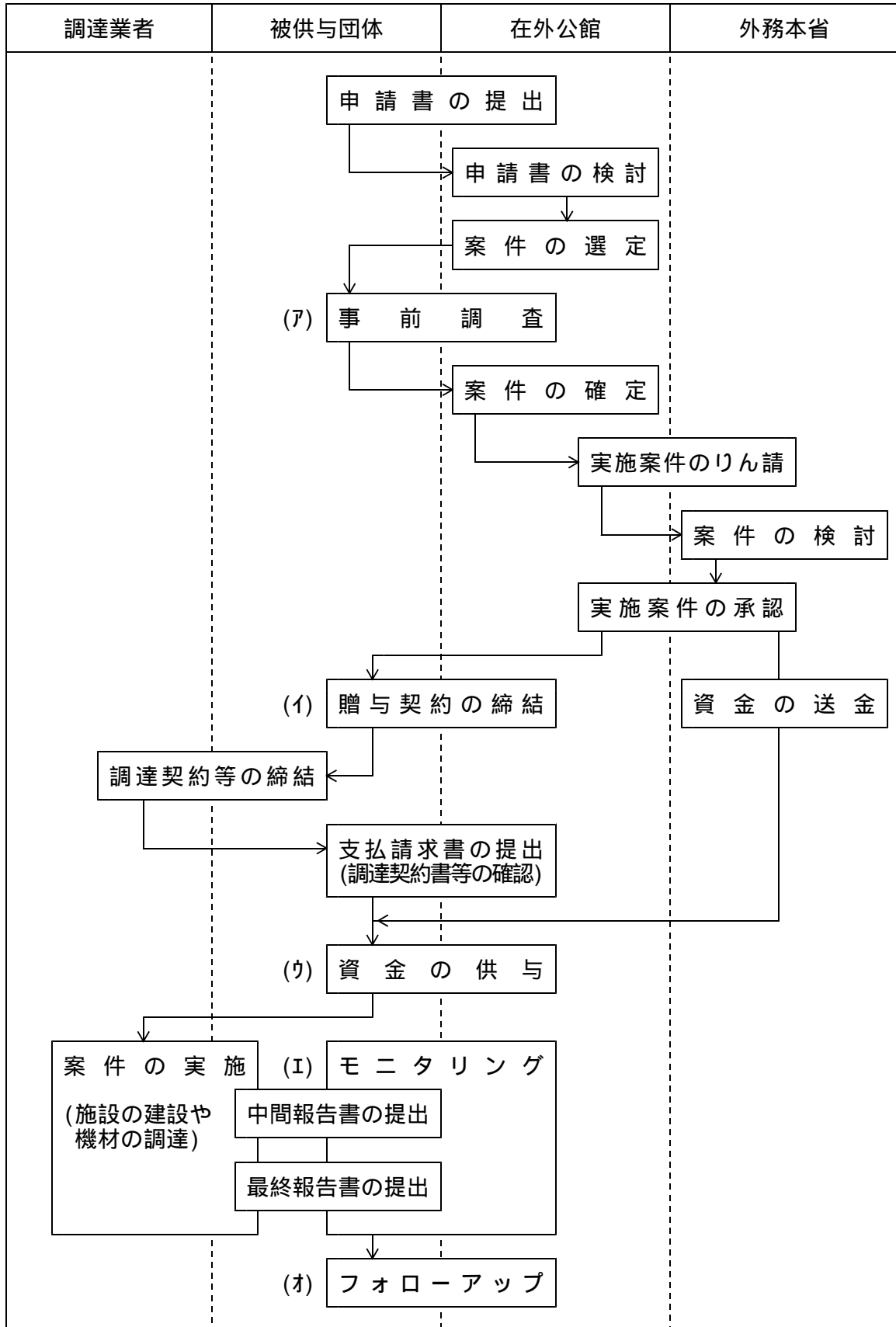
外務本省では、草の根無償の制度の運用に当たっては、小規模無償資金協力として元年度に開始して以来、草の根無償資金協力として実施していた14年度までの間において、毎年度、実施方針を決めてこれにより実施することとしていた。

そして、15年度には人間の安全保障の考えを反映させるなどその事業規模が拡充されたことなどから、従来の実施方針に代え、在外公館における案件の申請、契約の内容などに関する実施手順等をより具体的に示した「草の根・人間の安全保障無償資金協力実施ガイドライン」（15年4月経済協力局無償資金協力課作成。16年4月改訂。以下「ガイドライン」という。）を策定し以後これにより実施している。

イ 実施手順

ガイドラインによると、15年度以降の草の根無償の具体的な実施手順は、次のとおりとなっている（図3-1参照）。

図3-1 草の根無償の実施手順



(ア) 事前調査

在外公館では、援助を希望する団体から申請書及び同団体の財務諸表、組織図、過去の活動実績等の関連書類の提出を受けて、案件の選定作業に入る。案件の選定の後、事前調査を行う。事前調査は、優良な案件を選定し、かつ各案件の実現可能性を確認することを目的として、原則としてすべての案件について行うこととされている。事前調査では、同団体に対し詳細なヒアリングを行い、財務情報や過去の実績とを合わせて、同団体が信頼に値し案件を執行する能力を備えているかどうかを判断するとともに、可能な限り案件現場を視察し、案件の実現可能性を確認する際の参考情報を収集することとされている。

また、在外公館では、案件の実施において調達する品目に係る価格審査を行い、妥当な供与限度額を設定することとされており、援助を希望する団体に、原則として3者からの見積書を提出させることとされている。

(1) 贈与契約の締結

在外公館は、案件を選定し事前調査を経て内容を確定した後、外務本省に実施の承認りん請を行い、これを受けた外務本省は当該案件について審査を行う。外務本省が行う審査は、在外公館から承認りん請された案件が草の根無償として適正な規模であるか、内容が草の根無償の趣旨に反しないか、などを検討するものである。そして、外務本省の承認が得られた案件については、在外公館と被供与団体との間で贈与契約が締結されることとなる。

贈与契約書は、被供与団体による案件の実施に役立てることを目的として、在外公館がその供与限度額の範囲内で資金を供与することや、被供与団体が日本政府から資金の供与を受けるに当たり、以下のことなどを受諾することをその主な内容としている。

供与された資金を当該案件の実施に必要な物資の調達等のためにのみ適切に使用し、それ以外の目的に使用しないこと

在外公館が要求する関係書類を提出すること

供与された資金が当該案件の実施以外の用途で使用されたことが明らかになった場合、在外公館は資金の返還を請求する権利を有していること

当該案件の進捗よくに関して、使用済み資金の使途等を含めた遂行状況について中間報告を行い、終了したときは最終報告を行うこと

1年以内の決められた期日までに案件を終了すること

在外公館は、被供与団体にこの内容を十分に理解させるとともに、在外公館長等と被供与団体の代表権を有する者との間において、締結の署名を行うこととされている。

(ウ) 資金の供与

被供与団体は、贈与契約締結後、調達業者との間で機材の調達等に係る契約（以下「調達契約」という。）を締結するなどしている。

13年度及び14年度の実施方針によると、在外公館では、資金の供与に当たり、被供与団体の資金需要の確認を被供与団体から提出を受けた調達契約書又は見積書により行うこととされていた。そして、15年度以降、ガイドラインによると、原則として、被供与団体の資金需要の確認を調達契約書により行うこととされており、被供与団体において調達される機材の性質、現地の商慣習等の理由により調達契約の締結が困難な場合には、見積書の確認による供与も可能であるとされている。

また、会議運営費等の費用が所定の額以上であるなどの場合、在外公館が必要と判断する場合等には資金を分割供与することとされている。さらに、在外公館では、供与限度額の範囲内で必要な資金を被供与団体に供与することとし、供与した資金のうち案件実施において使用されなかった資金がある場合には、被供与団体からこの資金の返還を受けることとされている。

(I) モニタリング

モニタリングは、施設建設案件であれば施設が適切に建設され、機材調達案件であれば調達した機材が適切に利用されるなど、贈与契約に記載された期日までに、案件が当初の計画どおり進ちょくし、終了したことを確認することであるとされている。

そして、15年度以降、ガイドラインによると、モニタリングの具体的手法については、現地の事情に照らし在外公館において、適宜決定することとされていて、当初の計画に支障が生じている場合は、問題を早期に発見し、適切に対処することが肝要であり、そのために中間報告書及び最終報告書の提出受理や案件現場の視察を通じ、案件の進ちょく状況を常に把握することが重要であり、可能な限り案件現場を直接確認することが望ましいとされている。

案件現場の視察においては、案件の進ちよく状況、施設・機材の設置状況、事業効果の恩恵を受ける対象者による活用度等についての観察及び関係者からの聞き取りを行うこととされている。

モニタリングの具体的な内容は以下のとおりである。

a 中間報告書の提出受理

中間報告書は、案件の進ちよくの把握、問題の早期の発見や対応を目的として、施設の建設や機材の調達を進ちよく状況、領収書等を確認するため、在外公館において被供与団体から提出を受け、これを受理するものである。

b 案件の進ちよく状況の確認

在外公館は、案件の進ちよく状況について可能な限り案件現場の視察を行うこととされている。案件の進ちよく状況の確認を通じて供与資金が適正に使用されていることを随時確認することとし、視察の結果と中間報告書の内容とを合わせて、案件の進ちよく状況を総合的に検証することが望ましいとされている。

また、案件現場の視察による進ちよく状況の確認は在外公館の職員自らが実施することが望ましいが、各在外公館の判断において外部に委嘱して差し支えないとされている。

c 計画の変更

贈与契約書で取り決めた内容について、案件当初の目的を逸脱しない軽微な計画の変更については、在外公館において被供与団体と協議の上、当該変更を承認して差し支えないとされている。そして、案件当初の目的との整合性については、贈与契約書等における案件の概要、事業効果に照らして判断することとし、計画の変更内容は外務本省に事後報告することとされている。

また、期間の変更、案件の内容等の大きな変更が行われる場合には、外務本省に計画変更の承認申請を行い、承認を得た後に対処することとされている。

d 最終報告書の提出受理、案件の終了確認

最終報告書は、被供与団体が案件の終了したことや領収書等を添付して資金の使用状況などを在外公館に対して報告するため、案件の終了期日に沿って提出するものであり、在外公館はすべての案件についてこれを確実に受理する必要があるとされている。

そして、建設した施設や調達した機材について案件現場の視察を行うなどして案件の終了を確認することとされている。

(オ) フォローアップ

フォローアップは、贈与契約上の案件終了期日を経過し、一定の期間をおいた後、当初の想定したとおりの事業効果が発現しているかを検証することであるとされている。

そして、15年度以降、ガイドラインによると、案件終了後、在外公館の職員又は在外公館の委嘱を受けた外部の者（以下「外部委嘱員」という。）が案件現場に赴きフォローアップを実施することとされており、在外公館は、終了した案件を事後的に評価し、将来の案件形成にフィードバックする目的で、各案件のフォローアップに努めることとされている。

ウ 外部委嘱制度

草の根無償は、近年、予算規模や対象国、実施案件数が増大し、在外公館においては業務量が増加したことに伴い、より専門的な知見の活用や、実施体制の強化が求められる状況となった。そこで、専門知識を必要とする業務、及び外部に委嘱することでより一層効率的・効果的な援助が実施され供与資金の適正な執行も確保できると判断される業務について、現地で活動している専門家に対し、9年度から、案件の事前調査を委嘱できることとされた。そして、10年度からは、前記のとおり、案件の実施状況のモニタリング業務等についても委嘱できることとされ、さらに、11年度からは団体との協議・調整、書類整理、案件全体の進行監理等の業務についても委嘱できることとされた。

そして、15年度以降、ガイドラインによると、在外公館が検討又は実施することにした案件については、案件の形成に係る調査、実施に必要な事前調査、申請書や報告書等の被供与団体から提出される文書の受理、各種書類の作成等のほか、実施状況のモニタリング及び終了後のフォローアップについても外部委嘱員に委嘱できることとされている。

(3) 在外公館における草の根無償の実施状況

ア 検査対象とした在外公館における援助実績

7箇国10在外公館において13年度から16年度までに実施した草の根無償428件、計

30億2234万余円についてみると、在外公館別・年度別の実施状況は、表3-6のとおりとなっている。

表3-6 在外公館別・年度別実施状況 (単位：件、百万円)

在外公館	年度	13	14	15	16	計
バングラデシュ(大)	件数	13	7	3	6	29
	金額	91	45	26	50	213
ブラジル(大)	件数	5	3	2	3	13
	金額	29	27	14	21	92
サンパウロ(総)	件数	11	12	5	5	33
	金額	56	54	46	45	203
リオデジャネイロ(総)	件数	6	17	8	1	32
	金額	38	43	41	9	133
クロアチア(大)	件数	11	8	10	9	38
	金額	79	23	47	41	192
エチオピア(大)	件数	17	21	17	18	73
	金額	116	161	138	160	576
レバノン(大)	件数	20	26	23	16	85
	金額	91	144	157	118	511
東ティモール(大)	件数	11	4	4	5	24
	金額	98	19	81	36	236
ベトナム(大)	件数	17	17	18	21	73
	金額	140	161	174	187	663
ホーチミン(総)	件数	13	10	2	3	28
	金額	80	77	15	24	198
計 7箇国 10在外公館	件数	124	125	92	87	428
	金額	821	758	745	696	3,022

注(1) 在外公館名欄の(大)は日本国大使館、(総)は日本国総領事館を示す。以下、本文中の各表において(大)及び(総)の表記は省略している。

注(2) ブラジル連邦共和国ではブラジル(大)、サンパウロ(総)及びリオデジャネイロ(総)の3在外公館において、ベトナム社会主義共和国ではベトナム(大)及びホーチミン(総)の2在外公館において、それぞれ検査を実施した。

注(3) 東ティモール(大)は平成16年1月に設立され、これ以前は在インドネシア日本国大使館が兼轄していた。本文中の以下の各表において同じである。

イ 在外公館における実施体制

検査の対象とした10在外公館における草の根無償の業務を実施する16年度の人員配置状況についてみると、表3-7のとおり、在外公館職員は、8在外公館で各1名、1在外公館で2名、1在外公館で3名、計13名となっており、全員が草の根無償以外の業務と兼任している。そして、現地採用職員は、6在外公館で計9名となっており、このうち1在外公館で2名が専任しているが、5在外公館の7名は草の根無償以外の業務と兼任している。また、外部委嘱員は、専門的知識を有する者を活用して草の根無

償の業務を行わせることで業務効率の向上を図ることができるとして、現地採用職員からの紹介、人材派遣会社の活用等により6在外公館で計8名を配置している。

表3-7 草の根無償の業務を実施する人員配置状況(平成16年度) (単位：人)

在外公館	在外公館職員	現地採用職員	外部委嘱員	計
バングラデシュ	3	2	2	7
ブラジル	1	1	0	2
サンパウロ	2	2	1	5
リオデジャネイロ	1	1	0	2
クロアチア	1	0	2	3
エチオピア	1	0	1	2
レバノン	1	1	1	3
東ティモール	1	0	0	1
ベトナム	1	2	0	3
ホーチミン	1	0	1	2
計 10在外公館	13	2 + 7	8	30

(注) 印は草の根無償業務と草の根無償以外の業務との兼任者を示す。

10在外公館における外部委嘱員の13年度以降の配置状況についてみると、表3-8のとおり、13年度では3在外公館で3名、16年度では6在外公館で8名の配置となっていた。なお、17年度(18年1月1日現在)には、9在外公館で15名と大幅に増員されていた。

表3-8 外部委嘱員の配置状況

(単位：人)

在外公館 \ 年度	13	14	15	16	17
バングラデシュ	0	2	2	2	2
ブラジル	0	0	0	0	0
サンパウロ	1	1	1	1	1
リオデジャネイロ	0	0	0	0	1
クロアチア	0	0	1	2	2
エチオピア	0	1	1	1	3
レバノン	1	1	1	1	1
東ティモール	-	-	-	0	2
ベトナム	0	0	0	0	1
ホーチミン	1	1	1	1	2
計 10在外公館	3	6	7	8	15

ウ 事前調査の実施状況

事前調査については、優良な案件を選定し、かつ各案件の実現可能性を確認することを目的として、原則としてすべての案件において行うこととされており、各在外公館では可能な限り案件現場を視察することとされている。

そして、案件現場の視察による事前調査の実施状況についてみると、表3-9のとおり、前記の428件において、365件（85.3%）が実施されていた。これを在外公館別にみると、2在外公館では100%、6在外公館では80%を超える実施率となっていたが、2在外公館では60%程度となっている。また、年度別にみると、13、14両年度は書類が無く実施の有無が不明なものが4件あり、それぞれ71.8%、79.2%の実施率となっていたが、これに比べて15、16両年度については、緊急な案件であるため現場視察による事前調査が困難であったとしている2件を除くと、10在外公館で100%実施されている状況であった。

表3-9 案件現場の視察による事前調査の実施状況 (単位：件、%)

在外公館 \ 年度	13	14	15	16	計
バングラデシュ	(84.6) 11 13	(57.1) 4 7	(100.0) 3 3	(100.0) 6 6	(82.8) 24 29
ブラジル	(100.0) 5 5	(100.0) 3 3	(100.0) 2 2	(100.0) 3 3	(100.0) 13 13
サンパウロ	(90.9) 10 11	(91.7) 11 12	(100.0) 5 5	(100.0) 5 5	(93.9) 31 33
リオデジャネイロ	(66.7) 4 [2] 6	(88.2) 15 [2] 17	(100.0) 8 8	(100.0) 1 1	(87.5) 28 [4] 32
クロアチア	(100.0) 11 11	(100.0) 8 8	(100.0) 10 10	(100.0) 9 9	(100.0) 38 38
エチオピア	(35.3) 6 17	(28.6) 6 21	(94.1) 16 17	(94.4) 17 18	(61.6) 45 73
レバノン	(50.0) 10 20	(100.0) 26 26	(100.0) 23 23	(100.0) 16 16	(88.2) 75 85
東ティモール	(45.5) 5 11	(25.0) 1 4	(100.0) 4 4	(100.0) 5 5	(62.5) 15 24
ベトナム	(88.2) 15 17	(94.1) 16 17	(100.0) 18 18	(100.0) 21 21	(95.9) 70 73
ホーチミン	(92.3) 12 13	(90.0) 9 10	(100.0) 2 2	(100.0) 3 3	(92.9) 26 28
計 10在外公館	(71.8) 89 [2] 124	(79.2) 99 [2] 125	(98.9) 91 92	(98.9) 86 87	(85.3) 365 [4] 428

注(1) 中段は案件現場の視察による事前調査を実施した案件数で内数、上段()書きは実施率である。

注(2) []書きは不明なものであり、内数である。

注(3) エチオピアにおける平成15年度及び16年度に案件現場の視察による事前調査を実施しなかった2案件は、緊急な案件であるため現場視察による事前調査が困難であったとしているものである。

エ 資金の供与

在外公館は、案件を選定し事前調査を経て内容を確定した後、外務本省に実施の承認りん請を行い、これを受けた外務本省は、当該案件について審査を行い、在外公館に当該案件の実施について供与限度額を含めて承認している。

そして、在外公館では、資金の供与に当たり、資金需要の確認を行うために、13年度及び14年度の実施方針では被供与団体から提出を受けた調達契約書又は見積書により調達価格を確認することとされていた。15年度以降、ガイドラインでは原則として調達契約書により調達価格を確認することとされており、被供与団体において調達される機材の性質、現地の商慣習等の理由により調達契約の締結が困難な場合には、見積書の確認による供与も可能であるとされている。

前記428件の資金需要の確認方法についてみると、調達契約書によるものが135件（31.5%）、現地の商慣習等の理由により調達契約の締結が困難なことから見積書によっているものが150件（35.1%）、15年度以前は一部書類が無く資金需要の確認方法が不明なものが143件（33.4%）となっている状況である。

これを在外公館別にみると、5在外公館では原則として調達契約書により確認を行っており、5在外公館では見積書により確認を行っており、このうち2在外公館では資金の供与前には調達契約の締結が困難であるとしている。

また、資金の供与方法についてみると、前記の428件において、一括払しているものが420件（98.1%）、分割払しているものが2在外公館において8件（1.9%）あった。そして、機材を一括して購入する必要があったり、過去に実績があり案件実施能力が高いと判断した地方公共団体等の団体であったりなどのため一括払しているものが多いが、被供与団体の資金需要に応じて分割払したとしているものもある。

オ モニタリングの実施状況

(ア) 案件の進ちょく状況の確認

贈与契約に記載された期日までに、案件が当初の計画どおり進ちょくし、終了したことを確認するモニタリングの具体的手法については、現地の事情に照らし、在外公館において適宜決定することとされており、在外公館は、可能な限り案件現場を視察することによって進ちょく状況を直接確認することが望ましいとされている。

案件実施中における現場視察の実施状況についてみると、表3-10のとおり、前記の428件において、実施しているものが91件（21.3%）、実施していないものが

307件（71.7%）、書類が無く実施の有無が不明なものが30件（7.0%）となっている。また、10在外公館の各年度の平均をみると、13、14両年度については、それぞれ14.5%、15.2%となっており、これに比べて15、16両年度については、それぞれ31.5%、28.7%となっている。

表3-10 案件現場の視察による進ちょく状況確認の状況（単位：件、%）

在外公館 \ 年度	13	14	15	16	計
バングラデシュ	(23.1) 3 13	(57.1) 4 7	(33.3) 1 3	(0.0) 0 6	(27.6) 8 29
ブラジル	(20.0) 1 5	(33.3) 1 3	(0.0) 0 2	(100.0) 3 3	(38.5) 5 13
サンパウロ	(18.2) 2 11	(25.0) 3 12	(0.0) 0 5	(60.0) 3 5	(24.2) 8 33
リオデジャネイロ	(16.7) 1 [5] 6	(0.0) 0 [17] 17	(0.0) 0 [8] 8	(0.0) 0 1	(3.1) 1 [30] 32
クロアチア	(0.0) 0 11	(0.0) 0 8	(10.0) 1 10	(11.1) 1 9	(5.3) 2 38
エチオピア	(17.6) 3 17	(33.3) 7 21	(41.2) 7 17	(11.1) 2 18	(26.0) 19 73
レバノン	(10.0) 2 20	(7.7) 2 26	(69.6) 16 23	(87.5) 14 16	(40.0) 34 85
東ティモール	(18.2) 2 11	(0.0) 0 4	(75.0) 3 4	(20.0) 1 5	(25.0) 6 24
ベトナム	(0.0) 0 17	(0.0) 0 17	(0.0) 0 18	(4.8) 1 21	(1.4) 1 73
ホーチミン	(30.8) 4 13	(20.0) 2 10	(50.0) 1 2	(0.0) 0 3	(25.0) 7 28
計 10在外公館	(14.5) 18 [5] 124	(15.2) 19 [17] 125	(31.5) 29 [8] 92	(28.7) 25 87	(21.3) 91 [30] 428

注(1) 中段は案件現場の視察による進ちょく状況確認を実施した案件数で内数、上段（ ）書きは実施率である。

注(2) []書きは不明なものであり、内数である。

(1) 案件の実施期間

草の根無償は、贈与契約書において贈与契約の締結から1年以内の決められた期

日まで（以下「契約期間」という。）に案件を終了することとされている。そして、前記の428件についてみると、表3-11のとおり、18年1月1日現在で、贈与契約上の終了期日が到来している案件が405件あり、このうち最終報告書が提出されるなどして在外公館が案件の終了を確認したとしているものが382件（94.3%）、未終了となっていたものが23件（5.7%）となっている。

表3-11 贈与契約締結後の案件の実施期間(平成18年1月1日現在) (単位：件)

在外公館	贈与契約上の終了期日到来 405件						未到来23件		
	終了 382件						未 終 了 23件	終 了	未 終 了
	契約期 間内に 終了	契約期間内に終了しなかったもの				計			
		契約締結日から終了までの期間							
～1年6 箇月		1年6箇 月～2 年	2年～3 年	3年～4 年					
バングラデシュ	9	7	2	1	0	19	4	0	6
ブラジル	6	3	2	0	0	11	0	1	1
サンパウロ	29	3	0	1	0	33	0	0	0
リオデジャネイロ	13	16	2	0	0	31	1	0	0
クロアチア	21	13	1	0	0	35	1	1	1
エチオピア	27	14	8	5	3	57	8	5	3
レバノン	59	9	4	2	0	74	8	2	1
東ティモール	19	3	0	2	0	24	0	0	0
ベトナム	53	14	3	0	0	70	1	0	2
ホーチミン	21	5	0	1	1	28	0	0	0
計 10在外公館	257	87	22	12	4	382	23	9	14
		125							

上記382件のうち、贈与契約の契約期間内に終了しているものは257件（63.5%）であった。残り125件（30.8%）は、贈与契約の契約期間内に終了していないものであり、このうち、契約締結日から案件終了までの期間が2年を超えているものは計16件であった。これらの案件が大幅に遅延した理由及び態様は次のとおりである。

降雨により資材運搬等が遅延したことなどにより工期が延びたなど、予期しがたい事情によるもの 5件

被供与団体が施設の設計を変更したことなどにより工期が延びたなど、被供与団体側の事情によるもの 10件

納入業者が供与機材のうちの一部である輸入機材の納入に時間を要したという業者側の事情によるもの 1件

また、贈与契約上の終了期日が到来しているのに未終了となっていた23件について、贈与契約締結日からの経過期間をみると、表3-12のとおりとなっている。

表3-12 未終了となっていた案件の経過期間(平成18年1月1日現在) (単位：件)

在外公館	贈与契約締結日からの経過期間					
	1年～1年6箇月	1年6箇月～2年	2年～3年	3年～4年	4年～5年	計
バングラデシュ	0	0	2	1	1	4
リオデジャネイロ	0	0	0	1	0	1
クロアチア	1	0	0	0	0	1
エチオピア	1	6	0	1	0	8
レバノン	7	0	0	0	1	8
ベトナム	1	0	0	0	0	1
計 6在外公館	10	6	2	3	2	23

上記23件の贈与契約締結日からの経過期間は、すべて1年を超えており、2年を超えているものが4在外公館で7件あり、この中には、4年を超えるものもある状況となっている。この7件が大幅に遅延している理由及び態様は次のとおりである。

大部分の機材は調達が終わっていて事業活動は実施されているが、調達予定の機材の一部について機種変更し調達に時間を要するなどのため、事業が終了していないもの 6件

機材の購入後、団体が内部分裂し、一方が機材を売却し、他方が資金返還請求の裁判を提訴していて、事業が終了していないもの 1件

(ウ) 契約期間の変更

案件当初の目的を逸脱しない軽微な計画の変更については、在外公館において

被供与団体と協議の上、当該変更を承認して差し支えないとされている。また、契約期間の変更、案件の内容等の大きな変更が行われる場合には、外務本省に計画変更の承認申請を行い、承認を得た後に対処することとされている。

ガイドラインにおいて大きな変更とされている契約期間の延長についてみると、贈与契約の契約期間内に終了していなかった前記の125件と未終了となっていた23件の計148件のうち、被供与団体から在外公館に変更の申請が行われ、在外公館において承認する手続きが執られていたのは4在外公館で14件（9.5%）に過ぎず、6在外公館では契約期間の延長手続きが執られていなかった。

(I) 最終報告書の提出

最終報告書は、被供与団体が案件の終了したことや領収書等を添付して資金の使用状況などを在外公館に対して報告するため、案件の終了期日に沿って提出するものであり、在外公館はすべての案件についてこれを確実に受理する必要があるとされている。そして、前記428件のうち、18年1月1日現在で案件が終了しているもの計391件について、最終報告書の提出状況を見ると、表3-13のとおり、案件の終了日から1箇月以内に提出を受けたものが195件、1箇月を超え3箇月以内のものが67件、3箇月を超え6箇月以内のものが49件となっていて、6箇月を超えたものが58件、未だ提出を受けていないものが22件あった。

このように最終報告書が終了期日に沿って提出されていない案件が見受けられた。なお、未提出となっている案件については、在外公館において、電話で被供与団体と連絡を取ったり、案件現場の視察を行ったりなどして状況を把握したとしている。

表3-13 最終報告書の提出状況(平成18年1月1日現在)

(単位：件)

在外公館	案件終了日 ～1箇月以内	1箇月超～ 3箇月以内	3箇月超～ 6箇月以内	6箇月 超	未提出	計
バングラデシュ	12	5	2	0	0	19
ブラジル	3	5	3	0	1	12
サンパウロ	0	4	17	10	2	33
リオデジャネイロ	12	11	3	5	0	31
クロアチア	30	2	1	3	0	36
エチオピア	35	11	5	3	8	62
レバノン	61	3	1	11	0	76
東ティモール	14	6	2	1	1	24
ベトナム	16	12	11	21	10	70
ホーチミン	12	8	4	4	0	28
計 10在外公館	195	67	49	58	22	391

(オ) 終了時確認の実施

案件の終了については、建設した施設や調達した機材の案件現場の視察を行うなどして確認することとされている。

前記428件のうち、案件が終了している計391件について、案件現場の視察による終了時確認が実施されたものは、表3-14のとおり、270件で、全体の実施率は69.1%となっているものの、中には実施率が低い在外公館もある状況となっている。

表3-14 案件現場の視察による終了時確認の実施状況（単位：件、%）

在外公館	終了 案件数	左のうち案件現場視察終了時確認	
		実施案件数	実施率
バングラデシュ	19	4	21.1
ブラジル	12	12	100.0
サンパウロ	33	33	100.0
リオデジャネイロ	31	20	64.5
クロアチア	36	11	30.6
エチオピア	62	39	62.9
レバノン	76	72	94.7
東ティモール	24	15	62.5
ベトナム	70	52	74.3
ホーチミン	28	12	42.9
計 10在外公館	391	270	69.1

実施率の低い在外公館では、道路等のインフラ整備が遅れていることや案件が遠方に位置し現場確認が困難であることなどから、案件現場の視察による終了時確認が十分実施できない事情もあり、被供与団体に対し、最終報告書に案件が終了したことが確認できる写真を添付させ、これにより終了時確認を補完する措置を執っているものもある。

カ フォローアップの実施状況

案件が終了し、一定の期間が経過した後、当初想定した事業効果が発現しているかを検証するフォローアップについては、在外公館の職員又は外部委嘱員が案件現場に赴き実施することとされている。そして、前記428件中、18年1月1日現在で終了期日が到来し案件の終了したもののうち、終了後一定期間が経過した13年度から15年度までに実施された330件のフォローアップの実施状況についてみると、表3-15のとおり、実施しているものが110件（33.3%）、実施していないものが220件（66.7%）となっていた。これを在外公館別にみると、実施率が100%となっている在外公館がある一方で、50%に満たない在外公館も多く見受けられた。

表3-15 案件終了後の現場におけるフォローアップの実施状況（単位：件、%）

在外公館	終了 案件数	左のうち案件終了後の現場におけるフォローアップ	
		実施案件数	実施率
バングラデシュ	19	6	31.6
ブラジル	10	10	100.0
サンパウロ	28	22	78.6
リオデジャネイロ	30	8	26.7
クロアチア	29	3	10.3
エチオピア	50	14	28.0
レバノン	68	21	30.9
東ティモール	19	11	57.9
ベトナム	52	4	7.7
ホーチミン	25	11	44.0
計 10在外公館	330	110	33.3

(4) 援助の対象となった施設等の利用状況

ア 調査対象事業の選定

前記428件のうち、贈与契約上の終了期日到来後一定期間が経過した13年度から15年度までに実施された341件から、実施年度、分野、被供与団体等を勘案して選定した10在外公館の52事業を対象として、援助の対象となった施設、機材等の利用状況について調査した（52事業の概要については80ページの別表3-1参照）。

イ 調査の状況

会計検査院は、18年2月から5月までに10在外公館に職員を派遣し、現況について説明を受けるとともに、施設等の利用状況について実地に調査した。このうち、在リオデジャネイロ日本国総領事館の1事業は治安の問題により案件現場の確認ができなかったが、残り51事業はすべて案件現場の確認を行った。その結果、表3-16の4事業は、会計検査院の調査時において事業が完了していなかったり、事業は完了しているものの事業本来の目的で一度も施設等が利用されていなかったりして、案件当初の目的に即して利用されているとは認められなかった。

表3-16 案件当初の目的に即して利用されているとは認められなかった事業

在外公館	年度	事業名	分野	被供与団体	金額(円)	態様
リオデジャネイロ	13	ムール貝・牡蠣養殖計画	農林水産	ローカルNGO	7,310,561	機材の売却など
エチオピア	15	アカキ青少年育成センター設置計画	教育研究	ローカルNGO	9,988,018	施設が未完成、機材が未調達
エチオピア	15	ギザウ博士記念総合病院建設計画	医療保健	ローカルNGO	9,645,442	施設が未完成
クロアチア	13	ヴェリキ・グラダツ村小学校再建計画	教育研究・医療保健	ローカルNGO	4,689,100	施設等が未利用

表3-16に示した4事業の概要及び現況は、次のとおりであった。

(ア) ムール貝・牡蠣養殖計画（ブラジル連邦共和国）

この事業は、ブラジル連邦共和国リオデジャネイロ州アハイアル・ド・カーボ市において、自生するムール貝の採取を防止して環境の保全を図るとともに、貝類採取従事者の所得の安定や向上を図るため、ムール貝や牡蠣の養殖用設備や貝類加工処理施設の設置等を内容とするものである。

在リオデジャネイロ日本国総領事館では、14年2月に、本件事業を実施する団体との間で同年7月を完了期日とする贈与契約を締結し、同年3月に、資金68,323米ドル（邦貨換算額7,310,561円、伯貨換算額158,509.36リアル）を供与している。

本件事業については、治安の問題により会計検査院が案件現場の確認ができないことから、同総領事館の草の根無償担当者からの資料の提出及び説明により調査した。

調査したところ、同総領事館では、14年6月に、供与資金158,509.36伯リアルのうち牡蠣養殖用設備、貝類採取用船舶等の購入のために計127,356.20伯リアルが支払われたとする中間報告書を同団体から受領した。その後、15年3月に、同団体が14年12月頃に内部分裂し活動を停止した旨の情報を外部から得たため、当時の草の根無償担当者が同団体の代表者との連絡を試みたところ、ようやく15年12月上旬に連絡が取れたが、再び連絡が取れなくなってしまった。そこで、15年12月中旬に、当時の草の根無償担当者が事業の推進を図ろうとしている同団体の反代表者グループに状況を確認したところ、代表者を中心とするグループが、15年5月

頃、本件事業で購入した設備や船舶等を売却し、これにより得た資金をグループ内で分配したとのことであり、一方、反代表者グループは、同年5月下旬に、代表者に対して資金の返還を求める訴訟を起こしたとのことである。

その後、16年2月に、当時の草の根無償担当者が案件現場を確認したところ、現場に残されていた機材は、養殖用筏及びロープのみであり、会計検査院の調査時（18年3月）においても、反代表者グループが代表者に対して起こした資金の返還を求める訴訟は継続中とのことであった。

上記のとおり、本件事業は、当該資金を供与してから約4年が経過した会計検査院の調査時においても契約期間の変更申請等の手続も執られることなく、未だ事業が完了していない事態となっていた。

(イ) アカキ青少年育成センター設置計画（エチオピア連邦民主共和国）

この事業は、エチオピア連邦民主共和国のアジスアベバ市において、地元青年の健全な育成に資するため、図書館、会議室等を備えた青少年育成センターの建設等を内容とするものである。

在エチオピア日本国大使館では、16年2月に、本件事業を実施する団体との間で贈与契約を締結し、同年2月に、資金81,869米ドル（邦貨換算額9,988,018円）を供与している。

調査したところ、会計検査院の調査時（18年5月）において、施設については柱工事や壁の工事を行っている途中であって完成しておらず、供与機材については購入契約が締結されておらず、本件事業は完了していなかった。

これは、同団体の説明によると、市の行政区であるアカキ地区の担当者から施設予定地の提供を受ける確約を得ていたが、贈与契約締結後に市制改革により、土地の使用許可の担当が地区から市に変更になり、さらに、市側の担当者も数度にわたり交代したことにより、手続に時間を要し、土地の使用許可を得るまで約1年を要したため、工事の着工が遅延したとのことである。同大使館の説明によると、同大使館は、16年8月に同団体から提出を受けた中間報告書により、このような事態を把握し、それ以降、同団体に対し、本件事業の早期完了に向け工事を行うよう指導を実施したとしている。

また、同団体によれば、工事着工後は、同国国政選挙（17年5月）後の2度に及ぶ治安悪化のため、労働者が集まらなかったこと、雨季が例年よりも長く工事が

できない期間が長かったこと、国内でセメントの供給不足があったことなどにより工事が遅延したとのことである。

上記のとおり、本件事業は、当該資金を供与してから2年以上が経過した会計検査院の調査時においても契約期間の変更申請の手続も執られることなく、未だ事業が完了していない事態となっていた。

(ウ) ギザウ博士記念総合病院建設計画（エチオピア連邦民主共和国）

この事業は、エチオピア連邦民主共和国のデブレブラハン市において、アムハラ州北ショア地方の医療施設不足の改善のため、将来順次整備していく予定としているギザウ博士記念総合病院の建物全体のうち、部分開業に必要な建物の一部の内装工事等を内容とするものである。

在エチオピア日本国大使館では、16年3月に、本件事業を実施する団体との間で贈与契約を締結し、同年3月に、資金79,061米ドル（邦貨換算額9,645,442円）を供与している。

調査したところ、本件事業は、会計検査院の調査時（18年5月）において、予定していた内装工事等のうち、配線工事、窓枠設置工事等は終了していたが、そのすべてについては完了していなかった。

これは、同団体の説明によると、16年12月頃、工事関係者から、建物の配線工事及び配管工事については、本件事業の対象となっている部分と対象外の部分とを一体的に行うとの提案を受け、工事計画を変更し、同大使館に無断で供与された資金の一部を使用し、工事を実施していたとのことである。さらに、同団体は贈与契約に定められた期限までに中間報告書を同大使館に提出していなかった。

そして、同団体は、同大使館からの督促により、17年11月に中間報告書を提出し、上記の事態を同大使館に報告した。同大使館では、それ以降、同団体に対し、本件事業の早期完了に向け工事を行うよう指導を実施したとしている。

また、同団体によれば、同国国政選挙（17年5月）後の2度に及ぶ治安悪化のため、労働者が集まらなかったこと、雨季が例年よりも長く工事ができない期間が長かったこと、国内でセメントの供給不足があったことなどにより工事が遅延したとのことである。

上記のとおり、本件事業は、当該資金を供与してから2年以上が経過した会計検査院の調査時においても契約期間の変更申請等の手続も執られることなく、未だ

事業が完了していない事態となっていた。

(I) ヴェリキ・グラダツ村小学校再建計画（クロアチア共和国）

この事業は、クロアチア共和国のヴェリキ・グラダツ村において、旧ユーゴ紛争によるセルビア人難民・避難民の帰還を促すため、同村及び周辺5村の村民のための小学校及び診療室として利用する目的で、既存小学校建物の修復及び教室、診療室用の机・椅子等の購入を内容とするものである。

在クロアチア日本国大使館では、14年2月に、本件事業を実施する団体との間で同年7月を完了期日とする贈与契約を締結し、同年3月に、資金46,891ユーロ（邦貨換算額4,689,100円）を供与している。

調査したところ、本件事業は同年10月に完了し最終報告書が提出されていたが、事業完了後3年6箇月を経た会計検査院の調査時（18年3月）において、当該施設は事業本来の目的で一度も利用されていない事態となっていた。これは、同団体の説明によると、同国の教育制度の改正等に伴い、同国教育省に対する学校再開の承認申請手続に時間を要したこと、対象人数が少数のため同国保健省に対する診療所開設の承認申請が認められないでいること及び紛争以前1,100人であった同村の人口は調査時現在140人となっており難民の帰還が進まないことが大きな要因であるとのことである。

学校の再開については、間もなく承認が得られる予定であり、18年4月から同村及び周辺村民の児童11人に対してセルビア語の特別課程の授業5時間を週1日当該小学校で開始する予定であるとのことである。また、診療所の開設については、同国保健省に申請済みではあるが、同国では住民人口に応じて医師が配置される基準となっており、同村及び周辺の5村を併せてもその基準を大きく下回っている状況のため、当分の間は困難であるとのことである。

上記のとおり、本件事業は完了しているものの、施設等は本来の目的で利用されていない状況となっていると認められた。

ウ 過去に決算検査報告に掲記した草の根無償の現況について

草の根無償については、平成14年度決算検査報告及び平成16年度決算検査報告において「特定検査対象に関する検査状況」として援助の効果が十分発現されていないなどの事態を3事業及び4事業、計7事業掲記している。

これらについて、18年5月末現在における現況を、会計検査院が外務省から説明を

聴取するなどして確認したところ、以下のとおりとなっていた。

(ア) 「平成14年度決算検査報告」に掲記した案件の現況について

a アフガン難民女性協会料理裁縫ショップ拡充計画（カザフスタン共和国）

(a) 検査報告に掲記した事態の概要

この事業は、カザフスタン共和国のアルマティ市において、アフガン難民女性の職業創出のため、料理器具、裁縫器具等の機材を購入して店舗を拡充することを内容とするものである。在カザフスタン日本国大使館では、10年10月に、団体との間で贈与契約を締結し、同年11月に、資金19,944米ドル（邦貨換算額2,353,392円）を贈与している。

同団体は12年3月に活動を停止し、同団体の代表者はカナダへ移住し、供与機材については、カナダへ移住する際大部分を売却し、その資金で衣類や食料を購入し、アフガン難民に送ったとのことであった。一部の機材については別の団体に引き継がれていることは判明したものの、残りの大部分の機材は確認できず、援助の効果が十分発現していない状況となっていた。

(b) 現況

外務省では、15年に調査を行ったが、同団体の活動停止後の詳細な事実関係は不明で、その後調査を行うことができないとのことである。

b 女性の職業訓練のためのニット編み機供与（カザフスタン共和国）

(a) 検査報告に掲記した事態の概要

この事業は、カザフスタン共和国のアルマティ市において、ムスリム女性の職業訓練及び雇用創出のため、既存の衣服製造作業場におけるニット編み機、刺繍用編み機等の機材の購入を内容とするものである。在カザフスタン日本国大使館では、10年7月に、団体との間で贈与契約を締結し、同年9月に、資金72,320米ドル（邦貨換算額8,533,760円）を贈与している。

衣服製造作業場は13年6月に休止し、購入された機材が会計検査院の調査時（15年5月）において2年近くも使用されておらず同作業場に保管されたままとなっていて、援助の効果が十分発現していない状況となっていた。

(b) 現況

同作業場は、現時点でも活動を再開しておらず、供与機材は上記の会計検査院調査時と同じ状態で保管されているとのことである。また、今後の見通

しについては、同団体の代表者は活動を再開するとしているが、その時期については未定であるとのことである。

c ルガ市女性のための職業訓練センター建設計画（セネガル共和国）

(a) 検査報告に掲記した事態の概要

この事業は、セネガル共和国のルガ市において、女性を対象として職業訓練を実施するため、職業訓練施設の建設及び訓練用資機材の購入を内容とするものである。在セネガル日本国大使館では、11年11月に、団体との間で贈与契約を締結し、同年12月に、資金394,106仏フラン（邦貨換算額8,670,332円）を贈与している。

同団体は、資金の供与を受けてから3年3箇月を経た会計検査院の調査時（15年3月）においても、職業訓練施設の建設に着工していないなど事業が全く実施されておらず、供与された資金の使途などの現況については確認できていない状況となっていた。

(b) 現況

本件は、同国において調査が進められており、外務省としては、同団体の代表者が同国内で司法上の厳正な処分を受けるよう適当な措置を講ずる必要があると考えており、同国政府等との協議及び捜査当局による調査結果を踏まえ、状況を総合的に判断し対応を決定する考えであるとのことである。しかし、現時点では、捜査当局から調査結果の通報を受けることができておらず、引き続き捜査当局及び司法当局の協力を強く要請しており、また、資金は供与されたままとなっているとのことである。

(1) 「平成16年度決算検査報告」に掲記した案件の現況について

a マンディラリ職業訓練センターの機材整備及び改修計画（カメルーン共和国）

(a) 検査報告に掲記した事態の概要

この事業は、カメルーン共和国のヤウンデ市において、貧困層の女性の職業訓練及び自立促進のため、裁縫器具等の機材の購入及び既存の訓練施設の改修を内容とするものである。在カメルーン日本国大使館では、14年1月に、団体との間で贈与契約を締結し、同年3月に、資金89,974ユーロ（邦貨換算額8,997,400円）を供与している。

足踏みミシンについて、同団体では、計画では35台購入する予定だったが実際は15台しか購入していないなど、機材が計画どおり購入されておらず、援助の効果が十分発現していない状況となっていた。

(b) 現況

同団体は、18年2月末までにすべての機材を調達する旨誓約し、現時点で足踏みミシンについては計30台が納入されるなどしているが、残りの機材については海外に発注しており、納入されるのを待っている状況であるとのことである。

b トンガ女性の地位向上のための育成センター建設及び機材整備計画（カメルーン共和国）

(a) 検査報告に掲記した事態の概要

この事業は、カメルーン共和国のトンガ市において、貧困層の女性の職業訓練及び自立促進のため、訓練施設の増設及び裁縫器具等の機材の購入を内容とするものである。在カメルーン日本国大使館では、14年7月に、団体との間で贈与契約を締結し、同年9月に、資金82,328ユーロ（邦貨換算額8,891,424円）を供与している。

訓練施設については、17年5月の会計検査院の調査時においても、内装工事を行っている途中であるなど、完成しておらず、援助の効果が十分発現していない状況となっていた。

(b) 現況

17年11月に施設が完成し、職業訓練を開始している。同年12月には、在外公館において案件現場の視察による終了時確認を行い、18年4月に被供与団体から最終報告書が提出されたとのことである。

c オコラ女性職業訓練センターの改修及び機材整備計画（カメルーン共和国）

(a) 検査報告に掲記した事態の概要

この事業は、カメルーン共和国のオコラ市において、貧困層の女性の職業訓練及び自立促進のため、訓練施設の増設及び木工器具等の機材の購入を内容とするものである。在カメルーン日本国大使館では、14年7月に、団体との間で贈与契約を締結し、同年9月に、資金83,496ユーロ（邦貨換算額9,017,568円）を供与している。

訓練施設については、17年5月の会計検査院の調査時においても、窓枠や配電関係の工事を行っている途中であるなど完成しておらず、機材については、施設が完成していないため納入されておらず、本件資金供与による活動は行われていないため、援助の効果が発現していない状況となっていた。

(b) 現況

同団体は、17年12月末までに事業を完了する旨誓約したものの、現時点で完了していない。これまでの工事で天井用の梁、配電設備、配水管等が設置されたが、天井板の設置等がされていないとのことである。なお、被供与団体は、週1回建設中の施設内において、籐製品の製作や家畜の育成法等を指導し、また、農村に長期出張して各種養成を実施している状況であるとのことである。

d ロコトウイヴァトゥ小学校整備計画（フィジー諸島共和国）

(a) 検査報告に掲記した事態の概要

この事業は、フィジー諸島共和国のタイレヴ県において、ロコトウイヴァトゥ小学校の上級学年の新設に伴う学級数の増加等に対処するため、校舎1棟、教員宿舎2棟、通学に必要な橋りょうの建設等を内容とするものである。在フィジー日本国大使館では、13年2月に、団体との間で贈与契約を締結し、同年3月に、資金71,496米ドル（邦貨換算額7,507,080円）を供与している。

資金の供与を受けてから4年を経た17年4月の会計検査院の調査時においても、教員宿舎1棟の建築はしゅん功しておらず、また、橋りょうの建設については資機材が購入されていないため着工しておらず、援助の効果が十分発現していない状況となっていた。

(b) 現況

同団体は、技術者不足と物価上昇を考慮し、当初計画していた吊り橋から沈下橋へ設計変更することとする大使館からの提案を受け入れ、同国地域開発省に詳細設計支援及び建設支援を要請している。同団体の報告によると、現在、橋りょうの詳細設計及び見積りを行っているとのことである。

3 検査の結果に対する所見

草の根無償は、開発途上国において活動しているNGO、地方公共団体、教育・医療機関等が現地において実施する比較的小規模な案件に対して、我が国の在外公館が迅速かつ的確に対応することにより草の根レベルに直接効果が発現することを目的としている。

草の根無償は、15年度に人間の安全保障の考えを反映させ草の根無償資金協力から草の根・人間の安全保障無償資金協力を改称され、予算額が増加され、供与限度額は従来の最大5000万円から1億円までに拡充されており、在外公館においては、供与資金の適正な使用に対する説明責任の徹底が求められている。そして、外務本省では、15年度以降、ガイドラインにより、在外公館における案件の申請、モニタリング、フォローアップ等に関する実施手順などを具体的に示している。

今般、会計検査院は、草の根無償の実施状況について、外務本省及び7箇国10在外公館において検査を実施した結果、13、14両年度に比べて15、16両年度では、案件現場の視察による事前調査が緊急案件を除きすべて実施されるようになっており、また、案件実施中における現場視察の実施率が増加している状況となっていたが、その一方で、以下のような事態が認められた。

草の根無償は、贈与契約の締結から1年以内の決められた期日までに案件を終了することとされているのに、案件終了まで1年以上経過しているものが少なからず見受けられ、贈与契約上の終了期日までに終了していないものが多く見受けられる一方、契約期間の変更に関する承認手続がほとんど行われていない状況となっている。

最終報告書の提出が遅延しているものがあったり、案件現場の視察による終了時の確認が十分に実施されていないものがあったり、一部の案件が未終了となっていたりしている。

案件終了後の現場におけるフォローアップは、一部の在外公館を除き実施が低調となっている。

外務本省においては、以上の検査の結果を踏まえ、在外公館における草の根無償の実施の実態を把握した上で、草の根無償が制度の趣旨に沿って適正に実施され所期の目的を果たすよう、在外公館に対し以下の点について指示を徹底し、また、在外公館においては、今後の業務運営等に当たり更に留意することが必要であると考えられる。

贈与契約の締結等の際には、契約上の期日以内に案件を終了すること、契約期間等

の変更には承認手続が必要なこと、案件終了後速やかに最終報告書を提出することなど贈与契約の内容に沿った適切な案件の実施について被供与団体に対し十分に説明し、草の根無償の制度の趣旨を一層周知徹底すること

被供与団体との連絡を密に取り、案件の進ちょく状況や最終報告書の提出状況などを踏まえ、案件現場の視察を必要に応じて、遺漏がないよう実施し、施設、機材の現況を確認し同団体の活動状況を把握して案件が未終了のままとならないよう努めること

案件終了後における事業効果の発現状況について、案件現場に赴き施設や機材の利用状況を把握するなどして、終了した案件を事後的に評価し、将来の案件形成にフィードバックすることが不可欠な業務であることを十分認識して、計画的、効率的なフォローアップに一層努めること

会計検査院としては、開発途上国においては草の根無償の事業内容が多様化し、援助実績も増加してきていることにかんがみ、今後とも、草の根無償が制度の趣旨に沿って適切に実施され、当初想定したとおりの事業効果が発現しているかについて注視していくこととする。

現地調査対象事業概要等一覧

番号	在外公館	年度	案件名	分野	被供与団体	金額(円)	案件の概要	会計実地検査時点における利用状況
1	バングラデシュ	13	女性のための農村開発計画	教育研究	ローカル NGO	4,981,706	ガジプール県カゴンジ郡ジャムプールにおいて、総合的な農村開発を目的として農村女性への訓練を行うため、専用の職業訓練センターの建設及び機械機等の購入に必要な資金を供与するもの	施設は完成し、機材は納入され、利用されていた。
2	バングラデシュ	13	地方保健開発協会 STD及びHIV/AIDS 予防・治療支援計画	医療保健	ローカル NGO	4,977,212	首都ダッカ市において、HIV及び性的感染症予防活動の拡充、強化を図る目的で、医療機材、診療用車両等の購入等に必要な資金を供与するもの	機材は納入され、利用されていた。
3	バングラデシュ	13	ダッカ子供病院サセミアセンター建設計画	医療保健	ローカル NGO	9,963,947	首都ダッカ市内に所在するダッカ子供病院において、ベッド数を増加し研究スペースを拡充してサセミア患者のニーズに応えるため、病棟の増設及びベッド等の機材の購入に必要な資金を供与するもの	施設は完成し、機材は納入され、利用されていた。
4	バングラデシュ	13	スリモンゴル財団・母子保健クリニック施設建設計画	医療保健	ローカル NGO	9,812,114	バングラデシュ東部スリモンゴル地域において、地域医療活動を行っている当該団体の活動の拡充、強化を図る目的で、診療所の建設及び医療機材等の購入に必要な資金を供与するもの	施設は完成し、機材は納入され、利用されていた。
5	バングラデシュ	14	カーン財団診療所支援計画	医療保健	ローカル NGO	9,105,104	首都ダッカ市の貧困地域において、母子保健向上のための活動を行っている当該団体支援のため、診療所の建設及び医療機材、診療用車両等の購入に必要な資金を供与するもの	施設は完成し、機材は納入され、利用されていた。
6	バングラデシュ	14	ナ・マイト母子保健診療所支援計画()	医療保健	ローカル NGO	6,708,902	首都ダッカ市の貧困地域において、母子保健向上のための活動を行っている当該団体支援のため、医療機材、診療用車両、医薬品等の購入に必要な資金を供与するもの	機材は納入され、利用されていた。
7	バングラデシュ	14	農村女性のための工芸品製作訓練センター支援計画	教育研究	ローカル NGO	8,524,140	ゴラ県において、女性の自立を支援するため、宿泊施設を兼ね備えた教育等訓練用施設の建設及びマシン等の訓練用機材等の購入に必要な資金を供与するもの	施設は完成し、機材は納入され、利用されていた。
8	バングラデシュ	15	アガ障害者職業訓練所建設計画	民生環境	ローカル NGO	9,524,540	アガ県において、障害者の自立を支援するため、宿泊施設を兼ね備えた職業訓練用施設の建設及び家具の購入等に必要な資金を供与するもの	施設は完成し、機材は納入され、利用されていた。
9	バングラデシュ	15	ナガルコト青少年職業訓練学校建設計画	教育研究	ローカル NGO	7,688,806	ゴラ県において、青少年の社会的自立を支援するため、退学者及び未就職青少年に対して職業訓練を行う訓練施設の建設及びコンピュータ等の訓練機材等の購入に必要な資金を供与するもの	施設は完成し、機材は納入され、利用されていた。
10	ブラジル	14	ロデアール地区コミュニティセンター計画	教育研究	ローカル NGO	9,587,370	連邦区ブラズンジア市ロデアール地区において、同地域に居住する住民の生活環境の向上を図るため、教育活動や職業訓練を行うための建物及び井戸の建設に必要な資金を供与するもの	施設等は完成し、利用されていた。
11	ブラジル	14	アナポリス市医療分析研究所計画	医療保健	地方公共団体	8,553,908	ゴイアス州アナポリス市に所在する市の診療所兼研究所において、医療環境の向上を図る目的で、医療機材の拡充及び改善のための医療機材の購入に必要な資金を供与するもの	機材は納入され、利用されていた。
12	サンパウロ	13	オイスカ・ブラジル地域活動センター建設計画	民生環境・教育研究	ローカル NGO	4,824,095	サンパウロ州ジャカレイ市において、地域社会の安定的発展を図り地元住民との信頼関係を促進させるため、託児所、児童保育等の活動を実施する地域活動センターの建設に必要な資金を供与するもの	施設は完成し、利用されていた。
13	サンパウロ	13	パロン・デ・イグアベ街 950番地リサイクルセンター計画	民生環境	ローカル NGO	5,999,597	サンパウロ州サンパウロ市セントロ地区において、路上生活者の職業的自立を支援する目的で、廃品の分別、リサイクル品の保管を行うための小屋の建設及び廃品収集用荷車、ヘルトニア等の機材の購入に必要な資金を供与するもの	施設は完成し、機材は納入され、利用されていた。
14	サンパウロ	15	小児糖尿病協会本部建設計画	医療保健	ローカル NGO	9,073,140	サンパウロ州サンパウロ市において、貧困小児糖尿病患者及びその家族に対する生活指導等の支援の充実・拡充を図るため、当該団体の本部建物の改築及びプロジェクト等の機材の購入に必要な資金を供与するもの	施設は完成し、機材は納入され、利用されていた。
15	リオデジャネイロ	13	ムール貝・牡蠣養殖計画	農林水産	ローカル NGO	7,310,561	リオデジャネイロ州アハイラド・カーホ市において、自生するムール貝の採取を防止して環境の保全を図るとともに、貝類採取従事者の所得の安定・向上を図るため、ムール貝や牡蠣の養殖用設備、貝類加工処理施設等の機材の購入に必要な資金を供与するもの	資金を供与してから約4年が経過しているが、未だ事業が完了していなかった。
16	リオデジャネイロ	14	フンジャウ小学校増改築・多目的ホール建設計画	教育研究	地方公共団体	7,618,656	リオデジャネイロ州カショエイラス・デ・マカ市において、授業環境の改善及び地域活性化のため、老朽化した校舎の改築及び多目的ホールの建設に必要な資金を供与するもの	施設は完成し、利用されていた。
17	リオデジャネイロ	15	産婦人科病院医療機材・保健教育資材供与計画	医療保健	ローカル NGO	5,972,952	リオデジャネイロ州リオデジャネイロ市に所在する産婦人科病院において、医療水準向上のため、検査用医療機材の購入と保健用教育資材の作成に必要な資金を供与するもの	機材等は納入され、利用されていた。
18	クオアチア	13	難民帰還支援計画	通信運輸	ローカル NGO	8,193,405	東スラヴォニア地域を除く旧紛争地域全土において、紛争により難民となったセルビア人の帰還を支援するため、僻地に所在する難民の帰還先へ家屋建築資材を輸送するためのクレーン付トラックの購入に必要な資金を供与するもの	機材は納入され、利用されていた。

番号	在外公館	年度	案件名	分野	被供与団体	金額(円)	案件の概要	会計実地検査時点における利用状況
19	クロアチア	13	オグリ市養老ホーム修復計画	民生環境	ローカルNGO	6,408,303	オグリ市において、紛争時に破壊された市の養護老人ホームの改修工事に必要な資金を供与するもの	施設は完成し、利用されていた。
20	クロアチア	13	東スラヴォニア地域地雷除去活動支援計画	その他	国・政府機関	36,608,300	クコヴァル県、オシエナ県を中心とした東スラヴォニア地域において、主に農耕作地での地雷探査活動と地雷除去活動の目的で、地雷探査機材、活動用車両の購入に必要な資金を供与するもの	機材は納入され、利用されていた。
21	クロアチア	13	ヴェリキ・クラツツ村小学校再建計画	教育研究・医療保健	ローカルNGO	4,689,100	ヴェリキ・クラツツ村において、セルビア人難民・避難民の帰還を促し、同村及び周辺5村の村民のための小学校及び診療所として利用する目的で、既存小学校建物の修復及び教室、診療室用の机・椅子等の機材の購入に必要な資金を供与するもの	施設は完成し、機材は納入されているものの、小学校の開校及び診療所の開設には至っておらず、本来の目的で一度も利用されていない。
22	クロアチア	13	ビリ小学校教育機材供与計画	教育研究	教育機関	3,514,400	東スラヴォニア地域のオシエナ市において、紛争時に破壊され、盗難によって被害に遭った学校を改善して通常の教育環境を提供するため、机、椅子等の機材の購入に必要な資金を供与するもの	機材は納入され、利用されていた。
23	クロアチア	14	グイルカ町診療所医療サービス改善計画	医療保健	医療機関	2,626,992	グイルカ町に所在する診療所において、地域住民に対する緊急医療サービスの向上を図る目的で、救急車の購入に必要な資金を供与するもの	機材は納入され、利用されていた。
24	クロアチア	14	ダルマチア・カルロヴァツ地域地雷対策活動支援計画	その他	国・政府機関	7,839,180	ダルマチア地域及びカルロヴァツ地域において、地雷対策活動の強化及び活動の効率的、効果的な実施のため、老朽化により不足している地雷除去機材の購入に必要な資金を供与するもの	機材は納入され、利用されていた。
25	クロアチア	15	ホクタラウツィ町舗道修復計画	通信運輸	地方公共団体	5,412,888	ホクタラウツィ町において、歩行者の安全を確保しインフラ状況を整備するため、交通量が増加した幹線道路の歩道の整備に必要な資金を供与するもの	歩道は整備され、利用されていた。
26	クロアチア	15	グリナ町給水システム修復計画	民生環境	地方公共団体	8,020,350	グリナ町に属するバルテッチ・ブルド、バリナツ、スクラ、ゴルニエ・セリシュ、ドニエ・セリシュの5村において、安全な飲料水と畜産用水の確保のため、パイプラインの設置に必要な資金を供与するもの	施設は完成し、利用されていた。
27	クロアチア	15	ジェガル村小学校修復計画	教育研究	ローカルNGO	4,813,327	オヴロヴァツ町ジェガル村において、紛争時に破壊された小学校の修復・再開のため、小学校の再建及び教室・職員室で使用する机等の機材の購入に必要な資金を供与するもの	施設は完成し、機材は納入され、利用されていた。
28	エチオピア	13	カリティ保健衛生計画	医療保健・民生環境	ローカルNGO	8,546,197	首都アジスアベバ市カリティ地区において、貧困地域住民の健康状態の改善を図るため、保健所の建設及び給水施設、排水溝等の整備に必要な資金を供与するもの	施設等は完成し、利用されていた。
29	エチオピア	14	都市農業普及計画	農林水産	国際NGO	2,150,006	首都アジスアベバ市のコフア、アカキ、メシヨの各地区において、栄養状態の改善等を行うため、野菜を主とした農業生産の普及活動に必要な資金を供与するもの	倉庫3棟のうち1棟は建設途中であったが、それ以外の事業は完了し、普及活動は実施されていた。
30	エチオピア	15	アカキ青少年育成センター設置計画	教育研究	ローカルNGO	9,988,018	首都アジスアベバ市アカキ地区において、地元青少年の健全な育成環境を提供するため、図書室、会議室等を備えた青少年育成センターの建設及びセンターで使用する机、椅子等の機材の購入に必要な資金を供与するもの	資金を供与してから2年以上経過しているが、未だ事業が完了していない。
31	エチオピア	15	キザウ博士記念総合病院建設計画	医療保健	ローカルNGO	9,645,442	アムハラ州デブレザラン市において、地域の医療施設不足を改善するため、将来順次整備していく予定の総合病院の建物全体のうち、部分開業に必要な建物の一部の内装工事等に必要な資金を供与するもの	資金を供与してから2年以上経過しているが、未だ事業が完了していない。
32	エチオピア	15	サハタ盲学校・特殊教育教員養成センター教材供与計画	教育研究	国際NGO	9,912,256	オモロ州サハタ郡に所在する盲学校及び障害者教育教員養成センターにおいて、盲児童への教育の普及、教員の養成のため、教育用機材の購入及び教員の養成に必要な資金を供与するもの	機材は納入され、利用されており、教員の養成は実施されていた。
33	レバノン	13	ムクアラにおける飲料水用井戸建設計画	民生環境	地方公共団体	3,596,270	シュフ県ムクアラ町において、地域住民への安定した飲料水供給を行うため、井戸の掘削及びポンプ等の機材購入に必要な資金を供与するもの	施設は完成し、機材は納入され、利用されていた。
34	レバノン	13	南レバノン・ナバティヤにおける人道目的の地雷除去作業支援計画	民生環境	国際NGO	8,983,281	南レバノン県ナバティヤ郡カマル・ルスマン村において、レバノン政府に地雷除去作業を認められている当該団体の活動を支援し、地域住民の生活環境の改善を図る目的で、地雷除去作業用機材等の購入に必要な資金を供与するもの	機材は納入され、利用されていた。
35	レバノン	13	アラ村飲料水供給網整備計画	民生環境	地方公共団体	7,190,400	ザル近郊アラ村において、地域住民への安定した飲料水供給を行うため、井戸の掘削、ポンプステーションの建設等に必要な資金を供与するもの	将来的な水の安定供給を図るため、地下約500メートルの水源まで新たに井戸を掘削することとしていたが、地下140メートルまで掘削して水源に達した井戸は、稼働して、利用されていた。
36	レバノン	14	ムクアラ町における生活用水貯水槽建設計画	民生環境	地方公共団体	4,819,000	シュフ県ムクアラ町において、地域住民への安定した生活用水の供給を行うため、貯水槽等の建設に必要な資金を供与するもの	施設は完成し、利用されていた。
37	レバノン	14	天然泉からサウファル町への水路拡充計画	民生環境	ローカルNGO	8,060,296	サウファル町において、衛生的で十分な量の生活用水を町民に供給するため、クナイヤ山麓地区にある天然の泉からの水路等の建設に必要な資金を供与するもの	施設は完成し、利用されていた。
38	レバノン	14	シュフ地区オリブオイル・ボトリックセンター設立計画	農林水産	ローカルNGO	5,447,544	シュフ地区バクリン村において、地場産業の発展、地域社会振興のため、当該団体が実施しているオリブオイル・ボトリック・センターの設立を支援し、センターで必要となる機材の購入に必要な資金を供与するもの	機材は納入され、利用されていた。

番号	在外公館	年度	案件名	分野	被供与団体	金額(円)	案件の概要	会計実地検査時点における利用状況
39	レバノン	15	地雷探知犬による地雷除去作業支援計画	その他	国際NGO	6,174,176	南部県ジェズイン郡サイドゥン村、アラム村において、レバノン政府に地雷除去作業を認められている当該団体の活動を支援するため、より効率的な地雷除去を可能にする地雷探知犬の借上げに必要な資金を供与するもの	地雷探知犬の借上げによる支援は実施されていた。
40	レバノン	15	イスラム職業技術訓練所女子部コンピュータホ整備計画	教育研究	ローカルNGO	4,738,114	首都ベイルート郊外シャティーラ地区において、女性の地位向上を図る目的で、当該団体が運営する職業訓練施設の女子生徒専用のコンピュータの整備のため、コンピュータ等の機材の購入に必要な資金を供与するもの	機材は納入され、利用されていた。
41	東ティモール	13	アツカサ小学校への教職員棟兼トイレ建設計画	教育研究	国際NGO	1,020,780	首都デシリ市西部フララン地区に所在するアツカサ小学校において、教育環境の改善と円滑な学校運営を図るため、校長室、教職員室、トイレ等を備えた建物の建設に必要な資金を供与するもの	施設は完成し、利用されていた。
42	東ティモール	13	デシリ周辺地域植林計画	民生環境	ローカルNGO	7,035,999	首都デシリ市周辺のカコロ、コロ、タトル、マンアラナの4地区において、森林破壊の防止等のため、植林のための苗木、機材の購入及び植林作業等に必要な資金を供与するもの	機材等は納入され、利用されていた。
43	東ティモール	14	オクシ県人寮再建計画	教育研究	ローカルNGO	8,115,684	首都デシリ市コロ地区において、インドネシア領西ティモールに所在するオクシ県の出身である若者の高校や大学への通学に寄与するため、壊れた県人寮の再建に必要な資金を供与するもの	施設は完成し、利用されていた。
44	東ティモール	15	東ティモール国民和解支援計画	その他	その他	57,340,000	首都デシリ市及び国内各県、並びにインドネシア領西ティモール東オサ・トツガラ州等において、インドネシア支配時代及び独立運動時に生じた住民間の亀裂の修復、地域社会の和解促進のため、調査活動、会合の開催、出版による広報活動等に必要な資金を供与するもの	調査、広報活動等は実施されていた。
45	東ティモール	15	リサリ県2村に対する浄水供給計画	民生環境	ローカルNGO	7,060,018	リサリ県カブ・イモ村、マンコルム村において、衛生状態の改善、生活用水等の確保のため、取水タンク、貯水槽、配水管等の給水システムの建設に必要な資金を供与するもの	施設は完成し、利用されていた。
46	東ティモール	15	図書・資料センター建設計画	教育研究	ローカルNGO	9,857,600	首都デシリ市において、教育関係の社会資本を整備し、民主化教育の推進を図るため、図書館、資料センター、多目的ルームを備えたセンターの建設及び図書、机、本棚等の機材の購入に必要な資金を供与するもの	施設は完成し、機材は納入され、利用されていた。
47	ベトナム	13	溶接・切断職業訓練計画	教育研究	教育機関	8,256,120	ハックザン省ハックザン市に所在する電気機械化学職業訓練学校において、溶接・切断技術者の技能レベルの向上を図るため、ガス切断機等の機材の購入に必要な資金を供与するもの	機材は納入され、利用されていた。
48	ベトナム	13	障害児リハビリテーション学校機材改善計画	教育研究	教育機関	9,132,022	フンイン省コアイ・チャウ郡に所在するリハビリテーション学校において、障害児の支援環境を改善するため、学校の改修及びミシン等の訓練用機材の購入に必要な資金を供与するもの	施設は完成し、機材は納入され、利用されていた。
49	ベトナム	13	ハックザン灌漑ホップ場改善計画	農林水産	地方公共団体	9,923,501	クアニン省ウオンビ・町フオンナム村ハックザン地区において、農業の生産性向上及び農民の生活レベルの向上を図るため、灌漑ホップ場の建設に必要な資金を供与するもの	施設は完成し、利用されていた。
50	ベトナム	14	チャムチャイ町小学校建設計画	教育研究	地方公共団体	9,255,896	ハ・タイ省アイトック郡チャムチャイ町において、各場所に分散している教室をひとつにまとめ、初等教育環境を改善するため、新たな小学校校舎の建設及び机、椅子等の機材の購入に必要な資金を供与するもの	施設は完成し、機材は納入され、利用されていた。
51	ベトナム	15	トンザン村道路整備計画	通信運輸	地方公共団体	9,683,628	ハクエン省トゥーソン郡トンザン村において、利便性の向上及び安全性を確保するため、同村内の未舗装道路の整備に必要な資金を供与するもの	道路は整備され、利用されていた。
52	ホーチミン	14	カト-省貧困女性用職業訓練所建設計画	教育研究	ローカルNGO	8,747,888	カト-省カト-市において、貧困女性の所得を増加させ、貧困削減を図るため、職業訓練用施設の建設及び工業用縫製ミシンの購入に必要な資金を供与するもの	施設は完成し、機材は納入され、利用されていた。
合計 (10在外公館 52件)						453,033,131		

第4 スマトラ沖地震の緊急援助の実施状況について

1 検査の対象、着眼点及び方法

(1) 検査の対象

会計検査院は、16年12月26日に発生したスマトラ沖地震及びインド洋津波被害（以下「津波等災害」という。）に際して、我が国が無償で供与することを決定した5億米ドルのうち、二国間供与分の緊急援助としてインドネシア共和国、モルディブ共和国、スリランカ民主社会主義共和国（以下「スリランカ共和国」という。）及びタイ王国の4箇国（以下「4箇国」という。）に供与した次の財政的支援2億5000万米ドル相当を対象として検査した。

ア JICAが4箇国に対して実施した緊急援助物資供与

イ 外務省が4箇国のうちタイ王国を除く3箇国（以下「3箇国」という。）に対して実施した緊急無償資金協力事業及びノン・プロジェクト無償資金協力事業（以下「ノンプロ無償資金協力事業」という。）

(2) 検査の着眼点

会計検査院は、次の点に着眼して検査した。

ア 津波等災害に対する被災国及び国際機関からの要請に対し、我が国政府はどのようにして財政的支援の規模、方法を決定したか。

イ 緊急援助物資供与及び緊急無償資金協力事業については、相手国においてどのように受け入れられ実施されているか、供与された物資や資金は、その趣旨に沿って使用されているか。

ウ ノンプロ無償資金協力事業として供与された資金（以下「ノンプロ無償資金」という。）については、国別に、

(ア) 相手国において援助がどのように受け入れられ実施されているか、被災地における需要の把握及び事業内容の決定がどのようになされているか、

(イ) 供与された資金は交換公文、附属文書等に従って使用されているか、各案件については決定された事業内容に従って契約手続が執られ資金の支払が行われているか、契約手続や資金の支払が遅延しているものはないか、

(ウ) 援助の対象となった施設及び機材は、当初決定された事業内容に即し被災地に

においてその趣旨に沿って使用されているか。

(3) 検査の方法

検査に当たっては、外務本省及びJICA本部において、我が国政府の対応状況、援助の制度的枠組み、実施手順等について説明を聴取したほか、在外公館及びJICAの在外事務所からの報告資料等に基づき説明を聴取した。また、職員を3箇国に派遣し、在外公館及びJICAの在外事務所において、相手国の実施機関等から提出された報告書等の関係書類等に基づき事業の実施状況について説明を聴取した。

また、会計検査院の検査権限は相手国には及ばないが、協力が得られた範囲で、事業の実施状況について相手国の実施機関等から説明を聴取した。さらに、一部の案件については、概括的に事業の進捗よく状況を確認するなどの現地調査を外務省の職員等の立会いの下に実施した。

なお、本件事案の検査の過程において、外務本省、JICA本部等に対する会計実地検査及び3箇国における現地調査に要した人日数は55.5人日である。

2 検査の結果

(1) 津波等災害に対する被災国及び国際機関からの援助の要請並びに我が国政府の対応状況

ア 津波等災害による被害の状況

16年12月26日にインドネシア共和国のスマトラ島沖で発生したマグニチュード9.0と推定される大地震及びそれに伴う大規模な津波により、4箇国を始めとしてインド洋沿岸諸国は大規模な被害を受けたが、外務省によれば各国の被害状況は、表4-1のとおりであった。

表4-1 津波等災害による被害状況

被災国	被害の内訳
バングラデシュ人民共和国	死者：2名
インド	死者：10,749名
インドネシア共和国	死者：128,645名 行方不明者：37,087名
ケニア共和国	死者：1名
マレーシア	死者：68名 行方不明者：5名
モルディブ共和国	死者：82名
ミャンマー連邦	死者：61名
セーシェル共和国	死者：1名
ソマリア民主共和国	死者：298名
スリランカ共和国	死者：31,141名 負傷者：23,033名 行方不明者：4,245名
タンザニア連合共和国	死者：10名
タイ王国	死者：5,395名

イ 我が国政府の対応状況

(ア) 緊急援助物資供与

a 制度的枠組み

緊急援助物資供与は、JICAが、海外の地域、特に開発途上地域における大規模な災害に対し、国際協力の推進に寄与することを目的として、被災国に対して物的援助として被災者の当面の生活を確保するために必要な物資の供与を行うものであり、昭和62年度から行われている。

b 事業の実施手順

外務省は、相手国政府等からの要請に対し援助の実施の必要性があると判断した場合、JICAに対して物資供与の要請伝達を行う。これを受けたJICAは、海外に3箇所（平成16年12月現在）ある倉庫にあらかじめ備蓄している生活必需品等を相手国政府等に供与することになっている。

c 援助の実施

我が国政府は、津波等災害のあった16年12月26日以降、インドネシア共和国政府、モルディブ共和国政府及びスリランカ共和国政府からは26日に、タイ王国政府からは30日に、それぞれ、緊急援助として物資の供与に関する要請を受けた。これに対して外務省はJICAに対して要請伝達を行い、JICAはこ

れに基づき、3箇国に対しては27日に、タイ王国に対しては31日に、それぞれ緊急援助物資の供与を行うことを決定した。そして、JICAは、相手国政府、現地の在外公館等と調整の上、相手国政府の要請の中から対応可能なものを選択し、被災地に最も近いシンガポール共和国にある備蓄倉庫から、表4-2のとおり、供与相当額計53,006,878円の物資を上記各国の現地に輸送した。

表4-2 緊急援助物資供与による支援 (単位：円)

内訳	国名	インドネシア共和国	モルディブ共和国	スリランカ共和国	タイ王国	計
供与相当額		19,177,918	7,866,755	14,209,853	11,752,352	53,006,878
物資送付完了時期		16年12月30日	17年1月2日	16年12月31日	17年1月5日	

この供与相当額計53,006,878円は、JICAが、16年度予算として外務省から受けた運営費交付金(項)災害援助等協力関係費(目)災害援助協力経費及び(目)災害援助訓練等経費から、17年3月までに支出した。支出額の内訳は、被災地への物資の輸送費13,083,321円、現地での医薬品の調達費6,024,006円及び備蓄倉庫から払い出された物資の事後補充に要した経費34,697,727円の合計額53,805,054円から為替レート等の調整額798,176円を差し引いたものである。

なお、今回の津波等災害により被害を受けた4箇国以外の国からは、我が国政府に対する具体的な援助の要請はなかった。

(1) 緊急無償資金協力事業

a 制度的枠組み

緊急無償資金協力事業は、外務省が、災害緊急援助として海外における自然災害及び内戦等の人為的災害の被災者を救済することなどを目的として、被災国等に対して資金供与を行うものであり、昭和48年度から行われている。

b 事業の実施手順

外務省の説明によれば、相手国政府等からの要請に対し、要請内容の検討、ヒアリング等の案件情報収集を行った上で、援助の実施の必要性、妥当性等があると判断した場合、外務大臣が閣議で緊急無償を実施する旨の発言を行う。そして、相手国に所在する我が国の大使館が相手国政府との間で口上書を交換した後、一括して資金を支払うこととなっている。相手国政府は、資金により必要な資機材等の調達を行い、資金を使用した後にその使用状況について外務省に報告することとなっている。なお、資金の使用期限は特に定められていな

い。

c 援助の実施

被災国のうちの3箇国から、我が国に対して緊急援助として資金供与に関する要請があった。

これに対して、我が国は、3箇国に対して、現地における緊急支援物資等の調達のため、302万米ドルの緊急無償資金協力事業を行うこととし、平成16年12月29日に3箇国との間で口上書を交換し、これに基づき表4-3のとおり、計3,020,570米ドルの資金の供与を行った。

表4-3 緊急無償資金協力事業による支援 (単位：米ドル)

内訳	国名	インドネシア共和国	モルディブ共和国	スリランカ共和国	計
供与額		1,499,570	510,000	1,011,000	3,020,570
支出日		17年1月19日	17年1月6日	17年1月6日	
送金完了日		17年2月1日	17年1月10日	17年1月12日	

この援助を実施するに当たっては、外務省は、16年度予算一般会計の(項)経済協力費(目)政府開発援助経済開発等援助費から332,262,700円(米ドル換算額3,020,570米ドル)を17年1月に支出し、2月までに送金を完了した。

(ウ) ノンプロ無償資金協力事業

我が国は、上記のように、津波等災害発生直後から、4箇国に対して緊急援助を行っていた。

一方、今回の津波等災害に対し、国際社会では、我が国を含めた緊急首脳会議を17年1月6日にジャカルタで行い、その中で国際連合は被災国に対する9.77億米ドルの緊急支援アピールを行った。また、各国は津波等災害に対する緊急支援措置、復旧・復興及び再発防止策について合意した。その際、我が国は5億米ドルの無償支援を表明し、その後、我が国を含めた各国の援助表明額は50億米ドル以上になった。このうちの主要国等における援助表明額は、表4-4のとおりである。

表4-4 主要国等の援助表明額 (単位：億米ドル)

国名	日本	アメリカ合衆国	オーストラリア連邦	ドイツ連邦共和国	欧州委員会	フランス共和国	計
表明額	5	9.5	8	6.8	6.2	4.5	40.0

以上のような経緯を経て、我が国は、5億米ドルの緊急援助を行うことを国際的に表明したが、このうち2億5000万米ドルは国連児童基金(UNICEF)等の国

際機関を經由した援助とされ、残りの2億5000万米ドルが二国間の援助とされた。

そして、我が国は、上記二国間の援助である2億5000万米ドルのうち既に供与の終わっていた緊急援助物資及び緊急無償資金協力事業に係る援助の合計分400万米ドル相当を除いた2億4600万米ドルについて、1米ドル=100円で換算した上で、表4-5のとおり、インドネシア共和国146億円、スリランカ共和国80億円及びモルディブ共和国20億円、計246億円をノンプロ無償資金協力事業として実施することとした。

これらノンプロ無償資金の援助額の根拠について、外務省は、災害が前例のない規模であること、国際機関からの巨額の支出要請があること、アジア地域における災害に対して同じアジアの一員としてその責任に見合った最大限の支援を行う必要があることなどを総合的に勘案し、当面の復旧・復興に必要な支援額として246億円という金額を決定したと説明している。なお、従来のノンプロ無償資金協力事業は、昭和62年度から平成15年度までの間に、平均すると年間約264億円、1箇国当たり約15億円の実施規模であった。また、従来のノンプロ無償資金協力事業として年間で1箇国に対して供与された金額は、15年度にアフガニスタン共和国に供与された132億円が最高額であったが、今回インドネシア共和国に供与された146億円はこれを超えるものであった。

a 制度的枠組み

我が国は、今回の津波等災害の甚大さ及び緊急性にかんがみ、津波等災害による損害に対処するための事業の実施に迅速に貢献することを目的として、昭和62年度から行われてきたノンプロ無償資金協力事業の枠組みにより資金供与を実施することにした。そして、その際、迅速な調達を行うことを可能にするため、従来認められていなかった被援助国内における現地調達を認めることにした。また、ノンプロ無償資金協力事業は原則として物品の調達を対象としていたが、被災状況に応じた柔軟かつ的確な支援を行うことを可能にするため、施設の建設のほか輸送、医療活動など役務の調達を認めることにした。さらに、ノンプロ無償資金協力事業で調達した物品が無償で被災者等に配布されたり、公共事業に使われたりすることを想定して、調達した資機材を相手国内で売却するなどして得た対価を積み立てる見返り資金の積立て義務を免除するなど枠組みに変更を加えた。

b 事業の実施手順

平成17年1月17日に閣議決定され、外務省が、同日に3箇国と取り交わした交換公文及び附属文書によれば、資金は、相手国政府が開設した日本国内の銀行口座（以下「政府口座」という。）に、17年3月末までに円貨で支払うこととなっている。

そして、相手国政府は、この資金（この資金から発生した利息を含む。以下同じ。）による必要な資機材等の調達に当たっては、附属文書の規定によって、事業の円滑な実施と適切な調達の実施が確保できるように、調達代理機関を選定することとなっている。そして、相手国政府と調達代理機関とが締結した契約（以下「調達代理契約」という。）に基づき、調達代理機関が相手国政府に代わって資機材等の調達に必要な業務を行い、相手国政府は調達代理手数料を支払うこととなっている。

ノンプロ無償資金協力事業は、特定の事業の実施を前提として資金を供与するものではなく、また、より迅速な援助を実施するとの観点から、一般プロジェクト無償資金協力事業で行われている事前調査としてのJICAによる基本設計調査は行われていない。しかし、今回のノンプロ無償資金協力事業では、多くの施設の設置や修復案件を対象にしていることから、JICAは、別途実施していた緊急開発調査等において、相手国政府の要請を受けて必要に応じ、ノンプロ無償資金協力事業で対象としている施設の設計等を取り込んで実施した。また、外務省は、調達代理機関として財団法人国際協力システム(Japan International Cooperation System。以下「JICS」という。)を推薦し、17年1月及び2月に3箇国はJICSと調達代理契約を締結した。そして、JICSは、相手国政府から調達を希望する資機材等の品目の提示を受けた後、資機材等の代金の支払に必要な資金を政府口座から調達代理機関であるJICSの口座（以下「調達口座」という。）に受け入れ、調達口座から、業者に代金を支払うこととなっている。そして、JICSは、調達代理機関として行ったすべての支払や調達口座における資金の残高についての定期報告書、資金の使用がすべて終わった後の最終報告書を相手国政府と我が国外務省に提出することとなっている。また、外務省は、JICSから上記の報告書の提出を受けるほか、事業の進ちょく状況や契約の実績についても報告を受けることとなってい

る。これらを通じて、相手国政府及び外務省は、契約の履行や事業の進ちょく状況を確認することができることになっている。

c 援助の実施

外務省は、3箇国から我が国に対して援助の要請を受けたとして、表4-5のとおり、17年1月19日に3箇国の政府口座に資金の供与を行った。

表4-5 ノンプロ無償資金協力事業による支援 (単位：億円)

内訳	国名	インドネシア共和国	モルディブ共和国	スリランカ共和国	計
供与額		146	20	80	246
送金完了時期		17年1月19日	17年1月19日	17年1月19日	

この援助を実施するに当たっては、外務省は、16年度予算一般会計の(項)経済協力費(目)政府開発援助経済開発等援助費から246億円を17年1月19日に支出した。

(2) 緊急援助物資供与の実施状況

ア インドネシア共和国

(ア) 援助の要請と引渡し

インドネシア共和国においては、緊急援助物資供与を行うに当たって、JICAのインドネシア事務所が物資の受入手続及び引渡手続の準備等を担当し、在インドネシア日本国大使館がインドネシア共和国政府からの要請の受理、供与決定後の通知及び引渡しを担当した。

まず、同国国家災害管理調整委員会が地方の災害管理調整委員会から直接現地の情報を得るとともに、同国保健省からの情報や地方政府からの要請等の需要を把握し、我が国に対して被災当日の16年12月26日に援助の要請を行った。そして、我が国政府による翌27日の供与決定を経て、緊急援助物資は、被災地の近傍にある在メダン日本国総領事館によって30日に同国政府に引き渡された。

(イ) 供与された物資の内訳とその後の使用状況

我が国が緊急援助として供与した物資は、表4-6のとおりである。

表4-6 供与された緊急援助物資の具体的内訳（インドネシア共和国）

品目	数量
テント（6人用）	28張
毛布（普通）	3,000枚
発電機	100台
コードリール	100台
スリーピングマット	300枚
簡易水槽3000L	20台
浄水器	20台
ポリタンク	300個
8品目（19,177,918円相当）	

会計検査院は、これらの物資の具体的内訳が記載され、これに被災地のアチェ州に近接する北スマトラ州のメダン中央対策本部長が署名した受領書（写し）を確認した。

また、その後の使用状況については、外務省の説明によれば、同国政府は未利用のものはないとしている。また、JICAのインドネシア事務所の説明においても、国際移住機関(IOM)等を通じ、すべて被災地に配布され未利用のものはないとしている。

イ モルディブ共和国

(ア) 援助の要請と引渡し

モルディブ共和国においては、緊急援助物資供与を行うに当たって、JICAのスリランカ事務所が物資の受入手続及び引渡手続の準備等を担当し、在スリランカ日本国大使館がモルディブ共和国政府からの要請の受理、供与決定後の通知及び引渡しを担当した。

まず、同国外務省が緊急物資として必要な機材リストを作成し、我が国に対して被災当日の16年12月26日に援助の要請を行った。そして、我が国政府による翌27日の供与決定を経て、緊急援助物資は、17年1月2日に同国政府に引き渡された。

(イ) 供与された物資の内訳とその後の使用状況

我が国が緊急援助として供与した物資は、表4-7のとおりである。

表4-7 供与された物資の具体的内訳（モルディブ共和国）

品目	数量
テント（6人用）	30張
毛布（普通）	2,000枚
発電機220V/50Hz	20台
コードリール	20台
ポリタンク	300個
簡易水槽3000L	10台
6品目（7,866,755円相当）	

会計検査院は、これらの物資を同国外務省に引き渡す際に在スリランカ日本国大使館が相手国に手交したとする、物資の具体的内訳が記載された書類（写し）を確認した。

また、その後の使用状況については、外務省の説明によれば、同国政府においてこれらの物資は受入後、順次、国家災害管理センター、建設環境省、国家警備局等を通じ、被災地の住民に配布されたとしている。また、JICAのスリランカ事務所の説明においても、ほぼすべての物資が同国政府の組織を通じて被災地に配布され有効に活用されていることが確認できているとしている。

ウ スリランカ共和国

(ア) 援助の要請と引渡し

スリランカ共和国においては、緊急援助物資供与を行うに当たって、JICAのスリランカ事務所が物資の受入手続及び引渡手続の準備等を担当し、在スリランカ日本国大使館がスリランカ共和国政府からの要請の受理、供与決定後の通知及び引渡しを担当した。

まず、同国首相府が災害管理センターと調整の上、我が国から提示された物資リストを参考にして、被災当日の16年12月26日に援助の要請を行った。そして、我が国政府による翌27日の供与決定を経て、緊急援助物資は、在スリランカ日本国大使館によって31日に同国政府に引き渡された。

(イ) 供与された物資の内訳とその後の使用状況

我が国が緊急援助として供与した物資は、表4-8のとおりである。

表4-8 供与された物資の具体的内訳（スリランカ共和国）

品目	数量
テント（6人用）	30張
同（20人用）	10張
スリーピングマット	300枚
プラスチックシート	30巻
発電機220V/50Hz	20台
コードリール	20台
浄水器	10台
簡易水槽2000L	15台
毛布（普通）	2,000枚
9品目（14,209,853円相当）	

会計検査院は、これらの物資を同国女性活力・社会福祉省に引き渡す際に相手国に手交したとする、物資の具体的内訳が記載された書類（写し）を確認した。

また、その後の使用状況については、外務省の説明によれば、同国政府においてこれらの物資は受入後、順次、県事務所、漁業省、復興救済和解省等を通じて被災地の住民に配布されたとしている。また、JICAのスリランカ事務所の説明においても、ほぼすべての物資が同国政府の組織を通じて、被災地に配布され、有効に活用されていることが確認できているとしている。

エ タイ王国

(ア) 援助の要請と引渡し

タイ王国においては、緊急援助物資供与を行うに当たって、JICAのタイ事務所が物資の受入手続及び引渡を担当し、在タイ日本国大使館がタイ王国政府からの要請の受理及び供与決定後の通知を担当した。

まず、同国政府が16年12月30日に援助の要請を行った。そして、我が国政府による翌31日の供与決定を経て、緊急援助物資は、JICAのタイ事務所によって翌年の17年1月1日及び5日に同国政府に引き渡された。

(イ) 供与された物資の内訳とその後の使用状況

我が国が緊急援助として供与した物資は、表4-9のとおりである。

表4-9 供与された物資の具体的内訳（タイ王国）

品目	数量
テント（20人用）	8張
毛布（普通）	1,000枚
浄水器	15台
発電機220V/50Hz	20台
コードリール	20台
医薬品	一式
6品目（11,752,352円相当）	

会計検査院は、これらの物資の具体的内訳が記載され、これにタイ王国のプーケット県の副知事が署名した受領書（写し）を確認した。

また、その後の使用状況については、JICAの説明によれば、JICAのタイ事務所では、これらの物資は受入後、各支援国や国連、NGOなどからの援助物資を含めて、同国外務省等の調整のもと各地の被災者に広く活用されたことを確認しており、また、プーケット県知事等受領機関から未利用のものはないとの説明を受けたとしている。

(3) 緊急無償資金協力事業の実施状況

ア インドネシア共和国

(ア) 援助の要請と資金の供与

インドネシア共和国においては、在インドネシア日本国大使館が、インドネシア共和国政府からの要請を受け、16年12月29日に同国政府との間で口上書交換を行い、17年2月1日に緊急無償資金協力事業に係る資金1,499,570米ドルを一括して資金供与していた。

(イ) 供与された資金の使用状況

同国政府は、国家災害管理調整委員会が地方の災害管理調整委員会からの情報、保健省からの情報、地方政府からの要請等により需要を把握し、それらを総合的に勘案して緊急無償資金協力事業の必要性を判断したと説明している。

そして、同国政府から我が国外務省に対して18年1月5日に提出された使途報告書によると、我が国から供与された資金は全額支出済みであるとされていた。そして、我が国以外から受理した津波等支援のための資金も合わせた資金の全体に

ついて、ポリエチレン容器、救急車、移動図書館の購入のための支払や社会事業省、地方災害管理調整委員会等他省庁を含む各種機関への送金等が使途として記載されていた。また、これらの資金は使用されず残高として残っているものがあり、我が国から供与された資金の具体的使途等を特定することができない状況となっていた。

イ モルディブ共和国

(ア) 援助の要請と資金の供与

モルディブ共和国においては、在スリランカ日本国大使館がモルディブ共和国政府からの要請を受け、16年12月29日に同国政府との間で口上書交換を行い、17年1月10日に緊急無償資金協力事業に係る資金510,000米ドルを一括して資金供与していた。

(イ) 供与された資金の使用状況

同国政府から我が国外務省に対して17年6月15日に提出された使途報告書によると、我が国から供与された資金は、同国財務省が津波被災救援基金で管理を行っており、津波等災害に関する援助のため修理関係、燃料、医薬品関係など11の緊急支出項目のために全額使用したとされていた。

ウ スリランカ共和国

(ア) 援助の要請と資金の供与

スリランカ共和国においては、在スリランカ日本国大使館がスリランカ共和国政府からの要請を受け、16年12月29日に同国政府との間で口上書交換を行い、17年1月12日に緊急無償資金協力事業に係る資金1,011,000米ドルを一括して資金供与していた。

(イ) 供与された資金の使用状況

同国政府から我が国外務省に対して17年4月7日に提出された使途報告書によると、救済復興和解省が資金の実施機関となり、北東部地域のジャフナ県ほか5県における津波等災害のための瓦礫の除去の役務のために全額使用したとされていた。

(4) ノンプロ無償資金協力事業の実施状況

ア インドネシア共和国

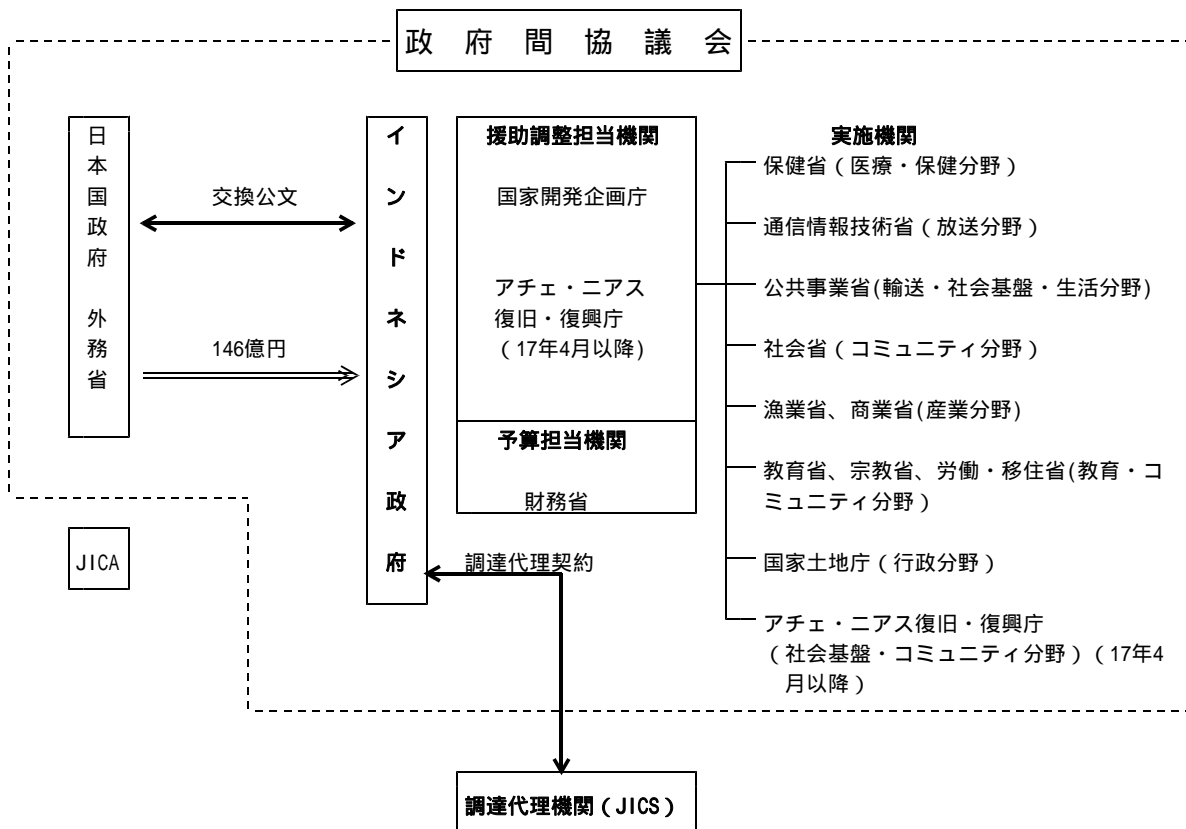
(ア) 援助の受入・実施体制

インドネシア共和国においては、国家開発企画庁が、津波等災害に対して各省庁が実施機関となって取り組む全体の復旧・復興計画を立案したり、各実施機関が集約した津波等災害の需要に対する州政府からの情報を取りまとめ、我が国を含めた外国からの支援受入に関する連絡・調整をしたりしている。

我が国が援助したノンプロ無償資金協力事業の実施に当たっては、図4-1のとおり、同国政府からの要請、案件の選定、案件の実施状況の確認等を行う政府間協議会に、同国政府側からは国家開発企画庁、各実施機関、財務省など関係するすべての機関が、我が国政府側からは在インドネシア日本国大使館が、それぞれ参加している。また、JICAのインドネシア事務所は、JICAが行う緊急開発調査等に関して必要な情報交換を同大使館及びJICSと行った。

そして、本災害が大統領令により国家災害とされたこと、アチェ州内の地方行政当局が長年の国内紛争に加えて、今回の津波災害で壊滅的な打撃を受け、回復に時間を要することなどから、今後5年間にわたる今回の津波等災害に対する復旧・復興を進めるために、17年4月30日に大統領令によってアチェ・ニアス復旧・復興庁が被災地域のバンダ・アチェ市に設置された。国家開発企画庁は国家レベルの復旧・復興を担当する機関であったが、アチェ・ニアス復旧・復興庁というアチェ・ニアスの復旧・復興を担う機関が出来、これ以降は、アチェ・ニアス復旧・復興庁が、今回の津波等災害の復旧・復興の調整を担当する中央政府の機関として、国家開発企画庁とともに政府間協議会に参加することとなった。

図4-1 インドネシア共和国政府における援助受入及び実施組織



(1) 被災地における需要の把握と事業内容の決定の状況

在インドネシア日本国大使館等の説明によれば、インドネシア共和国政府は次のようにして被災地における需要を把握し、ノンプロ無償資金協力事業の内容を決定している。

同国政府内部において、まず各実施機関が、被災地の州政府からの情報等を踏まえて担当分野における需要に関する情報を集約する。

次に、国家開発企画庁等は各実施機関からの情報を取りまとめ、優先順位を勘案して絞込みを行う。

その後、政府間協議会において協議を行い、具体的な案件及び資金配分を決定する。

さらにその後に、各実施機関から示された需要に関する詳細な情報に基づいて、案件ごとに各実施機関、国家開発企画庁等と同大使館との間で、より詳細な協議を行い、より具体的な案件内容を正式決定する。

そして、同国側が要望した内容と実際の援助の内容が異ならないように、各

実施機関は調達に当たっての仕様、調達条件等について調達代理機関の J I C S と協議を行い事業内容を決定する。

上記の被災地における需要の把握及び事業内容の決定に関する問題点について、外務省等では次のとおり説明している。

今回の災害が、大規模であったこと、被災により同国政府職員が多数犠牲になったこと、被災地が首都ジャカルタから遠隔地であったことなどから、災害後相当期間にわたって被害状況を把握することが困難であったこと

被害があらゆる分野にまたがり、地域的にも広範囲に及ぶものであったことから、多数の関係省庁から復旧・復興の需要を把握し事業内容として取りまとめることが困難であったこと

表4-10のとおり、津波等災害に対して国際社会から大規模な支援が行われ、外国政府や国際機関以外に国際 N G O が多額の資金を集め参画してきたことなどから、同国政府内での調整、中央政府と地方政府との調整、支援国等との調整等、様々な調整に時間を要したこと

表4-10 インドネシア共和国における我が国以外の支援国等の支援状況（単位：億米ドル）

	インドネシア 政府自己資金	国際援助		民間支援	合計
		国際機関	二国間	N G O	
供与額	1.10	1.68	1.27	3.70	7.75

このような状況の中で、同国政府は、津波等災害に関する国家としてのマスタープランとなる復興計画案を17年4月までに取りまとめた。一方、我が国が供与したノンプロ無償資金146億円について、外務省から提出された資料に基づき、会計検査院が把握した18年3月末現在の事業の概要を、分野（実施機関）、資金の配分（概算額）、案件名、調達品目、事業内容の別に整理して示すと、表4-11のとおりとなる。

表4-11 事業の概要（インドネシア共和国）

分野 (実施機関)	資金の配分 (概算額)	案件名	調達品目	事業内容
医療・保健（保健省）	約11.2億円	緊急支援物資 (医薬品・医療器具) 供与事業 保健所復旧事業	医薬品、医療器具、医薬品の モニタリングに係るコンサル 選定、救急車、巡回治療用車 両等、研究所用ラボ機材、保 健所の再建	医薬品及び医療器具を保健省の 地方倉庫に供与する。 医療キットなど機材の供与と保 健所の修復
放送（通信情報技術省）	約10.6億円	ラジオ・テレビ 放送支援事業	ラジオ放送機材、ラジオ放送 局の修復、テレビ放送機材	ラジオ局、テレビ局のそれぞ れにつき、機材を供与し建物 を修復する。
輸送（公共事業省） 社会基盤（公共事業省）	約58.3億円	西海岸道路復旧 事業 放水路（護岸工 事）復旧事業	建設機械、蛇籠、コルゲート パイプ、道路復旧工事、土嚢 袋、車両、移動式排水ポン プ、掘削機、小規模工事、大 規模工事	建設機械などの機材、資材の調 達と道路工事 井戸の掘削機などの機材と堤防 の修復工事
生活（公共事業省）	約10.6億円	水道・衛生施設 復旧事業	建設機械、輸送役務、パキュ ームカー、ゴミ収集用アーム ロールトラック、消防車、ト ラック、水道管敷設工事	建設機械などの機材と配管の敷 設工事
コミュニティ（社会省）	約4.1億円	孤児院再建事業	孤児院修復・再建工事、孤児 院向け備品の調達	政府系の孤児院その他修復、機 材供与
産業（漁業省、商業省）	約5.9億円	漁業支援事業	養殖施設向けビックアップト ラック・建設機械・車両・機 材の調達、養殖施設工事、漁 獲総局向け漁具・漁船エンジ ン・漁船・ワークショップ機 材・施設の建設工事・アイス プラント機材	魚市場に併設する冷凍装置を保 管する建物の建設及び機材の供 与等
	約3.5億円	市場復旧整備事 業	度量衡機材、再建工事のコン サル選定、再建工事	バンダ・アチェ周辺及びニアス の市場修復
教育（教育省、宗教省）	約16.9億円	大学復旧等支援 事業	イスラム大学向け機材、大学 施設の改修・再建工事のコン サル選定、大学施設の改修・ 再建工事、ジャクアラ大学向 け機材	イスラム大学とジャクアラ大学 に機材の供与と工事
教育（労働・移住省）		職業訓練センタ ー支援事業	移動訓練車、職業訓練機材、 職業訓練センターの修復工事	移動訓練車を含む訓練機材と建 物の修復、再建
教育（教育省、宗教省）		イスラム学校等 に対する支援事業	マドラサ・ペサントレン向け 学校機材、教育省管轄学校向 け教育機材、学校の修復・再 建工事のコンサル選定、学校 の修復・再建工事	公立校、イスラム校ともに教育 機材を供与、公立校については 建物の修復
コミュニティ（労働・移 住省、国家土地庁）	約2.4億円	土地台帳の修復 事業	土地台帳修復のための役務、 凍結乾燥機を設置する建物の 建築、土地台帳を保管してい る冷凍倉庫の賃貸料の支払、 台帳・地図の保管庫、デジタ ル保存するための機材一式	水没した土地権利台帳を修復す るための凍結乾燥機の貸与、建 物の建築、冷凍倉庫の保管料、 デジタル化機材の調達
社会基盤・コミュニティ (アチェ・ニアス復旧・ 復興庁)	約19.3億円	排水施設緊急復 旧・モデルエリア 開発事業	排水路、排水ポンプ場、貯水 池設置、避難道路・避難塔工 事に係るコンサルタントの選 定・施工業者の選定	バンダアチェ市内に排水路、排 水ポンプ場、及び貯水池を設 置。ウレレ地区に避難道路・避 難用塔を建設。
	約3.1億円	調達代理手数料		上記全案件に係る調達手続の進 捗よく状況に応じて随時支出さ れる
	援助額146億円			

外務省は、これらの分野又は案件ごとに契約を締結する時期や案件を完了させる時期が具体的に定められていないこと、事業の契約手続を進める中で、入札の結果などによっては契約額が下がり資金に余裕が生じることなどのため、新たに案件が増えたり、調達品目が増えたりすることなどがあると説明している。

(ウ) 資金の執行状況

我が国からインドネシア共和国政府の政府口座に資金が供与された17年1月以降の、JICSの管理する調達口座への資金の移動状況及び調達口座における資金の執行状況についてみると、表4-12のとおり、調達口座に受け入れた資金146億円に対して、JICSから18年3月末までに支払われた額は29億9067万余円（20.5%）となっていた。

表4-12 資金の月別執行状況（インドネシア共和国）

年月	政府口座から調達口座への受入金額（円）	調達口座での資金の執行状況					
		契約			支払		支払後の残高（円）
		件数	金額（円）	契約締結率（%）	金額（円）	支払率（%）	
17.1	0	注(1) 1	310,784,313	2.1	0	0.0	0
2	0	0	0	2.1	0	0.0	0
3	0	0	0	2.1	0	0.0	0
4	3,765,000,000	0	0	2.1	0	0.0	3,765,000,000
5	0	6	235,006,983	3.7	0	0.0	3,765,000,000
6	8,475,000,000	10	400,915,255	6.5	41,187,240	0.3	12,198,812,760
7	0	12	664,407,542	11.0	116,640,850	1.1	12,082,171,910
8	0	4	80,546,072	11.6	312,542,771	3.2	11,769,629,139
9	0	5	115,213,724	12.4	155,171,252	4.3	11,614,457,887
10	25,000,000	14	781,778,944	17.7	76,581,586	4.8	11,562,876,301
11	0	3	2,719,301,933	36.4	199,107,360	6.2	11,363,768,941
12	0	23	1,803,096,482	48.7	1,193,699,831	14.3	10,170,069,110
18.1	2,335,059,325	10	333,288,986	51.0	79,097,351	14.9	12,426,031,084
2	0	11	510,378,842	54.5	429,451,394	17.8	11,996,579,690
3	0	9	572,240,166	58.4	387,192,635	20.5	11,609,387,055
合計	14,600,059,325	108	8,526,959,242	58.4	2,990,672,270	20.5	

注(1) 1件はJICSとの調達代理契約を示し、310,784,313円は同契約により調達口座からJICSに支払うことになる調達代理手数料として計算された額の概算額（上限額）を示す。

注(2) 「政府口座から調達口座への受入金額」には我が国から供与された資金の他に、政府口座において発生し調達口座に入金された利息59,325円を含む。

注(3) 「契約締結率(%)」及び「支払率(%)」は小数点以下第2位を四捨五入している。

17年1月19日に政府口座に送金された資金は、4月18日から4回にわたって調達口座に移動され、18年1月18日にはすべて移動されていた。そして、外務省の説明によれば、当該資金の移動については、政府間協議会等を通じて調達品目が確定された後に、同国政府の同意を得るなどして行われたとしている。

交換公文によれば、資金が供与された後12箇月以内に使用すること、及びその期間経過後に政府口座にある残高は日本国政府に返還することとされている。そして、12箇月以内に使用するという交換公文の規定に関しては、附属文書によれば、資金を供与した後12箇月以内に政府口座から調達口座に資金を移動することとされていることから、外務省では、上記のように資金が使用されず、調達口座に残高があったとしても、交換公文の規定に違反していることにはならないとしている。

このようにして調達口座に移動された資金は、前記の事業内容に従って各案件に係る契約が締結され、当該契約の履行に応じてJICSから業者等に支払われることになる。

これら契約の締結と資金の支払の実績を月別にみると、表4-12のとおり、JICSとの調達代理契約を除く案件に係る契約の締結は17年5月以降、また、資金の支払が行われたのは6月以降となっている。

そして、18年3月末現在の資金の執行状況についてみると、契約締結済額は108件、85億2695万余円で、資金供与額146億円に対する契約締結済額の割合である契約締結率は58.4%、また、支払済額は29億9067万余円、資金供与額146億円に対する支払済額の割合である支払率は20.5%となっている。また、施設の工事に係る契約等においては、契約後全額を支払うのではなく進ちょくに応じた分割払を行っていた。

調達口座での残高は、表4-12のとおり、18年3月末現在で、116億0938万余円となっている。

(I) 案件に係る契約の進ちょく状況

各案件に係る契約の進ちょく状況についてみると、表4-13のとおり、18年3月末現在で、予定契約件数123件のうち、契約相手方の選定を開始したものは111件、業者との契約締結を終了したものは107件、締結した契約に基づく業者の給付が完

了したものは45件となっている。

表4-13 案件に係る契約の進ちょく状況（インドネシア共和国） 18年3月末現在

案 件 名	予定契約 件数(a)	契約進ちょくの段階					
		契約相手方の 選定開始		契約締結の 終了		契約に基づく 給付の完了	
		件数 (b)	割合(%) (b/a)	件数 (c)	割合(%) (c/a)	件数 (d)	割合(%) (d/a)
緊急支援物資(医薬品・医療器具)供与事業	4	3	75.0	3	75.0	2	50.0
保健所復旧事業	8	8	100.0	8	100.0	0	0.0
ラジオ・テレビ放送支援事業	7	7	100.0	6	85.7	4	57.1
西海岸道路復旧事業	16	16	100.0	16	100.0	13	81.3
放水路(護岸工事)復旧事業	17	17	100.0	17	100.0	9	52.9
水道・衛生施設復旧事業	13	13	100.0	13	100.0	10	76.9
孤児院再建事業	4	3	75.0	3	75.0	0	0.0
漁業支援事業	15	12	80.0	12	80.0	4	26.7
市場復旧整備事業	6	3	50.0	3	50.0	0	0.0
大学復旧等支援事業	13	12	92.3	9	69.2	0	0.0
職業訓練センター支援事業	4	4	100.0	4	100.0	0	0.0
イスラム学校等に対する支援事業	7	6	85.7	6	85.7	1	14.3
土地台帳の修復事業	6	6	100.0	6	100.0	2	33.3
排水施設緊急復旧・モデルエリア開発事業	3	1	33.3	1	33.3	0	0.0
14案件合計	123	111		107		45	

これを案件別にみると、予定契約件数に対して契約締結が終了した件数の割合が100%となっている案件は、14案件のうち6案件ある。また、契約に基づく給付の完了した件数の割合が100%となっている案件はなく、50%以上となっている案件は5案件あったが、孤児院再建事業、市場復旧整備事業、排水施設緊急復旧・モデルエリア開発事業の施設工事に係る3案件を含む6案件は0%であった。

そして、業者からの給付が完了している契約45件の契約内訳をみると、そのうち44件は医薬品、取材車両、家具、道路建設用の車両等、機械及び資材の調達契約であった。

また、工事に係る契約で給付が完了していないものが多いことについて、外務省は、実施機関等は、工事には詳細設計が必要で、そのため日時を要したり、また契約後相応の工期を要したりするためであると説明しているとしている。

西海岸道路復旧事業及び水道・衛生施設復旧事業の2案件は、工事に係る案件であるが、給付の完了している契約件数の割合がそれぞれ81.3%及び76.9%となっている。これについては、建設機械などの機材調達契約が多く含まれており、

我が国からの支援による工事以外の災害復旧作業にもこれらの機材を使用することができるよう、工事契約に先立って機材調達契約を優先的に締結したためであるとしている。

また、機材に係る案件である 緊急支援物資（医薬品・医療器具）供与事業や保健所復旧事業が、案件の進ちょくに時間を要している。これについては、緊急支援物資である医薬品及び医療器具は、当初から複数回に分けて調達する計画であり、保健所に配置する車両、医療キット等は需要把握と支援調整を終えた上で、事業の具体化を行ったためであるとしている。

これら14案件に係る契約の実施状況について、18年3月末現在、締結された契約107件の契約内容等を契約別に整理して示すと、別表4-1（118ページ）のとおりとなる。

イ モルディブ共和国

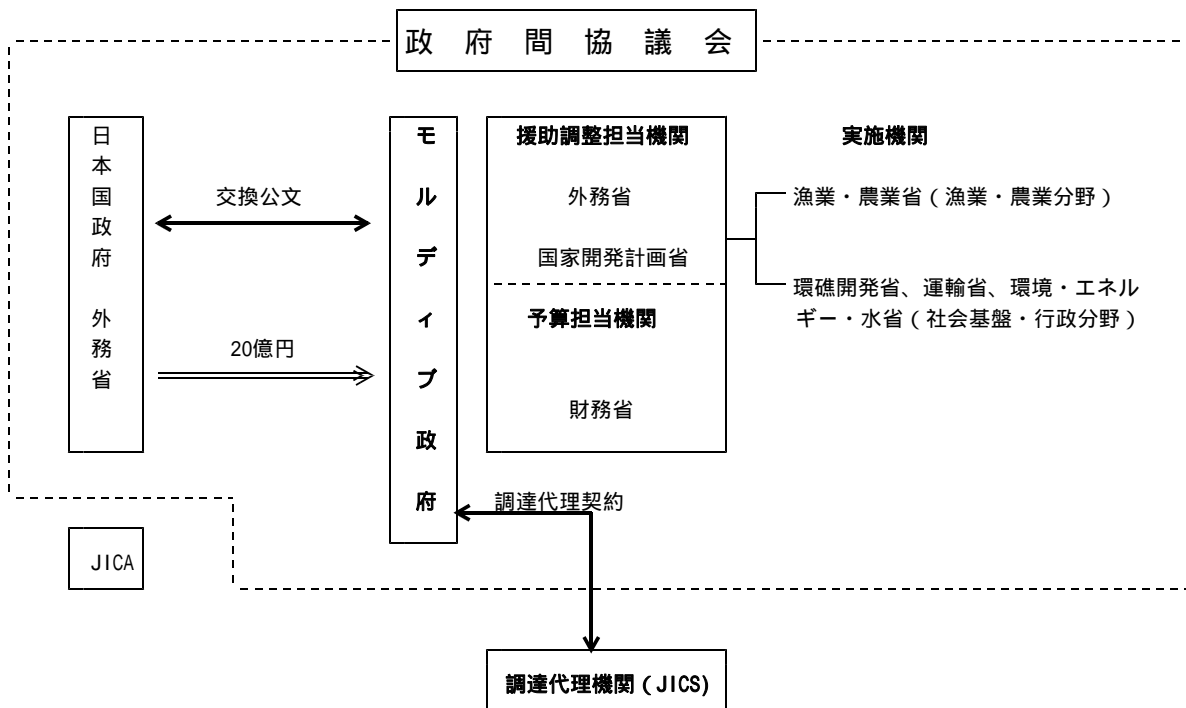
(ア) 援助の受入・実施体制

モルディブ共和国においては、同国外務省が総合調整窓口となり漁業・農業省等の実施機関との調整を、国家開発計画省が国家計画の調整とモニタリングを、また、財務省が予算監理、予算配分、及び支援国等をも含めた案件調整を、それぞれ行うこととなっている。

我が国が援助したノンプロ無償資金協力事業の実施に当たっては、図4-2のとおり、同国政府からの要請、案件の選定、案件実施状況の確認等を行う政府間協議会が設置されている。そして、政府間協議会には、同国政府側からは外務省、各実施機関など関係機関が、我が国政府側からは同国を所轄する在スリランカ日本国大使館が、それぞれ参加している。また、JICAのスリランカ事務所は、緊急開発調査に関連した調査・設計等に関する専門的知見を提供した。

そして、案件の選定については、政府間協議会がプロジェクトの妥当性の検討、具体的な案件の選定を行うこととなっている。

図4-2 モルディブ共和国政府における援助受入及び実施組織



(1) 被災地における需要の把握と事業内容の決定の状況

在スリランカ日本国大使館等の説明によれば、モルディブ共和国政府は次のようにして被災地における需要を把握し、ノンプロ無償資金協力事業の内容を決定している。

同国政府内部において、まず各実施機関が、被災地域からの情報等を踏まえて担当分野における需要に関する要望を取りまとめる。

その後、政府間協議会において協議を行い、具体的な案件及び資金配分を決定する。

同国政府は、同国における津波復旧・復興事業の基礎となる国家復旧・復興計画を17年3月に取りまとめた。一方、我が国が供与したノンプロ無償資金20億円について、外務省から提出された資料に基づき、会計検査院が把握した18年3月末現在の事業の概要を、分野（実施機関）、資金の配分（概算額）、案件名、調達品目、事業内容の別に整理して示すと、表4-14のとおりとなる。

表4-14 事業の概要（モルディブ共和国）

分野 (実施機関)	資金の配分 (概算額)	案件名	調達品目	事業内容
漁業（漁業・農業省）	約5億円	漁業関連設備整備計画	無線機、GPS、魚網、エンジン、発電機、ポンプ、漁船修理用機材、漁船用エンジンオーバーホール用スペアパーツ、漁船用プロペラ及びシャフト、85フィート漁船	漁船積載用無線機の調達、漁船積載用各種漁具の調達、津波にて被災した漁船のエンジン、スペアパーツ、プロペラ・シャフト等の調達、カツオ一本釣り用漁船（新造）の現地調達
社会基盤・行政 (環礁開発省、運輸省、環境・エネルギー・水省)	約12億円	公共施設・設備整備計画	ガン島行政合同庁舎建設、フォナドゥー島行政事務所再建、行政事務所用太陽光発電システム、コーズウェイの復旧と再建、ラームアートル配電網復旧計画、下水処理システム改善計画	コーズウェイ建設、多目的防災ビル建設、アイランドオフィス建設、配電設備設置、下水システム整備
農業（漁業・農業省）	約2.4億円	農業関連機材供与	トラクター、ピックアップトラック、背負い式スプレーヤー、シュレッダー、温室冷却システム、太陽光乾燥機、船舶、発電機、芝刈り機、スペアパーツ等	津波で被災した農業機材の調達
	約0.6億円	調達代理手数料		上記全案件に係る調達手続の進ちょく状況に応じて随時支出される
	援助額20億円			

外務省は、これらの分野又は案件ごとに契約を締結する時期や案件を完了させる時期が具体的に定められていないこと、事業の契約手続を進める中で、入札の結果などによっては契約額が下がり資金に余裕が生じることなどのため、新たに案件が増えたり、調達品目が増えたりすることなどがあると説明している。

(ウ) 資金の執行状況

我が国からモルディブ共和国政府の政府口座に資金が供与された17年1月以降の、JICSの管理する調達口座への資金の移動状況及び調達口座における資金の執行状況についてみると、表4-15のとおり、調達口座に受け入れた資金20億円に対して、JICSから18年3月末までに支払われた額は6億0420万余円（30.2%）となっていた。

表4-15 資金の月別執行状況（モルディブ共和国）

年月	政府口座から調達口座への受入金額（円）	調達口座での資金の執行状況					
		契約			支払		支払後の残高（無単位は円、\$は米ドルを示す）
		件数	金額（円）	契約締結率（%）	金額（円）	支払率（%）	
17.1	0	注(1) 1	59,628,543	3.0	0	0.0	0
2	0	0	0	3.0	0	0.0	0
3	2,000,002,235	0	0	3.0	0	0.0	2,000,002,235
4	0	1	481,328	3.0	0	0.0	2,000,002,235
5	0	1	43,746,125	5.2	0	0.0	2,000,002,235
6	0	0	0	5.2	16,715,537	0.8	1,983,286,698
7	0	1	102,304,000	10.3	0	0.8	1,983,286,698
8	0	4	107,054,272	15.7	0	0.8	1,983,288,013
9	0	2	51,217,802	18.2	20,744,314	1.9	1,962,543,699
10	0	5	185,830,600	27.5	14,449,006	2.6	1,948,094,693
11	0	3	1,175,007,036	86.3	199,702,220	12.6	147,304,001 \$13,342,403.94
12	0	1	148,596,805	93.7	311,835,398	28.2	147,304,001 \$10,743,775.62
18.1	0	0	0	93.7	1,506,157	28.2	147,304,001 \$10,731,224.31
2	0	0	0	93.7	34,554,007	30.0	136,066,407 \$10,543,396.94
3	0	1	82,802,775	97.8	4,702,084	30.2	136,066,407 \$10,504,212.91
合計	2,000,002,235	20	1,956,669,286	97.8	604,208,723	30.2	

注(1) 1件はJICSとの調達代理契約を示し、59,628,543円は同契約により調達口座からJICSに支払うことになる調達代理手数料として計算された額の概算額（上限額）を示す。

注(2) 「政府口座から調達口座への受入金額」には我が国から供与された資金の他に、政府口座において発生し調達口座に入金された利息2,235円を含む。

注(3) 「支払後の残高」欄を17年11月分以降、円と米ドルの2本立てで表示しているのは、円安による為替相場の変動に対処するために円口座の他に米ドル口座を同月以降新たに設けたことによるものである。

注(4) 「支払後の残高」には調達口座において発生した利息が含まれているため、「政府口座から調達口座への受入金額」から「支払」欄の金額を差し引いた金額とは一致しない。

注(5) 「契約締結率(%)」及び「支払率(%)」は小数点以下第2位を四捨五入している。

17年1月19日に政府口座に送金された資金は、3月8日に調達口座にすべて移動されていた。そして、外務省の説明によれば、当該資金の移動については、政府間協議会等を通じて調達品目が確定された後に同国政府の同意を得るなどして行われたとしている。

交換公文によれば、資金が供与された後12箇月以内に使用すること、及びその

期間経過後に政府口座にある残高は日本国政府に返還することとされている。そして、12箇月以内に使用するという交換公文の規定に関しては、附属文書によれば、資金を供与した後12箇月以内に政府口座から調達口座に資金を移動することとされていることから、外務省では、上記のように資金が使用されず、調達口座に残高があったとしても、交換公文の規定に違反していることにはならないとしている。

これら契約の締結と支払の実績を月別にみると、表4-15のとおり、JICSとの調達代理契約を除く案件に係る契約の締結は17年4月以降、また、資金の支払が行われたのは6月以降となっている。契約の締結の開始が4月になったのは、実施機関の説明等によると、案件内容を特定するのに必要なニーズアセスメントなどの事前調査が完了していなかったためであるとしている。

そして、18年3月末現在の資金の執行状況についてみると、契約締結済額は20件、19億5666万余円で、資金供与額20億円に対する契約締結済額の割合である契約締結率は97.8%、また、支払済額は6億0420万余円、資金供与額20億円に対する支払済額の割合である支払率は30.2%となっている。また、施設の工事に係る契約等においては、契約後全額を支払うのではなく進ちょくに応じた分割払を行っていた。

各月別の契約実績をみると、17年11月分の金額が11億7500万余円と他の月よりも非常に多くなっているが、これは契約金額の大きな施設の工事に係るものが締結されたためである。

また、調達口座での残高は、表4-15のとおり、18年3月末現在で、1億3606万余円及び10,504,212.91米ドル（邦貨換算額12億6050万余円）、計13億9657万余円となっている。

(I) 案件に係る契約の進ちょく状況

各案件に係る契約の進ちょく状況についてみると、表4-16のとおり、18年3月末現在で、予定契約件数19件のうち、契約相手方の選定を開始したものは19件、業者との契約締結を終了したものは19件、締結した契約に基づく業者の給付が完了したものは8件となっている。

表4-16 案件に係る契約の進ちょく状況（モルディブ共和国）18年3月末現在

案 件 名	予定契約 件数 (a)	契約進ちょくの段階					
		契約相手方の 選定開始		契約締結の 終了		契約に基づく 給付の完了	
		件数 (b)	割合(%) (b/a)	件数 (c)	割合(%) (c/a)	件数 (d)	割合(%) (d/a)
漁業関連設備整備計画	9	9	100.0	9	100.0	6	66.7
公共施設・設備整備計画	5	5	100.0	5	100.0	0	0.0
農業関連機材供与	5	5	100.0	5	100.0	2	40.0
3案件合計	19	19		19		8	

これを案件別にみると、すべて契約締結が終了しており、また、予定契約件数に対して契約に基づく給付の完了した件数の割合が、漁業関連設備整備計画では66.7%となっている一方、公共施設・設備整備計画では0%であった。

そして、業者からの給付が完了している契約8件の内容をみると、無線機、GPS、漁船用スペアパーツ、機械及び資材の調達契約であった。

また、工事に係る契約で給付が完了したものがないことについて、外務省は、JICSは、工事契約には詳細設計等が必要でそのため日時を要したり、相応の工期を要したりするためであると説明しているとしている。

これら3案件に係る契約の実施状況について、18年3月末現在、締結された契約19件の契約内容等を契約別に整理して示すと、別表4-2（124ページ）のとおりとなる。

ウ スリランカ共和国

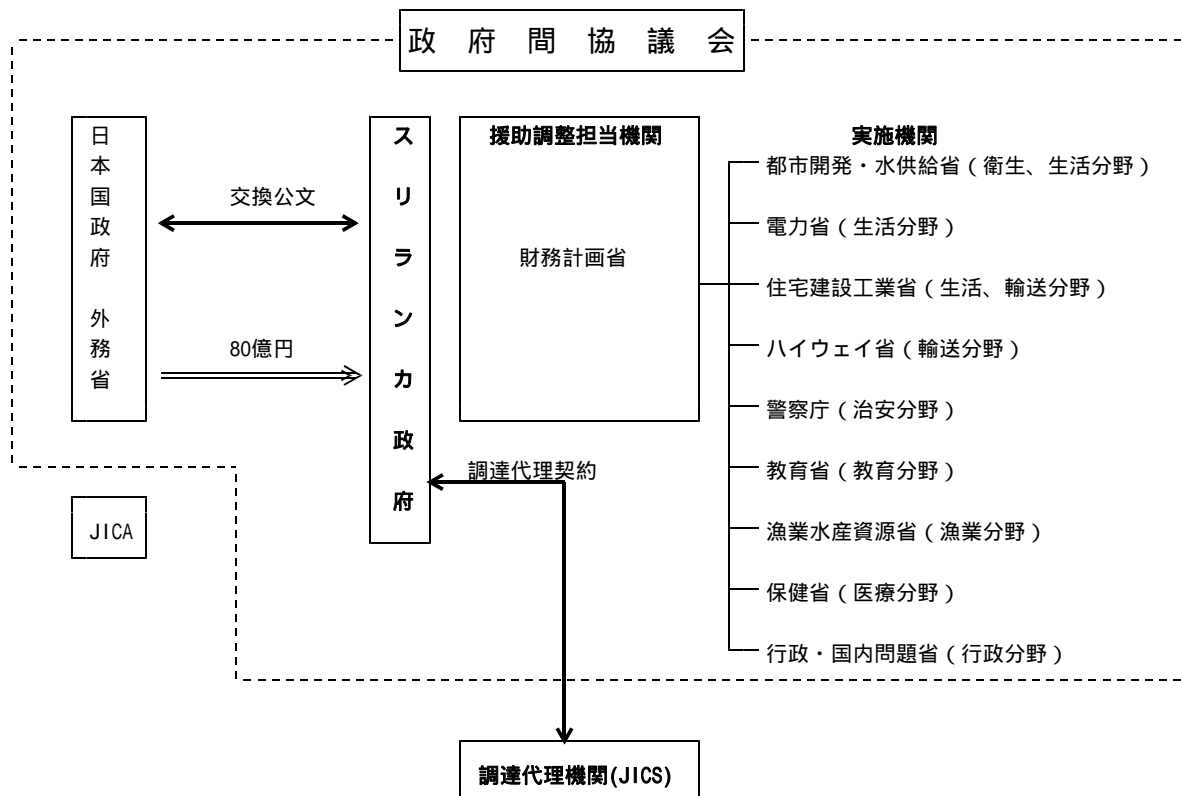
(ア) 援助の受入・実施体制

スリランカ共和国政府においては、財務計画省が、交換公文の署名に係る業務を行うほか、各実施機関の取りまとめを行う援助調整機関となっている。

我が国が援助したノンプロ無償資金協力事業の実施に当たっては、図4-3のとおり、同国政府からの要請、案件の選定、案件実施状況の確認等を行う政府間協議会が設置されている。そして、政府間協議会には、同国政府側からは財務計画省、各実施機関など関係機関が、我が国政府側からは在スリランカ日本国大使館が、それぞれ参加している。また、JICAのスリランカ事務所は、緊急開発調査に関連した調査・設計等に関する専門的知見を提供した。

そして、案件の選定については、政府間協議会がプロジェクトの妥当性の検討、具体的な案件の選定を行うこととなっている。

図4-3 スリランカ共和国政府における援助受入及び実施組織



(1) 被災地における需要の把握と事業内容の決定の状況

在スリランカ日本国大使館等の説明によれば、スリランカ共和国政府は次のようにして被災地における需要を把握し、ノンプロ無償資金協力事業の内容を決定している。

同国政府内部において、まず各実施機関が、被災地域からの情報等を踏まえて担当分野における需要に関する要望を取りまとめる。

その後、政府間協議会において協議を行い、具体的な案件及び資金配分を決定する。

同国政府は、同国における津波復旧・復興事業の基礎となる復興計画を17年5月に取りまとめた。一方、我が国が供与したノンプロ無償資金80億円について、外務省から提出された資料に基づき、会計検査院が把握した18年3月末現在の事業の概要を、分野（実施機関）、資金の配分（概算額）、案件名、調達品目、事業内

容の別に整理して示すと、表4-17のとおりとなる。

表4-17 事業の概要（スリランカ共和国）

分野 (実施機関)	資金の配分 (概算額)	案件名	調達品目	事業内容
衛生・生活（都市開発・水供給省）	約16億円	中古バキュームカーの輸送及び高圧洗浄機の購入計画	バキュームカーの輸送、スベアパーツ、高圧洗浄機、技術者の派遣、し尿処理施設	被災地住民の衛生管理
生活（都市開発・水供給省、電力省、住宅建設工業省）		給水車および貯水タンクの購入計画	給水車、貯水タンク	被災地住民の生活用水確保
		上水道の再整備（水管橋他の整備）	水管橋、メーター、パイプ	被災地住民の飲料水供給体制の整備
		発電機（100台）購入計画	発電機配布・設置	被災地住民の電力改善
輸送（ハイウェイ省、住宅建設工業省）	約16億円	建設用重機械及び既存機械のスベアパーツの購入計画	建設機械スベアパーツ、建設機械	被災地域の道路等の改善
		橋梁工事計画(Galle-Matara)	南部5橋梁等修復工事に関する役務	被災地域の橋梁等復旧
治安（警察庁）	約3億円	警察署建設計画(6箇所)	建設工事、施工監理	被災地域の警察署復旧
教育（教育省）	約15億円	小中学校再建計画(14校)	再建に関する役務	被災地域の学校復旧
漁業（漁業水産資源省）	約21億円	漁業用資機材購入計画	船外機用コンテナワークショップ、コンテナタイプ製氷機、冷蔵庫、漁船補修材料、漁具、船外機、漁船、船外機スベアパーツ、漁船修復人件費、港湾施設、日本型訓練船、現地型マルチデポート	被災地域の漁業改善
医療（保健省）	約2億円	医療関連機材購入計画	病院機材、回診車、狂犬病対策用機材	被災地の医療レベルの回復及び向上
行政（行政・国内問題省）	約2億円	津波被災地巡回車両調達計画	ピックアップ(4WD)、ピックアップ(4WD)アクセサリー、ピックアップ(4WD)レンタカー借上げ	被災地域の復興活動支援
治安（警察庁）	約2億円	災害時緊急通報用機材調達計画	車載用サイレン、メガホン、救命胴衣	今後の災害時における緊急通報機能の改善
生活（住宅建設工業省）	約1億円	住宅等建設検査用機材調達計画	掘削機、コンクリート圧縮試験機、モルタル振動器、クロマトグラフ、他	被災地の住宅建設技術の向上と品質の確保
	約1.99億円	調達代理手数料		上記全案件に係る調達手続の進ちょく状況に応じて随時支出される
	援助額80億円			

外務省は、これらの分野又は案件ごとに契約を締結する時期や案件を完了させる時期が具体的に定められていないこと、事業の契約手続を進める中で、入札の結果などによっては契約額が下がり資金に余裕が生じることなどのため、新たに

案件が増えたり、調達品目が増えたりすることなどがあると説明している。

(ウ) 資金の執行状況

我が国からスリランカ共和国政府の政府口座に資金が供与された17年1月以降の、JICSの管理する調達口座への資金の移動状況及び調達口座における資金の執行状況についてみると、表4-18のとおり、調達口座に受け入れた資金80億円に対して、JICSから18年3月末までに支払われた額は34億2364万余円（42.8%）となっていた。

表4-18 資金の月別執行状況（スリランカ共和国）

年月	政府口座から調達口座への受入金額（円）	調達口座での資金の執行状況					
		契約			支払		支払後の残高（円）
		件数	金額（円）	契約締結率（%）	金額（円）	支払率（%）	
17.1	0	0	0	0.0	0	0.0	0
2	0	注(1) 2	193,749,430	2.4	0	0.0	0
3	8,000,009,316	14	176,541,376	4.6	0	0.0	8,000,009,316
4	0	5	377,535,876	9.3	3,051,583	0.0	7,996,957,733
5	0	5	235,616,377	12.3	116,928,023	1.5	7,880,029,710
6	0	6	330,411,199	16.4	133,248,835	3.2	7,746,780,875
7	0	11	2,221,225,803	44.2	283,134,162	6.7	7,463,646,713
8	0	6	184,634,444	46.5	666,834,761	15.0	6,796,816,773
9	0	7	1,018,080,012	59.2	233,520,494	18.0	6,563,296,279
10	0	11	696,027,925	67.9	296,584,053	21.7	6,266,712,226
11	0	7	310,143,594	71.8	371,582,055	26.3	5,895,130,171
12	0	10	1,522,903,073	90.8	524,355,556	32.9	5,370,774,615
18.1	0	0	0	90.8	297,187,831	36.6	5,073,586,784
2	0	1	69,810,747	91.7	225,489,861	39.4	4,848,096,923
3	0	1	170,063,434	93.8	271,732,012	42.8	4,576,364,911
合計	8,000,009,316	86	7,506,743,290	93.8	3,423,649,226	42.8	

注(1) 件数2件のうち1件はJICSとの調達代理契約を示し、193,749,430円は同契約により調達口座からJICSに支払うことになる調達代理手数料として計算された額の概算額（上限額）191,780,822円を含む。

注(2) 「政府口座から調達口座への受入金額」には我が国から供与された資金の他に、政府口座において発生し調達口座に入金された利息9,316円を含む。

注(3) 「支払後の残高」には調達口座において発生した利息が含まれているため、「政府口座から調達口座への受入金額」から「支払」欄の金額を差し引いた金額とは一致しない。

注(4) 「契約締結率（%）」及び「支払率（%）」は小数点以下第2位を四捨五入している。

17年1月19日に政府口座に送金された資金は、3月10日に調達口座にすべて移動

されていた。そして、外務省の説明によれば、当該資金の移動については、政府間協議会等を通じて調達品目が確定された後に、同国政府の同意を得るなどして行われたとしている。

交換公文によれば、資金が供与された後12箇月以内に使用すること、及びその期間経過後に政府口座にある残高は日本国政府に返還されることとされている。そして、12箇月以内に使用するという交換公文の規定に関しては、附属文書によれば、資金を供与した後12箇月以内に政府口座から調達口座に資金を移動することとされていることから、外務省では、上記のように資金が使用されず、調達口座に残高があったとしても、交換公文の規定に違反していることにはならないとしている。

これら契約の締結と支払の実績を月別にみると、表4-18のとおり、JICSとの調達代理契約を除く案件に係る契約の締結は17年2月以降、また、資金の支払いが行われたのは4月以降となっている。

そして、18年3月末現在の資金の執行についてみると、契約締結済額は86件、75億0674万余円で、資金供与額80億円に対する契約締結済額の割合である契約締結率は93.8%、また、支払済額は34億2364万余円、資金供与額80億円に対する支払済額の割合である支払率は42.8%となっている。また、施設の工事に係る契約等においては、契約後全額を支払うのではなく進ちょくに応じた分割払を行っていた。

各月別の契約実績をみると、17年7月、9月及び12月分の金額が他の月よりも非常に多くなっているが、これは契約金額の大きな施設の工事に係るものが締結されたためである。

また、調達口座での残高は、表4-18のとおり、18年3月末現在で、45億7636万余円となっている。

(I) 案件に係る契約の進ちょく状況

各案件に係る契約の進ちょく状況についてみると、表4-19のとおり、18年3月末現在で、予定契約件数94件のうち、契約相手方の選定を開始したものは85件、業者との契約締結を終了したものは85件、締結した契約に基づく業者の給付が完了したものは26件となっている。

表4-19 案件に係る契約の進ちょく状況（スリランカ共和国） 18年3月末現在

案 件 名	予定契約 件数 (a)	契約進ちょくの段階					
		契約相手方の 選定開始		契約締結の終 了		契約に基づく 給付の完了	
		件数 (b)	割合(%) (b/a)	件数 (c)	割合(%) (c/a)	件数 (d)	割合(%) (d/a)
中古バキュームカーの輸送及び高圧洗浄機 の購入計画	8	8	100.0	8	100.0	4	50.0
給水車及び貯水タンクの購入計画	2	2	100.0	2	100.0	2	100.0
上水道の再整備（水管橋他の整備）	4	4	100.0	4	100.0	2	50.0
発電機（100台）購入計画	2	2	100.0	2	100.0	1	50.0
被災者用住宅	5	5	100.0	5	100.0	0	0.0
建設用重機械及び既存機械のスペア パーツの購入計画	4	4	100.0	4	100.0	4	100.0
橋梁工事計画（Galle-Matara）	4	4	100.0	4	100.0	0	0.0
警察署建設計画（6箇所）	12	12	100.0	12	100.0	0	0.0
小中学校再建計画（14校）	22	22	100.0	22	100.0	2	9.1
漁業用資機材購入計画	14	14	100.0	14	100.0	6	42.9
医療関連機材購入計画	3	3	100.0	3	100.0	0	0.0
津波被災地巡回用車両調達計画	5	5	100.0	5	100.0	5	100.0
災害時緊急通報用機材調達計画	3	0	0.0	0	0.0	0	0.0
住宅等建設検査用機材	6	0	0.0	0	0.0	0	0.0
14案件合計	94	85		85		26	

これを案件別にみると、予定契約件数に対して、契約締結が終了した件数の割合が100%となっている案件は、14案件のうち12案件あった。また、契約に基づく給付の完了した件数の割合が100%となっている案件は3案件あったものの、被災者用住宅、橋梁工事計画、警察署建設計画（6箇所）の施設の工事に係る3案件など6案件は0%であった。

そして、業者からの給付が完了している契約26件の内容をみると、そのうち24件は中古バキュームカーの輸送、バキュームカースペアパーツ、高圧洗浄機、給水車、機械及び資材の調達契約であった。

また、工事に係る契約で給付が完了していないものが多いことについて、外務省は、実施機関等は、施設の工事案件に関しては基本設計を行う必要があり、日時を要したり、また契約後相応の工期を要したりするためであると説明しているとしている。

これら14案件に係る契約の実施状況について、18年3月末現在、締結された契約

85件の契約内容等を契約別に整理して示すと、別表4-3（125ページ）のとおりとなる。

エ 外務省におけるノンプロ無償資金協力事業の実施に関する中間評価

外務省では、緊急援助のうちのノンプロ無償資金協力事業についてモニタリングを主体とした中間評価を行い、その結果を「スマトラ沖大地震及びインド洋津波被害2国間無償資金協力に係る中間評価報告書」（以下「報告書」という。）として取りまとめ、津波等災害の発生から1年後の17年12月26日に発表を行った。

外務省はこの中間評価の実施に当たって、中間評価実施ガイドラインを定めている。これによれば、この評価は、17年12月末を節目として、本件支援によって計画されている案件又は既に実施された案件の実施状況、実施中の案件の現状、事業完了後の効果の発現状況等について確認を行い、その上で、必要に応じて適切な改善措置を検討するとともに、評価の結果を将来の案件形成、計画策定及び実施に反映することを企図するものである。また、評価結果を公表することで、国民に対する説明責任を果たすことも目的としている。

援助の対象として決定された案件については、次のように実施される。すなわち、調査・設計等を含む事前調査、機材の技術的仕様や価格に関する調査が行われ、施設案件では、用地の取得、測量等が実施される。そして、機材の調達や施設の工事の契約に当たっては、JICSが、入札参加者に示す入札図書等を作成し、参加者の募集のための入札公告を行い、入札図書等を配布して、契約者を選定するための入札を行うなどして、契約手続を進め、その後、落札者等と契約が締結される。契約の相手方は、機材の製造、輸送、通関及び国内配布を行ったり、施設の工事を行ったりして、機材の納入や施設のしゅん功によって事業が完成し、JICSが契約履行の完了の確認を行った上で、契約金額が支払われる。

また、供与された資金で調達した機材や建設した施設の維持管理については、これらの機材や施設の供与を受けた実施機関等が維持管理責任を持つことになっている。

これら一連の事業の実施については、NGO、コンサルタント等本件事業の実施に直接関与していない第三者機関が評価の実施主体となって、対象事業に係る関連文書や調査報告書の調査、対象案件への直接の視察、相手国実施機関や受益者等か

らの聞き取り調査を行った。そして、現地の各大使館がこれらの評価内容を取りまとめた上で、さらに、外務本省が支援対象となった3箇国分を一つの報告書として取りまとめ、公表したものである。

報告書では、各案件について、案件の進ちょく状況、案件の妥当性、施設及び機材の活用度、案件完了後に期待される効果等について評価を行うとともに、提言、教訓等を記述している。

案件の進ちょく状況については、全体的な進ちょく状況、他の支援国等との比較、案件の進ちょくの遅れの原因、再入札などの入札プロセスとの関連等に関して、また、施設及び機材の活用度については、引き渡されている機材に関して、それぞれ評価を行っている。そして、提言及び教訓については、災害復興を迅速に行うための枠組みの整備、迅速な案件形成、着実な施工管理及びモニタリングを行うための体制作りの重要性、変化する被災地のニーズを把握し、時宜に適った調達・事業を行うことの重要性等を挙げている。

なお、外務省においては、今後とも各事業の完了後、数箇月以内を目途に事後評価を行うとしている。

3 検査の結果に対する所見

我が国は、4箇国を始めとしてインド洋沿岸諸国が大規模な被害を受けた前例のない津波等災害に対して、相手国の要請及び緊急首脳会議における支援措置等の合意などを受けて当面の復旧・復興に必要となる支援額としての援助の規模を決定した。

このうち4箇国に対する緊急援助物資供与については、会計検査院は、我が国が援助の要請に応じて供与した物資が、災害発生直後の17年1月5日までに4箇国に対してすべて引き渡されていたことを、関係書類等で確認した。そして、これらの物資は、被災地に届けられその趣旨に沿って使用されているとの説明を受けた。

また、3箇国に対する緊急無償資金協力については、我が国が援助の要請に応じて供与した資金は、使途報告書によれば、スリランカ共和国では17年4月、モルディブ共和国では同年6月までにその趣旨に沿って使用されたとしていた。そして、インドネシア共和国については、18年1月に提出された使途報告書によれば、17年2月1日に我が国から供与された資金は全額支出済みであるとしていたが、我が国以外から供与された資金も合わせた全体額について、津波等災害に関する援助のために使用されたとする報告となってお

り、我が国の供与した資金の具体的用途等を特定することができない状況となっていた。

3箇国に対するノンプロ無償資金協力事業については、17年1月にインドネシア共和国に対しては146億円、モルディブ共和国に対しては20億円、スリランカ共和国に対しては80億円が供与されて以来、3箇国とも交換公文に定められた使用期限である12箇月以内に調達口座へ資金の移動がすべてなされ、我が国と各相手国との間における政府間協議会によって、分野の別を実施する案件の内容が決定されていた。

そして、案件実施のために締結した契約の実績額について、資金供与額に対する契約締結済額の割合である契約締結率は、18年3月末現在、モルディブ共和国及びスリランカ共和国では90%以上であるのに比べて、インドネシア共和国では58.4%となっている。

ノンプロ無償資金による事業の内容は、3箇国とも、施設の工事に係る契約が多く、契約締結に先立って工事前の詳細設計等が必要であり時間を要すること、また契約締結後も工事の完了までに相応の工期を要し、工事の進ちょくに応じて資金を支払うことになっていることから、資金供与額に対する支払済額の割合である支払率は、インドネシア共和国では20.5%、モルディブ共和国では30.2%、スリランカ共和国では42.8%となっていた。

また、3箇国とも、供与されたノンプロ無償資金はすべて政府口座から調達口座に移動されていたが、調達口座における残高状況を見ると、ノンプロ無償資金が供与されて1年2箇月を経過した18年3月末において、インドネシア共和国では約116億円、モルディブ共和国では約14億円、スリランカ共和国では約46億円が残されていた。

ノンプロ無償資金協力事業は、津波等災害に対する緊急援助として実施されたものであるため、相手国において、速やかに、必要な施設が建設され機材が調達されて、被災地等で災害復旧・復興のために使用されることが必要である。

したがって、会計検査院としては、本件ノンプロ無償資金協力事業によって施設が建設され、機材が調達されて完了することとなる事業について、施設の建設や機材の調達のための資金の執行状況について引き続き検査を実施し、取りまとめが出来次第報告することとする。

また、今回実施されたノンプロ無償資金協力事業は、従来のノンプロ無償資金協力事業と比べて大規模なものであり、対象となった事業のうちには、中長期的な事業効果が期待される施設の案件も含まれている。外務省においては、17年12月に中間評価を公表

し、さらに、今後とも同様な評価を行うことにしている。

そして、会計検査院としては、緊急援助の最終受益者である被災地の住民に援助が届き、また、中長期的な事業効果が発現されるかどうか、外務省が行う本件ノンプロ無償資金協力事業に対する評価を踏まえた上で、今後の利活用の状況について注視していく。

なお、会計検査院は、我が国を含めた各国等からインドネシア共和国政府に供与された津波等災害の援助資金による復興再建事業に対して同国会計検査院が行う会計検査活動を支援するための国際会議等に参加し、協力を行ってきている。

別表4-1 締結された契約の内訳（インドネシア共和国）

案件名及び契約内訳 (契約業者名)	契約額	契約年月日 (変更契約年月日)	契約に基づく 給付完了
1. 緊急支援物資（医薬品・医療器具）供与事業			
医薬品及び医療器具 (PT. Kimia Farma Trading & Distribution)	60,377,412円	17.7.7 (17.8.24)	完了
医療器具第2弾 (PT. Sumitomo Indonesia)	57,413,865円	18.3.17 (18.3.24)	
医薬品の使用状況等に係るモニタリング役務 (PT. Manggala Jiwa Mukti)	5,392,496円	17.12.7	完了
小計 3件	<u>123,183,773円</u>		
2. 保健所復旧事業			
巡回治療用車両 (PT. Starion Berlian Indonesia)	104,790,000円	18.2.23	
薬剤運搬用トラック (PT. Starion Berlian Indonesia)	7,560,520円	18.1.17	
医療従事者用バイク (CV. New Sentosa)	5,000,000円	18.1.17	
救急車 (PT. Mulindo Agung Trikarsa)	53,741,100円	18.3.2	
保健所支援事業に係る研究所用実験室機材 (PT. Kanbutsu Indonesia)	16,145,159円	18.2.15	
保健所向け医療キット (PT. Alhas Jaya Group)	47,000,000円	18.3.3	
保健所（ブスケスマス）再建に関する役務（施工監理） (PT. Multi Area Conindo)	8,581,000円	18.1.12 (18.3.24)	
保健所（ブスケスマス）再建工事（施工業者） (PT. Daya Mulia Turangga)	144,400,000円	18.1.30	
小計 8件	<u>387,217,779円</u>		
3. ラジオ・テレビ放送支援事業			
ラジオ局向け事務所用家具 (PT. Elite Permai Metal Works Ltd.)	IDR91,358,000	17.6.20	完了
ラジオ局向け緊急機材 (住友商事株式会社)	24,838,000円	17.8.18	完了
ラジオ局復旧事業向け放送機材 (住友商事株式会社)	349,200,000円	17.10.31	
ラジオ局の建物改修（施工業者） (PT. Piyeung Jaya Perkasa)	24,044,000円	17.12.26	
ラジオ局及びテレビ局向け取材車両（ミニバン） (PT. Indomobil Trada Nasional)	IDR509,700,000	17.7.27	完了
テレビ局向け取材車両（ピックアップトラック） (PT. Indomobil Trada Nasional)	IDR216,000,000	17.7.27	完了
小計 6件	<u>398,082,000円</u> <u>817,058,000 IDR</u>		
4. 西海岸道路復旧事業			
道路建設用機械（4台） (PT. Equipindo Perkasa)	34,364,950円	17.5.4	完了

案件名及び契約内訳 (契約業者名)	契約額	契約年月日 (変更契約年月日)	契約に基づく 給付完了
道路建設用車両 (10台) (PT.Marubeni Indonesia)	12,256,810円	17.5.4	完了
道路建設用車両 (18台) (PT.Itochu Indonesia)	61,189,920円	17.5.6	完了
道路建設用機械 (5台) (PT.Daya Kobelco Construction Machinery)	54,223,650円	17.5.9	完了
道路建設用機械 (2台) (Sojitz Corporation)	28,513,000円	17.5.10	完了
道路建設用機械 (2台) (PT.United Tractor)	44,458,653円	17.5.10	完了
道路建設用車両 (PT.Pundi Kencana Mas)	7,095,950円	17.7.1	完了
道路建設用車両、機械 (PT.Equipindo Perkasa)	169,572,439円	17.7.1 (17.9.21)	
道路建設用機械 (株式会社シリウス)	9,411,800円	17.7.11	完了
道路建設用機械 (双日株式会社)	47,307,300円	17.7.12	完了
道路建設用機械 (PT.United Tractor)	35,074,545円	17.9.13	完了
道路建設用機械 (Itochu Corporation)	63,915,520円	17.9.13	完了
道路工事用資材 (PT.Bevananda Mustika)	10,173,000円	17.8.1	完了
道路工事用資材 (PT.Wijaya Karya Intrade)	26,035,072円	17.8.1	完了
道路建設に関する役務(施工監理) (コンソーシアム:片平エンジニアリング、PT.Virama Karya, PT.Cipta Strada, PT.Perent Jana Djaya, PT. Herda Carter Indonesia)	151,576,800円	17.7.13	
道路建設工事(施工業者) (PT.Adhi Karya(persero)Tbk)	2,651,681,982円	17.11.28	
小計16件	3,406,851,391円		
5.放水路(護岸工事)復旧事業			
護岸工事用建設機械 (伊藤忠商事株式会社)	42,974,436円	17.6.22	完了
護岸工事用建設機械 (PT.Daya Kobelco Construction Machinery)	80,000,000円	17.6.27	完了
護岸工事用ダンプトラック (PT.Itochu Indonesia)	38,453,900円	17.6.27	完了
護岸工事用散水車 (PT.Pundi Kencana Mas)	5,105,104円	17.6.27	完了
護岸工事用建設機械 (PT.United Tractor)	49,997,364円	17.6.27	完了
護岸工事用建設機械 (双日株式会社)	59,416,000円	17.7.5	完了
護岸工事用資材 (PT.Bevananda Mustika)	55,905,600円	17.7.20	完了
護岸工事用資材 (PT.Wijaya Karya Intrade)	4,664,000円	17.7.22	完了
護岸用車両 (PT.Marubeni Indonesia)	19,500,000円	17.8.15	完了
護岸工事に係わる移動式掘削機 (Tomen Corporation)	73,890,000円	18.1.16	

案件名及び契約内訳 (契約業者名)	契約額	契約年月日 (変更契約年月日)	契約に基づく 給付完了
護岸工事に係わる移動式ポンプ (PT. Diawa Baru)	26,502,500円	17.12.27	
護岸工事に係る役務(施工監理) (PT. Tri Tunggal Pratyaksa)	30,962,251円	17.10.31	
護岸工事に係る工事役務 (PT. Bina Pratama Persada)	32,388,863円	17.11.1	
護岸復旧工事(施工業者) (PT. Adhi Karya(persero) Tbk)	159,043,409円	17.12.12	
護岸復旧工事(施工業者) (PT. Waskita Karya(persero))	130,340,998円	17.12.8	
護岸復旧工事(施工業者) (PT. Istaka Karya(persero))	26,171,608円	17.12.8	
護岸復旧工事(施工業者) (PT. Istaka Karya(persero))	36,823,300円	17.12.8	
小計17件	872,139,333円		
6. 水道・衛生施設復旧事業			
上下水道整備用給水車 (PT. Pundi Kencana Mas)	15,315,312円	17.6.27	完了
上下水道整備用ダンプトラック (PT. Itochu Indonesia)	34,778,150円	17.6.27 (17.7.11)	完了
上下水道整備用建設機械 (PT. Daya Kobelco Construction Machinery)	40,100,000円	17.6.27 (17.7.4)	完了
上下水道整備用ブルドーザー (双日株式会社)	90,414,000円	17.7.5	完了
上水道整備計画に係る輸送役務 (PT. Quarta Airindo Sakti)	IDR72,630,000.00	17.9.1 (17.10.25)	完了
上水道及び衛生施設復旧計画向けトラック (PT. Itochu Indonesia)	12,555,810円	17.10.27	完了
上水道及び衛生施設復旧計画向けパキュームカー (PT. Sandebaja Perkasa)	7,185,750円	17.10.26	完了
上水道及び衛生施設復旧計画向けゴミ収集用アームロールトラック (CV. New Sentosa)	21,562,499円	17.10.26	完了
上水道及び衛生施設復旧計画向け消防車 (PT. Pundi Kencana Mas)	35,487,720円	17.10.26	完了
上水道及び衛生施設復旧計画向け消防車 (PT. Hidup Indah Abadi)	16,086,956円	17.10.26	完了
水道工事に係わる役務(施工監理) (PT. Arkonin Engineering Manggala Pratama)	35,231,088円	17.11.29	
水道復旧事業に係わる施工業者(パンダアチエ) (Glynwed Pipe System(Asia)PTE Ltd.)	533,168,660円	17.12.23	
水道復旧事業に係わる施工業者(アチェプサル、ニマス島) (Glynwed Pipe System(Asia)PTE Ltd.)	194,599,229円	17.12.23	
小計13件	1,036,485,174 円 72,630,000.00 IDR		
7. 孤児院再建事業			
孤児院向け機材 (PT. Kanbutsu Indonesia)	31,662,574円	18.2.10	

案件名及び契約内訳 (契約業者名)	契約額	契約年月日 (変更契約年月日)	契約に基づく 給付完了
孤児院修復・再建工事に係わる役務(設計調査、施工監理) (PT. Bina Karya(Persero))	23,673,800円	17.12.26	
孤児院修復・再建工事パッケージ1(施工業者) (PT. Istaka Karya(Persero))	153,497,000円	17.12.26	
小計 3件	208,833,374 円		
8. 漁業支援事業			
漁獲支援事業に係るワークショップの建設工事 (施工監理) (PT. Bina Karya(Persero))	6,845,000円	18.2.28	
漁獲総局向け施設の建設工事パッケージ1(ランプロのワークショップ、施工業者の選定) (PT. Piyeung Jaya Perkasa)	7,667,430円	17.12.30	
漁業支援事業に係るワークショップの建設工事 (4箇所) (PT. Gasny Halim)	28,267,000円	18.3.10	
漁業支援事業に係るワークショップ機材 (PT. Kawan Lama Sejahtera)	6,618,900円	18.2.13	
漁業支援事業における漁船エンジン (PT. Buntala Bersaudara Darmaja)	16,700,741円	17.12.22 (18.2.27)	完了
漁業支援事業における漁船エンジン (ヤマハ発動機株式会社)	9,423,270円	17.12.22 (18.2.27)	
漁業支援事業に係る魚網の供与 (PT. Buntala Bersaudara Darmaja)	63,250,000円	18.2.27	
漁業支援事業における養殖場の再建役務(設計調査、施工監理) (PT. Trans Intra Asia)	14,782,000円	17.10.25	
漁業支援事業向け車両 (PT. Itochu Indonesia)	1,716,140円	17.10.21	完了
漁業支援事業向けピックアップトラック (PT. Equipindo Perkasa)	2,636,750円	17.10.14	完了
漁業支援事業向け建設機械 (PT. Daya Kobelco Construction Machinery)	10,000,000円	17.10.14	完了
漁業支援事業に係る養殖研究所向け機材 (オガワ精機株式会社)	17,796,357円	18.3.22	
小計12件	185,703,588 円		
9. 市場復旧整備事業			
市場の再建工事(設計調査、施工監理) (PT. Arsi Wastuadi)	28,230,400円	17.12.7	
市場再建工事パッケージ1(施工業者) (PT. Gasny Halim)	49,411,000円	18.2.1	
市場復旧工事に係わる度量衡機材 (PT. Almega Sejahtera)	24,856,560円	18.1.30	
小計 3件	102,497,960 円		
10. 大学復旧等支援事業			
アラニリ大学向け実験試薬 (PT. Kanbutsu Indonesia)	11,570,749円	18.1.11	

案件名及び契約内訳 (契約業者名)	契約額	契約年月日 (変更契約年月日)	契約に基づく 給付完了
アラニリ大学向け実験試薬 (PT.Delphi Utama)	149,888円	18.1.11	
アラニリ大学向け実験試薬 (PT.Wijaya Karya Intrade)	1,281,269円	18.1.11	
アラニリ大学向け機材(書籍) (CV. Spektra Anugerahabadi)	2,842,400円	18.2.1	
シャクアラ大学向け機材(農学部、機械工学 部、化学部) (PT.Mulindo Agung Trikarsa)	73,516,324円	18.3.2	
シャクアラ大学向け機材(医学部) (オガワ精機株式会社)	69,500,000円	18.3.2	
アラニリ・シャクアラ大学施設の改修・再建に 関する役務(施工監理) (PT.Arkonin Engineering Manggala Pratama)	15,988,000円	17.12.29	
アラニリ・シャクアラ大学施設の改修・再建工 事パッケージ1(施工業者) (PT.Cahayamurni Dirganusa)	26,000,000円	17.12.29	
アラニリ大学施設の改修・再建工事パッケー ジ2(施工業者) (PT.Waskita Karya)	56,495,000円	18.1.25	
小計 9件	257,343,630円		
11.職業訓練センター支援事業			
職業訓練巡回車両 (PT.Gita Vidya Hutama)	117,777,415円	18.2.13	
職業訓練センターの修復・再建工事に係わる役 務(施工監理) (PT.Multi Area Conindo)	4,712,000円	17.12.26	
職業訓練センターの修復・再建工事(施工業 者) (PT.Hutama Kaya(Persero))	53,148,000円	17.12.28	
職業訓練センター向け機材 (関東物産株式会社)	102,233,023円	18.2.14	
小計 4件	277,870,438 円		
12.イスラム学校等に対する支援事業			
マドラッサ、ペサントレン向け学校機材 (PT.Kanbutsu Indonesia)	84,738,684円	17.10.28	
マドラッサ、ペサントレン向け学校機材 (PT.Sari Tiodo)	62,916,000円	17.10.28	
公立学校向け学校機材 (PT.Elite Permai Metal Works Ltd.)	131,948,384円	17.10.28	完了
公立学校向け学校機材 (CV.MitraSejati)	7,909,942円	18.2.15	
イスラム学校の修復・再建工事(設計調査、施 工監理) (PT.Multi Area Conindo)	23,112,000円	17.12.26	
イスラム学校の修復・再建工事パッケージ1 (施工業者) (PT.Waskita Karya(Persero))	242,107,000円	17.12.26	
小計 6件	552,732,010 円		

案件名及び契約内訳 (契約業者名)	契約額	契約年月日 (変更契約年月日)	契約に基づく 給付完了
13. 土地台帳の修復事業			
土地台帳修復に係る凍結乾燥機と関連する役務 (オガワ精機株式会社)	93,100,000円	17.6.20	
土地台帳修復に係る機材保管施設の工事に関する役務(施工業者) (PT.Hutama Karya)	11,218,448円	17.9.5	完了
土地台帳の修復に係る冷凍倉庫の保管料 (Perum Prasarana Perikanan Samudera Cabang Jakarta)	IDR346,500,000.00	17.9.16	
土地台帳の修復に係る冷凍倉庫の保管料 (Perum Prasarana Perikanan Samudera Cabang Jakarta)	USD68,358.18	18.3.16	
土地台帳修復に係る保管庫 (PT.Elite Permai Metal Works Ltd.)	3,095,625円	17.12.9	完了
土地台帳修復に係るデジタル化機材 (PT.Equipindo Perkasa)	60,259,016円	17.12.23 (18.1.6) (18.1.30) (18.2.20)	
小計 6件	<u>167,673,089 円</u> <u>346,500,000.00 IDR</u> <u>68,358.18 USD</u>		
14. 排水施設緊急復旧事業・モデルエリア開発事業			
排水施設復旧事業及びモデルエリア開発事業に係る建設工事(設計調査及び施工管理) (日本工営株式会社)	214,578,100円	18.3.1	
小計 1件	<u>214,578,100 円</u>		

注 契約金額計欄のうちUSDは米ドルを、IDRはインドネシアルピアを示す。

別表4-2 締結された契約の内訳（モルディブ共和国）

案件名及び契約内訳 (契約業者名)	契約額	契約年月日 (変更契約年月日)	契約に基づく 給付完了
1. 漁業関連設備整備計画			
無線機（漁業用資機材） (NAMIRA ENGINEERING & TRADING PTE.LTD.)	USD4,080	17.4.25	完了
GPS、魚網、エンジン、発電機、ポンプ、等 (Jet Companies Pvt.Ltd.)	USD370,816	17.5.29	完了
漁船用スペアパーツ (Maldives Transport Contracting Company Plc.)	USD39,477.91	17.10.6	完了
85ft漁船建造 (Fairline Designs Pvt.Ltd)	USD1,128,267.50	17.10.23	
85ft漁船建造 (Fairline Designs Pvt.Ltd)	USD1,259,587.50	17.12.26	
85ft漁船建造 (Fairline Designs Pvt.Ltd)	USD752,752.50	18.3.13	
漁業機材フェーズ2 (Alia Investments Pvt.Ltd)	USD89,796.79	17.8.23	完了
漁業機材フェーズ2 (Alia Investments Pvt.Ltd)	USD37,111.68	17.10.23	完了
漁業機材フェーズ2 (Misraab)	USD12,889.35	17.10.24	完了
小計 9件	3,694,779.23USD		
2. 公共施設・設備整備計画			
ラーム環礁におけるガン島行政合同庁舎及びフ ォナドー島行政事務所の再建及び太陽光整備 (若築建設株式会社)	USD2,710,000	17.11.2 (18.3.27)	
ラーム環礁におけるコースウェイ復旧・再建 (若築建設株式会社)	USD5,500,000	17.11.21	
公共インフラ・配電網復旧工事 (Static Company Pvt.Ltd)	USD479,693.31	17.8.10 (18.3.31)	
ラーム環礁における下水処理システム整備 (新日本空調株式会社)	USD1,750,000	17.11.9 (18.3.28)	
公共インフラ整備計画（施工管理） (八千代エンジニアリング株式会社)	102,304,000円	17.7.11	
小計 5件	102,304,000 円 10,439,693.31 USD		
3. 農業関連機材供与			
農業機材フェーズ1 (Apollo Enterprises Pvt.Ltd)	USD85,384.00	17.8.23	
農業機材フェーズ1 (Jinasena Limited)	USD252,576.25	17.8.25	完了
農業機材フェーズ2 (Sanco Marine Services)	USD244,420	17.9.26	
農業機材フェーズ2 (オガワ精機株式会社)	USD189,730	17.9.29	完了
農業機材フェーズ2 (Johs.Gram-Hanssen A/S)	USD357,455.00	17.10.26	
小計 5件	1,129,565.25 USD		

注 契約金額計欄のうちUSDは米ドルを示す。

別表4-3 締結された契約の内訳（スリランカ共和国）

案件名及び契約内訳 (契約業者名)	契約額	契約年月日 (変更契約年月日)	契約に基づく 給付完了
1. 中古パキュームカーの輸送及び高圧洗浄機の購入計画			
中古パキュームカー（9台）の輸送（横浜～コロンボ） (関東物産株式会社)	1,968,608円	17.2.28 (17.3.16)	完了
パキュームカー spare parts (関東物産株式会社)	5,397,543円	17.7.7	完了
高圧洗浄機（9台） (日世貿易株式会社)	2,569,950円	17.3.14	完了
パキュームカーの保守点検指導及び操作指導のための技術者派遣 (株式会社モリタエコノス)	1,700,000円	17.3.24	完了
Batticaloa し尿処理施設建設（施工業者） (TEXONE TECHNOLOGIES(Pvt) Ltd.)	LKR11,419,266.79	17.11.21	
Batticaloa し尿処理施設建設（施工管理） (Ceywater Consultants(Pvt) Ltd.)	LKR920,600	17.9.9	
Hambantota し尿処理施設建設（施工業者） (H.M.A Engineering Construction)	LKR9,302,172.00	17.11.30	
Hambantota し尿処理施設建設（施工管理） (Ceywater Consultants(Pvt) Ltd.)	LKR789,200	17.9.9	
小計 8件	11,636,101 円 22,431,238.79 LKR		
2. 給水車及び貯水タンクの購入計画			
給水車（11台） (Lanka Development Network(Pvt))	LKR30,943,000	17.3.15 (17.3.28)	完了
給水タンク（30台） (Plastishells Ltd.)	LKR986,340.00	17.3.21	完了
小計 2件	31,929,340.00 LKR		
3. 上水道の再整備（水管橋他の整備）			
水管橋修復工事（施工業者） (大成建設株式会社)	LKR26,195,000	17.8.8	
水管橋修復工事（施工管理） (Ceywater Consultants(Pvt) Ltd.)	LKR2,189,400	17.7.27	
水道メーター (Access International(Pvt) Ltd.)	LKR75,600,000	17.8.8	完了
水道パイプ (Lanka Development Network (Pvt) Ltd.)	LKR125,245,876.35	17.7.28	完了
小計 4件	229,230,276.35 LKR		
4. 発電機（100台）購入計画			
発電機（100台） (Mackwoods Limited)	LKR29,800,000	17.4.8	完了
発電機の輸送及び設置 (Ceylon Electricity Board)	LKR6,000,000	17.6.20	
小計 2件	35,800,000 LKR		

案件名及び契約内訳 (契約業者名)	契約額	契約年月日 (変更契約年月日)	契約に基づく 給付完了
5. 被災者用住宅			
日本・スリランカ友好村（イクバルナガル）建設（施工業者） (Central Engineering Consultancy Bureau)	LKR423,616,754.00	17.12.20	
日本・スリランカ友好村（ヒジラナガル）建設（施工業者） (Central Engineering Consultancy Bureau)	LKR379,603,537.25	17.12.20	
日本・スリランカ友好村（イクバルナガル及びヒジラナガル）建設（施工管理） (日本工営株式会社)	36,670,000円	17.9.28	
日本・スリランカ友好村（コネサプリ）建設（施工業者） (Isuru Engineering(Pte) Ltd.)	LKR241,049,578.25	17.12.29	
日本・スリランカ友好村（コネサプリ）建設（施工管理） (日本工営株式会社)	15,000,000円	17.12.26	
小計 5件	51,670,000 円 1,044,269,869.50 LKR		
6. 建設用重機械及び既存機械のスペアパーツの購入計画			
建設機械のスペアパーツ (United tractor & Equipment Ltd.)	USD187,432.34	17.3.7	完了
建設機械のスペアパーツ (SENOK Trade Combine Ltd.)	LKR25,188,600	17.3.14	完了
建設機械のスペアパーツ (Diesel & Motor Engineering Co., Ltd.)	LKR22,660,148	17.3.22	完了
建設機械（計3台） (United tractor & Equipment Ltd.)	LKR33,150,000	17.3.15	完了
小計 4件	80,998,748.00 LKR 187,432.34 USD		
7. 橋梁工事計画(Galle-Matara)			
南部橋梁等修復工事（施工管理） (株式会社オリエンタルコンサルタンツ)	48,000,000円	17.4.20	
南部橋梁等修復工事（コントラクター契約） (熊谷組株式会社)	546,000,000円	17.7.11	
東部コースウェイに関する役務（施工管理） (株式会社オリエンタルコンサルタンツ・日本工営株式会社・日本技研株式会社JV)	49,886,000円	17.6.3	
東部コースウェイ修復工事（施工業者） (株式会社間組)	810,000,000円	17.7.26	
小計 4件	1,453,886,000 円		
8. 警察署建設計画（6箇所）			
Rathgama警察署再建に関する役務（施工業者） (G.V.M.Silva & Sons)	LKR38,394,123.50	17.7.25 (18.2.27)	
Rathgama警察署再建に関する役務（施工管理） (Kenna Consultants(Pvt) Ltd.)	LKR2,587,888.84	17.3.21 (17.7.12)	
Dikwella警察署再建に関する役務（施工業者） (G.V.M.Silva & Sons)	LKR37,890,126.65	17.7.25 (18.2.27)	

案件名及び契約内訳 (契約業者名)	契約額	契約年月日 (変更契約年月日)	契約に基づく 給付完了
Dikwella警察署再建に関する役務(施工管理) (Arch International(Pvt) Ltd.)	LKR2,621,008.86	17.3.21 (17.7.12)	
Kuchchaveli警察署再建に関する役務(施工業者) (Madhushani Builders)	LKR38,688,936.03	17.7.25 (17.12.19)	
Kuchchaveli警察署再建に関する役務(施工管理) (Ranjan Nadesapillai Associates)	LKR2,679,986.69	17.3.21 (17.7.12)	
Kirinda警察署再建に関する役務(施工業者) (K.W.S de Silva & Sons)	LKR9,864,829.30	17.7.25 (18.2.27)	
Kirinda警察署再建に関する役務(施工管理) (Woodrow Steele(Pvt) Ltd.)	LKR700,238.05	17.3.21 (17.7.12) (18.2.27)	
Kosgoda警察署再建に関する役務(施工業者) (Cibuilro Engineering(Pvt) Ltd.)	LKR38,409,381.00	17.8.30 (18.2.27)	
Kosgoda警察署再建に関する役務(施工管理) (D.H.Wijewardene Associates(Pvt) Ltd.)	LKR2,623,546.67	17.3.21 (17.8.24)	
Hikkaduwa警察署再建に関する役務(施工業者) (Gunathilake Constructions(Pvt) Ltd.)	LKR63,969,789.98	17.12.27	
Hikkaduwa警察署再建に関する役務(施工管理) (Environmental Planning Services(Pvt) Ltd.)	LKR4,487,885.30	17.3.21 (17.12.27)	
小計12件	242,917,740.87 LKR		
9.小中学校再建計画(14校)			
Deepankara校再建に関する役務(施工業者) (NUWANI Construction(Pvt) Ltd.)	LKR22,799,883.57	17.5.20	完了
Deepankara校再建に関する役務(施工管理) (Surath wickramasinghe Associates)	LKR1,759,106.25	17.5.20	完了
Olikulam校及びAnver校再建に関する役務(施工業者) (Squire Mech Engineering(Pvt) Ltd.)	LKR144,066,470.08	17.10.7	
Olikulam校及びAnver校再建に関する役務(施工管理) (Engineering Consultants Limited)	LKR3,160,000.00	17.10.10	
Puthukudyiruppu校及びSt.Theresa校再建に関する役務(施工業者) (Squire Mech Engineering(Pvt) Ltd.)	LKR102,078,953.08	17.10.7	
Puthukudyiruppu校及びSt.Theresa校再建に関する役務(施工管理) (Engineering Consultants Limited)	LKR3,100,000.00	17.10.10	
Kudawella校再建に関する役務(施工業者) (NUWANI Construction(Pvt) Ltd.)	LKR72,704,464.25	17.9.15	
Kudawella校再建に関する役務(施工管理) (Surath wickramasinghe Associates)	LKR2,609,612.50	17.8.30	
Karathive校再建に関する役務(施工業者) (Ranasiha Lanka Construction(Pvt) Ltd.)	LKR40,264,390.10	17.9.15	
Karathive校再建に関する役務(施工管理) (Engineering Consultants Limited)	LKR2,171,500.00	17.8.30	
Sri Sumangala Boys School 再建に関する役務(施工業者) (Buildmart Lanka(Pvt) Ltd.)	LKR277,345,798.74	17.10.31	
Sri Sumangala校再建に関する役務(施工管理) (Surath wickramasinghe Associates)	LKR5,654,000.00	17.10.7	

案件名及び契約内訳 (契約業者名)	契約額	契約年月日 (変更契約年月日)	契約に基づく 給付完了
Kumara Kasyapa校再建に関する役務(施工業者) (Link Engineering Ltd.)	LKR59,188,283.11	17.11.23	
Kumara Kasyapa校再建に関する役務(施工管理) (D.H.Wijewardene Associates(Pvt) Ltd.)	LKR1,476,000.00	17.11.23	
A/Bahriya Vidyalaya校再建に関する役務(施工業者) (Ranasiha Lanka Construction(Pvt) Ltd.)	LKR53,276,467.26	17.11.29	
A/Bahriya Vidyalaya校再建に関する役務(施工管理) (State Engineering Corporation)	LKR2,537,500.00	17.11.29	
Am/Km/Absan Vidyalaya校再建に関する役務(施工業者) (Squire Mech Engineering(Pvt) Ltd.)	LKR88,006,181.26	17.12.23	
Am/Km/Absan Vidyalaya校再建に関する役務(施工管理) (Engineering Consultants Limited)	LKR3,030,000.00	17.12.27	
Payagala North R.C.校再建に関する役務(施工業者) (Elemech Engineers(Pvt) Ltd.)	LKR67,571,922.66	17.12.30	
Payagala North R.C.校再建に関する役務(施工管理) (Surath Wickramasinghe Associates)	LKR1,936,500.00	17.12.26	
Aliyawalai CCTMV校再建に関する役務(施工業者) (Stephens' Construction(Pvt) Ltd.)	LKR145,093,422.64	18.3.17	
Aliyawalai CCTMV校再建に関する役務(施工管理) (Engineering Consultants Limited)	LKR8,850,000.00	17.12.27	
小計22件	1,108,680,455.50 LKR		
10. 漁業用資機材購入計画			
コンテナタイプワークショップ (株式会社シリウス)	66,500,000円	17.6.27	完了
コンテナタイプアイスプラント (Lanka Transformers Ltd.)	LKR451,687,181.62	17.7.28	
冷凍車 (伊藤忠商事株式会社)	148,216,320円	17.11.16	
漁船補修材料 (U.S.S.Services(Pvt) Ltd.)	LKR31,614,390	17.5.16	完了
漁具 (Lipi Lanka Enterprises)	LKR101,500,000	17.5.20	完了
船外機 (Associated Motor Co.,Ltd.)	LKR41,962,500	17.5.10	完了
漁船 (Cey-Nor Foundation Ltd.)	LKR164,196,250	17.4.29	
船外機のスペアパーツ (Associated Motor Co.,Ltd.)	LKR36,966,428	17.4.21	完了
船外機のスペアパーツ (Nail Marine Ltd.)	LKR48,315,445	17.4.29	完了
漁船修復 (Cey-Nor Foundation Ltd.)	LKR12,526,800	17.8.9	
南部漁港修復(施工業者) (五洋建設・若築建設JV)	728,302,753円	17.9.12	

案件名及び契約内訳 (契約業者名)	契約額	契約年月日 (変更契約年月日)	契約に基づく 給付完了
南部漁港修復(施工管理) (オール・ソース・アグロフィッシャリーズ コンサルタンツ株式会社・日本工営株式会社JV)	33,179,000円	17.7.20 (17.12.6)	
日本型訓練船 (ヤマハ発動機株式会社)	44,700,000円	17.10.28	
マルチデイ漁船 (Neil Fernando & Co.)	LKR64,120,000.00	18.2.3	
小計14件	<u>1,020,898,073</u> 円 <u>952,888,994.62</u> LKR		
11. 医療関連機材購入計画			
33地方病院機材 (岩谷産業株式会社)	145,894,815円	17.6.10	
回診車 (岩谷産業株式会社)	49,866,000円	17.6.6	
狂犬病対策機材 (株式会社シリウス)	11,183,000円	17.6.6	
小計 3件	<u>206,943,815</u> 円		
12. 津波被災地巡回用車両調達計画			
被災地域巡回用ピックアップトラック (豊田通商株式会社)	117,760,000円	17.9.22	完了
被災地域巡回用ピックアップトラックアクセサリ (Toyota Lanka(Pvt) Ltd.)	LKR2,560,000.00	17.10.5	完了
被災地域巡回用ピックアップトラックレンタル (Casons Rent-a-Car(Pvt) Ltd.)	LKR5,169,046.00	17.10.2	完了
被災地域巡回用ピックアップトラックレンタル (ECD Global(Pvt) Ltd.)	LKR1,102,040.00	17.10.2 (17.10.11)	完了
被災地域巡回用ピックアップトラックレンタル (ECD Global(Pvt) Ltd.)	LKR7,628,655.00	17.10.2 (17.10.11)	完了
小計 5件	<u>117,760,000</u> 円 <u>16,459,741.00</u> LKR		

注 契約金額計欄のうちUSDは米ドルを、LKRはスリランカルピーを示す。